

令和2年度

保健福祉行政の概要

岡山県保健福祉部

保健福祉行政の概要 目次

第1 保健福祉部の行政機構

- (1) 保健福祉部行政機構図…………… 1
- (2) 県民局・保健所の行政機構図…………… 2

第2 保健福祉部機構系統別分掌事務

- 1 保健福祉部分掌事務…………… 3
- 2 本庁各課及び出先機関分掌事務…………… 3
- 3 条例等に基づく委員会、審議会、協議会等…………… 16

第3 令和2年度保健福祉行政の重点施策

- 1 施策推進の基本的な考え方…………… 18
- 2 保健・医療・福祉充実プログラム… 18
- 3 結婚・妊娠・出産応援プログラム… 19
- 4 子育て支援充実プログラム…………… 19
- 5 防災対策強化プログラム…………… 19

第4 主要事業の概要

＝保健福祉課＝

- 1 地域保健の推進…………… 20
- 2 地域福祉の推進…………… 20
- 3 福祉基盤の充実…………… 21
- 4 戦争犠牲者等の援護業務…………… 24
- 5 原爆被爆者対策…………… 24
- 6 災害への対応…………… 24

＝指導監査室＝

- 1 社会福祉法人・社会福祉施設の指導監督等…………… 26
- 2 障害福祉サービス事業者の指導監督…………… 26
- 3 介護サービス事業者の指導監督…………… 27

＝被災者生活支援室＝

- 1 被災者生活支援…………… 28

＝医療推進課＝

- 1 岡山県保健医療計画の推進…………… 30
- 2 医療介護総合確保促進法に基づく県計画…………… 33
- 3 医療提供体制の整備充実…………… 33
- 4 看護職員の養成確保と資質向上…………… 40
- 5 がん対策の推進…………… 42
- 6 保健統計…………… 43
- 7 医療費適正化の推進…………… 43

＝健康推進課＝

- 1 健康づくりの推進…………… 44
- 2 母子保健の推進…………… 46
- 3 生涯を通じた歯の健康づくりの推進…………… 47
- 4 感染症対策の強化…………… 47
- 5 ハンセン病問題対策の推進…………… 50
- 6 精神保健福祉施策の推進…………… 50
- 7 地域における健康づくりの推進…………… 52

＝生活衛生課＝

- 1 生活衛生営業等の衛生確保…………… 53
- 2 宿泊施設の適正な運営確保…………… 55
- 3 食の安全・安心の確保…………… 55
- 4 動物の愛護と管理…………… 56
- 5 化製場等の衛生対策…………… 58
- 6 水道の整備…………… 58

＝医薬安全課＝

- 1 臓器移植等の推進…………… 61
- 2 難病対策及び小児医療対策…………… 62
- 3 公害健康被害者救済対策…………… 63
- 4 石綿による健康被害の救済対策…………… 63
- 5 血液事業の展開…………… 63
- 6 医薬品等の安全確保…………… 63
- 7 毒物劇物危害防止対策…………… 65
- 8 麻薬・向精神薬・覚醒剤対策…………… 65

＝子ども未来課＝

- 1 少子化対策・子育て支援の推進…… 67
- 2 保育等の拡充…… 68
- 3 放課後児童クラブの支援…… 70
- 4 地域の子育て支援の充実…… 71

＝子ども家庭課＝

- 1 ひとり親家庭等の自立の促進…… 72
- 2 子どもの貧困対策…… 72
- 3 婦人保護事業…… 72
- 4 児童手当…… 72
- 5 子ども災害見舞金…… 72
- 6 児童相談機関による相談活動の
充実…… 73
- 7 児童虐待防止対策…… 73
- 8 社会的養育の推進…… 73

＝障害福祉課＝

- 1 福祉のまちづくりの推進…… 75
- 2 障害者計画の推進…… 76
- 3 障害福祉計画・障害児福祉計画の
推進…… 76
- 4 障害者差別解消法への適切な対応… 76
- 5 障害者スポーツ大会の開催…… 77
- 6 身体障害のある人・知的障害の
ある人の現状等…… 77
- 7 障害福祉サービス等の提供体制の
整備…… 78
- 8 各種障害福祉施策…… 80
- 9 県立施設等…… 81
- 10 低所得者福祉…… 81

＝長寿社会課＝

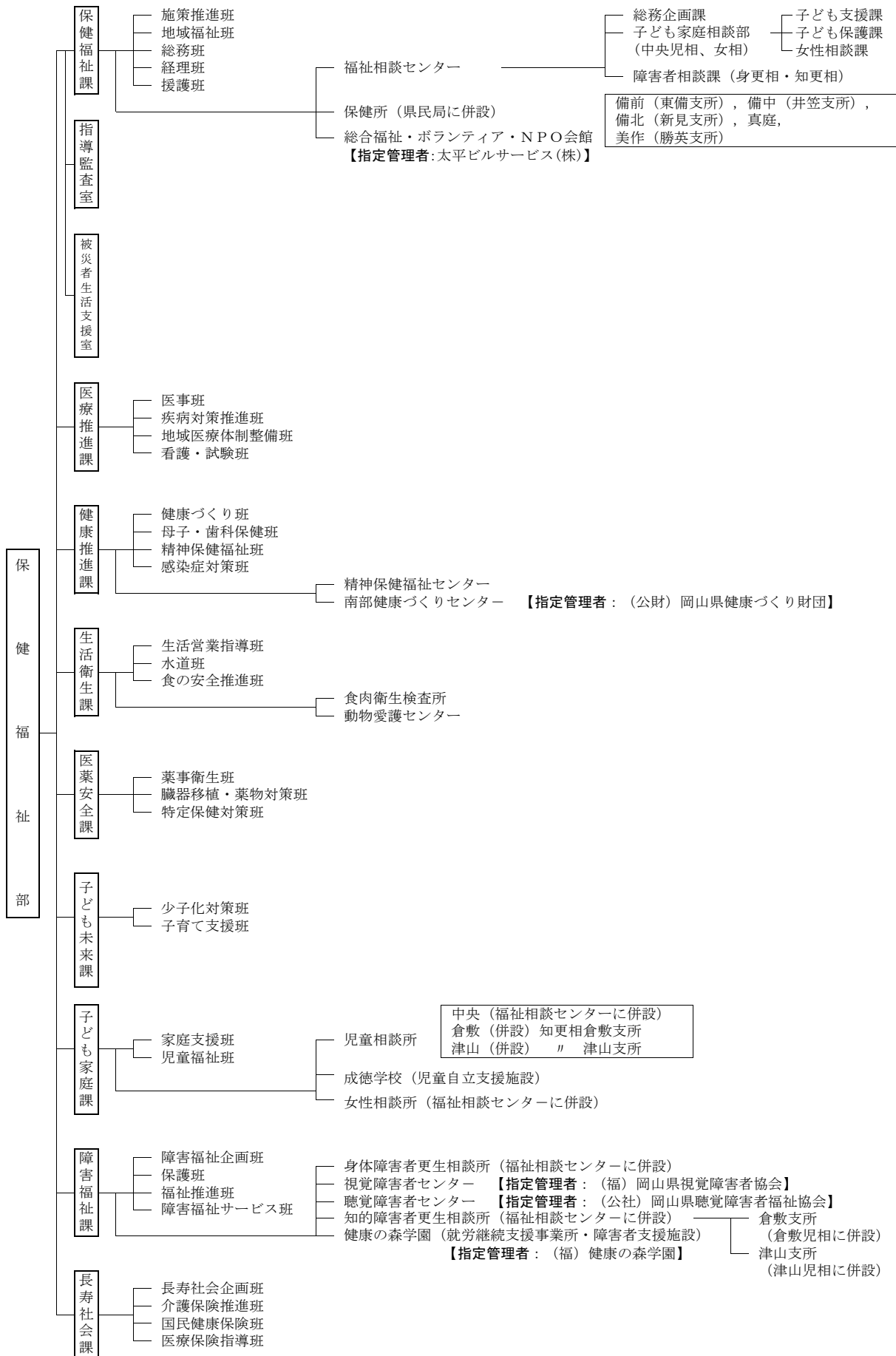
- 1 高齢者保健福祉施策の推進…… 84
- 2 認知症対策の推進…… 86
- 3 後期高齢者医療制度…… 87
- 4 国民健康保険…… 88

第5 令和2年度保健福祉部当初

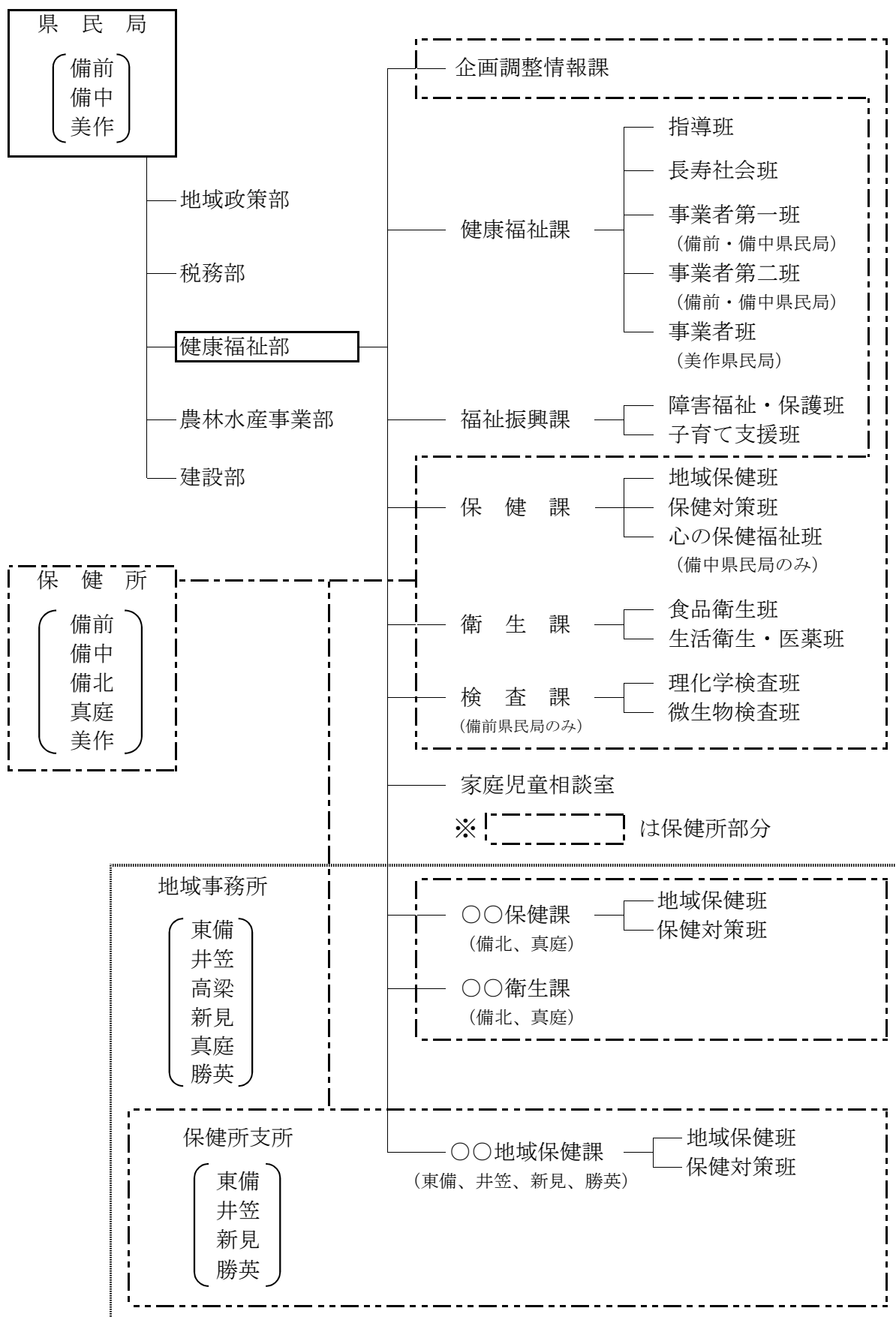
- 予算額一覧表…… 90

第1 保健福祉部の行政機構

(1) 保健福祉部行政機構図 (令和2年4月1日現在)



(2) 県民局・保健所の行政機構図（令和2年4月1日現在）



※ [] は保健所部分

※地域事務所は、県民局の現地事務所

※保健所は、県民局の統轄出先機関

第2 保健福祉部機構系統別分掌事務

1. 保健福祉部分掌事務

- (1) 保健衛生に関する事項
- (2) 保健所に関する事項
- (3) 社会福祉に関する事項
- (4) 社会保障に関する事項

2. 本庁各課及び出先機関分掌事務

○本 庁

課 室 名	班 名	所 掌 事 務
保健福祉課	施策推進班 地域福祉班 総務班 経理班 援護班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保健福祉に関する企画及び調査研究に関すること。 2. 社会福祉統計に関すること。 3. 保健所及び市町村の保健師活動の総合調整及び支援に関すること。 4. 社会福祉事業の推進に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 5. 保健福祉ボランティア及び地域保健福祉活動の推進に関すること。 6. 福祉に係る人材の育成に関すること。 7. 社会福祉事業従事者の指導及び訓練に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 8. 災害救助に関すること。 9. 戦傷病者、戦没者遺族、引揚者等の援護に関すること。 10. 未帰還者の調査究明及び留守家族等の援護に関すること。 11. 旧軍人、旧軍属及びその遺族の恩給に関すること。 12. その他旧軍人、旧軍属等の身上の取扱いに関すること。 13. 戦没者の叙位叙勲に関すること。 14. 原子爆弾被爆者の援護に関すること。 15. 保健所に関すること。 16. 保健所運営協議会及び社会福祉審議会に関すること。 17. 福祉相談センター及び総合福祉・ボランティア・NPO会館に関すること。 18. その他他課の分掌に属しない保健福祉に関すること。
指導監査室		<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉法人の指導監督に関すること。 2. 社会福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。 3. 児童福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。 4. 生活困窮者福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。 5. 身体障害者（身体障害児を含む。第三十二条において同じ。）福祉関係及び知的障害者（知的障害児を含む。同条において同じ。）福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。 6. 高齢者福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。 7. 社会福祉施設の従事者等による虐待の防止に関すること。
被災者生活支援室		<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の施行に関すること。 2. 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）の施行に関すること。 3. 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）の施行に関すること。 4. 応急仮設住宅に関すること（住宅課の分掌に属するものを除く。）。 5. その他他課の分掌に属しない被災者の生活の支援に関すること。

課室名	班名	所掌事務
医療推進課	医事班 疾病対策推進班 地域医療体制整備班 看護・試験班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域医療の整備に関する事。 2. 病院、診療所及び助産所に関する事。 3. 医療関係法人等の指導監督に関する事。 4. 医師、歯科医師、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、保健師、助産師、看護師、准看護師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する事。 5. 保健に係る人材の育成に関する事。 6. 看護師等学校養成所に関する事。 7. 衛生関係従事者等の試験及び免許に関する事。 8. 旧公衆衛生看護学校に関する事。 9. 医療審議会、准看護師試験委員、岡山県がん対策推進協議会及び岡山県がん登録審議会に関する事。 10. 保健医療計画に関する事。 11. 医療療養病床転換支援等に関する事。 12. がん対策に関する事。 13. 医療費適正化の推進に関する事。 14. 保健統計に関する事。 15. その他他課の分掌に属しない保健及び医療に関する法人等の施設指導に関する事。
健康推進課	健康づくり班 母子・歯科保健班 精神保健福祉班 感染症対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康づくり対策の企画及び推進に関する事。 2. 栄養指導及び栄養士に関する事。 3. 健康増進事業に関する事。 4. 健康診査管理指導、特定健康診査、特定保健指導等の技術的支援に関する事。 5. 国民健康保険に関する事（特定健康診査及び特定保健指導に関するものに限る。）。 6. 母子保健に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。 7. 歯科保健に関する事。 8. 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事。 9. 発達障害児の福祉に関する事。 10. 母体保護に関する事。 11. 結核対策及び感染症対策に関する事。 12. 健康増進施設の整備に関する事。 13. 健康の森に関する事。 14. 衛生関係地区組織に関する事。 15. 精神保健福祉センター及び健康づくりセンターに関する事。 16. 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに関する事。 17. 精神保健福祉審議会、精神医療審査会、感染症対策委員会及び感染症診査協議会に関する事。 18. 食育の推進に関する事。 19. その他他課の分掌に属しない健康対策に関する事。

課室名	班名	所掌事務
生活衛生課	生活営業指導班 水道班 食の安全推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食の安全の推進に関する事。 2. 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事。 3. 調理師及び製菓衛生師に関する事。 4. 魚介類の行商に関する事。 5. 理容業及び美容業に関する事。 6. 興行場、旅館及び公衆浴場に関する事。 7. 住宅宿泊事業に関する事（届出等の受理及び指導監督に関するものに限る。）。 8. クリーニング業に関する事。 9. 生活衛生同業組合の指導監督に関する事。 10. 水道に関する事。 11. 建築物衛生に関する事。 12. と畜場及び化製場等に関する事。 13. と畜検査に関する事。 14. 狂犬病の予防に関する事。 15. 動物の愛護及び管理に関する事。 16. 食鳥処理業に関する事。 17. 食肉衛生検査所に関する事。 18. 動物愛護センターに関する事。 19. 生活衛生適正化審議会及び公衆浴場入浴料金審議会に関する事。
医薬安全課	薬事衛生班 臓器移植・薬物対策班 特定保健対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬局に関する事。 2. 薬剤師に関する事。 3. 医薬品等の製造及び販売並びに検定検査に関する事。 4. 薬用植物に関する事。 5. 毒物及び劇物に関する事。 6. 麻薬、向精神薬、大麻及びあへんに関する事。 7. 覚醒剤に関する事。 8. 献血の推進に関する事。 9. 救急用血清に関する事。 10. 薬事工業生産及び動態統計調査に関する事。 11. 医療産業の振興に関する事。 12. 難病対策に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。 13. 公害健康被害の補償等に関する事。 14. 小児慢性特定疾病及び療育医療に係る医療費の給付に関する事。 15. 臓器移植等の推進に関する事。 16. 薬事審議会、麻薬中毒審査会、公害健康被害認定審査会、小児慢性特定疾病審査会及び指定難病審査会に関する事。
子ども未来課	少子化対策班 子育て支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 少子化対策に関する施策の企画立案及び総合調整に関する事。 2. 児童の福祉に関する事（子ども家庭課の分掌に属するものを除く。）。 3. 児童の福祉に関する調査統計に関する事（子ども家庭課の分掌に属するものを除く。）。 4. 保育士の指導養成に関する事。 5. 保育所及び認定こども園に関する事。 6. 児童文化の向上に関する事。 7. 子ども・子育て会議に関する事。

課室名	班名	所掌事務
子ども家庭課	家庭支援班 児童福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 要保護児童等の福祉に関する事。 2. 児童虐待の防止に関する事。 3. 社会的養育推進計画に関する事。 4. 児童の福祉に関する調査統計に関する事。 5. 子どもの貧困対策の総合調整に関する事。 6. ひとり親家庭(母子、父子及び寡婦)等の福祉に関する事。 7. 児童扶養手当及び児童手当に関する事。 8. 児童委員に関する事。 9. 性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。以下同じ。）に関する事。 10. 児童相談所、女性相談所及び成徳学校に関する事。 11. その他他課の分掌に属しない女性の福祉に関する事。
障害福祉課	障害福祉企画班 保護班 福祉推進班 障害福祉サービス班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活困窮者、身体障害者、知的障害者及び発達障害者の福祉事業の推進に関する事。 2. 生活困窮者、身体障害者及び知的障害者の福祉に関する調査統計に関する事。 3. 生活困窮者の保護及び更生に関する事。 4. 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する事。 5. 身体障害者及び知的障害者に係る市町村の行う援護に関し、市町村間の連絡調整、情報の提供その他必要な援助を行う事。 6. 障害児の保護委託に関する事。 7. 福祉年金の支給に関する事。 8. 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事。 9. 障害福祉サービス等による支援に関する事。 10. 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等に関する事。 11. 心身障害者扶養共済制度に関する事。 12. 医療費公費負担制度に関する事務の統括に関する事。 13. 福祉のまちづくりに関する施策の総合企画及び連絡調整に関する事。 14. 障害者の虐待の防止に関する事(保健福祉課指導監査室の分掌に属するものを除く。) 15. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する事。 16. 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、視覚障害者センター、聴覚障害者センター及び健康の森学園に関する事。 17. 障害者施策推進審議会及び障害者介護給付費等不服審査会に関する事。 18. その他他課の分掌に属しない生活困窮者、身体障害者及び知的障害者に関する事。
長寿社会課	長寿社会企画班 介護保険推進班 国民健康保険班 医療保険指導班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 長寿社会に対応する施策の企画立案及び総合調整に関する事。 2. 高齢者保健福祉計画に関する事。 3. 介護保険事業に関する事。 4. 認知症対策に関する事。 5. 高齢者の福祉事業の推進に関する事。 6. 高齢者虐待の防止に関する事(保健福祉課指導監査室の分掌に属するものを除く。) 7. 後期高齢者医療制度に関する事。 8. 国民健康保険に関する事(特定健康診査及び特定保健指導を除く。) 9. 岡山県介護保険審査会、岡山県国民健康保険審査会、岡山県後期高齢者医療審査会及び岡山県国民健康保険運営協議会に関する事。 10. その他他課の分掌に属しない高齢者保健福祉対策に関する事。

○ 出先機関

出先機関名		所 掌 事 務
県 民 局 健 康 福 祉 部	備前	<p>○健康福祉部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢社会に対応する施策の企画調整及び進行管理に関すること。 2. 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の総合調整に関すること。 3. 高齢者の保健福祉に関すること。 4. 生活保護に関すること。 5. 児童福祉に関すること。 6. ひとり親家庭（母子，父子及び寡婦）等の福祉に関すること。 7. 身体障害者福祉に関すること（身体障害者手帳に関する事務を除く。）。 8. 知的障害者福祉に関すること（療育手帳に関する事務を除く。）。 9. 地域における健康づくりに関すること。 10. 地域の保健，医療及び福祉に関する施策の企画立案及び総合調整に関すること。 11. 地域の保健，医療及び福祉に係る長期計画の策定及び総合調整に関すること。 12. 保健及び福祉に係るボランティアに関すること。 13. 保健福祉関係職員の研修に関すること。 14. 調査統計に関すること。 15. 保健所の業務との総合調整に関すること。 16. 前各号に掲げるもののほか，保健，医療及び福祉に関すること。
	備中	<p>（企画調整情報課）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の保健，医療及び福祉に関する施策の企画立案及び総合調整に関すること。 2. 地域の保健，医療及び福祉に関する長期計画の策定及び総合調整に関すること。 3. 地域の保健及び福祉に関する情報の収集，整理及び活用に関すること。 4. 保健及び福祉に係るボランティアに関すること。 5. 保健福祉関係職員の研修に関すること。 6. 調査統計に関すること。 7. 保健福祉関係表彰に関すること。 8. 健康危機管理体制等に関すること。 9. 保健所運営協議会に関すること。 <p>（健康福祉課）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢化対策に関すること。 2. 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進に関すること。 3. 高齢者の在宅保健福祉に関すること。 4. 高齢者の医療及び健康増進事業の総合調整に関すること。 5. 認知症対策に関すること。 6. 社会福祉事業の推進に関すること。 7. 社会福祉関係の法人，団体，社会福祉施設及び事業所の指導監督に関すること。 8. 民生委員及び児童委員に関すること。 9. 戦傷病者，戦没者遺族等，引揚者，未帰還者留守家族等の援護に関すること。 10. 災害救助に関すること。 <p>（福祉振興課）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活困窮者の保護及び更生に関すること。 2. 児童及びひとり親家庭（母子，父子及び寡婦）等の福祉に関すること。 3. 知的障害者の福祉に関する指導及び相談に関すること。 4. 身体障害者の福祉に関する指導及び相談に関すること。 5. 高齢者の福祉に関する指導及び相談に関すること。 6. 児童文化の向上に関すること。 7. 児童手当，児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。 8. 保育所及び児童厚生施設に関すること。

出 先 機 関 名		所 掌 事 務
県 民 局 健 康 福 祉 部	美作 企画調整情報課 健康福祉課 指 導 班 長寿社会班 事業者班 福祉振興課 障害福祉・保護班 子育て支援班 保健課 地域保健班 保健対策班 真庭保健課 地域保健班 保健対策班 勝英地域保健課 地域保健班 保健対策班 衛生課 食品衛生班 生活衛生・医薬班 真庭衛生課 家庭児童相談室	9. 要保護女子の保護及び更生に関すること。 10. 岡山県福祉年金に関すること。 (保健課, 地域保健課, 備北保健課及び真庭保健課) 1. 地域における保健及び福祉に係る一体的な施策の推進に関すること。 (衛生課, 備北衛生課及び真庭衛生課) 1. 生活衛生対策に係る保健福祉の調整に関すること。 (検査課) 1. 快適な環境づくりの推進の支援に関すること。 (家庭児童相談室) 1. 児童及び妊産婦の福祉に係る実情の把握に関すること。 2. 児童及び妊産婦の福祉に関する事項に係る相談, 調査及び指導に関すること。

出先機関名		所 掌 事 務	
保 健 所	備前	<p>企画調整情報課 保健課 地域保健班 保健対策班 衛生課 食品衛生班 生活衛生・医薬班 検査課 理化学検査班 微生物検査班</p>	<p>○保健所</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事。 2. 地域保健に関する情報の収集、整理及び活用に関する事。 3. 地域保健に関する調査及び研究に関する事。 4. 地域保健対策の実施に関する市町村に対する援助及び市町村相互間の連絡調整に関する事。 5. 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事。 6. 栄養の改善及び食品衛生に関する事。 7. 住宅、水道その他生活衛生に関する事。 8. 医事及び薬事に関する事。 9. 保健師に関する事。 10. 公共医療事業の向上及び増進に関する事。 11. 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事。 12. 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事。 13. 歯科保健に関する事。 14. 衛生上の試験及び検査に関する事。 15. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事。 16. 結核、感染症その他の疾病の予防に関する事。 17. 公害健康被害の補償等に関する事。 18. 健康の保持及び増進を図るため、必要に応じて、歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行う事。 19. 地域の保健、医療及び福祉に関する施策の企画立案及び総合調整の支援に関する事。 20. 地域の保健、医療及び福祉に係る長期計画の策定及び総合調整の支援に関する事。 21. 保健福祉関係職員の研修の支援に関する事。 22. 保健所運営協議会に関する事。 23. 県民局健康福祉部との連絡調整に関する事。 24. その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事。
	備中	<p>企画調整情報課 保健課 地域保健班 保健対策班 心の保健福祉班 衛生課 食品衛生班 生活衛生・医薬班</p>	
	備北	<p>備北保健課 地域保健班 保健対策班 備北衛生課</p>	
	真庭	<p>真庭保健課 地域保健班 保健対策班 真庭衛生課</p>	
	美作	<p>企画調整情報課 保健課 地域保健班 保健対策班 衛生課 食品衛生班 生活衛生・医薬班</p>	
保 健 所 支 所	東備	<p>東備地域保健課 地域保健班 保健対策班</p>	<p>(保健課、備北保健課、真庭保健課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 結核、感染症その他の疾病の予防に関する事。 2. 歯科保健に関する事。 3. 予防接種及び検疫に関する事。 4. 身体障害児に関する事。 5. 母体保護に関する事。 6. 衛生上の試験及び検査に関する事（ただし、備前保健所は除く。） 7. 原子爆弾被爆者の健康診断及び手当等の支給に関する事。 8. 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事。 9. 栄養の改善及び栄養士の業務に関する事。 10. 健康の増進に関する事。 11. 母性及び乳幼児に関する事。 12. 児童の保健に関する事。 13. 健康増進事業並びに生活習慣病及び介護の予防に関する事。 14. 公害健康被害の補償等に関する事。 15. 医療社会事業に関する事。 16. 難病患者の在宅療養支援に関する事。 17. 臓器移植に関する事。
	井笠	<p>井笠地域保健課 地域保健班 保健対策班</p>	
	新見	<p>新見地域保健課 地域保健班 保健対策班</p>	
	勝英	<p>勝英地域保健課 地域保健班 保健対策班</p>	

出	先	機 関 名	所 掌 事 務
			<p>18. 市町村の保健師活動の総合調整及び支援に関する事。</p> <p>19. 保健師看護師助産師学校養成所，栄養士養成施設及び精神保健福祉士養成施設の学生の実習指導に関する事。</p> <p>20. 愛育委員連合会，栄養改善協議会等に関する事。</p> <p>21. 感染症診査協議会に関する事（備前，備中及び美作保健所に限る。）。</p> <p>22. 保健健康意識の普及向上に関する事。</p> <p>23. 病院，診療所，助産所その他医療機関の指導監督に関する事。</p> <p>24. 医師，歯科医師，診療放射線技師，歯科衛生士，歯科技工士，臨床検査技師，衛生検査技師，保健師，助産師，看護師，准看護師，栄養士，あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師等に関する事。</p> <p>25. 医療救護に関する事。</p> <p>26. 死体の解剖及び保存に関する事。</p> <p>（衛生課，備北衛生課，真庭衛生課）</p> <p>1. 食品衛生及び乳肉衛生に関する事。</p> <p>2. 化製場等に関する事。</p> <p>3. 狂犬病の予防に関する事。</p> <p>4. 調理師及び製菓衛生師に関する事。</p> <p>5. 食中毒に関する事。</p> <p>6. 薬事及び薬事衛生に関する事。</p> <p>7. 献血の推進に関する事。</p> <p>8. 薬剤師に関する事。</p> <p>9. 公衆浴場，温泉，旅館，興行場等の衛生に関する事。</p> <p>10. 住宅宿泊事業に関する事（届出等の受理及び指導監督に関するものに限る。）。</p> <p>11. 理容業及び美容業に関する事。</p> <p>12. クリーニング業に関する事。</p> <p>13. 公衆浴場の入浴料金に関する事。</p> <p>14. 生活衛生同業組合に関する事。</p> <p>15. 水道及び飲料水に関する事。</p> <p>16. 衛生上の化学的試験及び検査に関する事。</p> <p>17. 建築物における衛生的環境の確保に関する事。</p> <p>18. 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事。</p> <p>19. 県民局地域政策部において行う廃棄物対策等の業務についての公衆衛生上の観点からの指導に関する事。</p> <p>（検査課）</p> <p>1. 食品衛生及び生活衛生上の試験検査に関する事。</p> <p>2. 細菌検査，臨床検査その他衛生上の試験検査に関する事。</p> <p>3. 県民局地域政策部において行う業務に係る検査の支援に関する事。</p> <p>○保健所支所</p> <p>（地域保健課）</p> <p>1. 結核，感染症その他の疾病の予防に関する事。</p> <p>2. 歯科保健に関する事。</p> <p>3. 予防接種及び検疫に関する事。</p> <p>4. 身体障害児に関する事。</p> <p>5. 母体保護に関する事。</p> <p>6. 衛生上の試験及び検査に関する事。</p> <p>7. 原子爆弾被爆者の健康診断及び手当等の支給に関する事。</p> <p>8. 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事。</p> <p>9. 栄養の改善及び栄養士の業務に関する事。</p> <p>10. 健康の増進に関する事。</p> <p>11. 母性及び乳幼児に関する事。</p> <p>12. 児童の保健に関する事。</p> <p>13. 健康増進事業並びに生活習慣病及び介護の予防に関する事。</p> <p>14. 公害健康被害の補償等に関する事。</p> <p>15. 医療社会事業に関する事。</p> <p>16. 難病患者の在宅療養支援に関する事。</p> <p>17. 臓器移植に関する事。</p>

出 先 機 関 名		所 掌 事 務
		18. 市町村の保健師活動の総合調整及び支援に関すること。 19. 保健師助産師看護師学校養成所，栄養士養成施設及び精神保健福祉士養成施設の学生の実習指導に関すること。 20. 愛育委員連合会，栄養改善協議会等に関すること。 21. 保健健康意識の普及向上に関すること。 22. 医療救護に関すること。

出先機関名		所掌事務
福祉相談センター	総務企画課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庶務に関すること。 2. 福祉相談センター内の連絡調整に関すること。 3. 相談機能の強化に関すること。 4. 児童相談所業務に関する情報の収集、整理及び活用に関すること。 5. 児童相談所業務の事例検証に関すること。 6. 児童相談所及び市町村職員の研修に関すること。 7. 障害者スポーツの推進に関すること。
	子ども家庭相談部	
	子ども支援課 地域支援班 心理支援班 子ども養護班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村が行う児童及び妊産婦の福祉に関する業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。 2. 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。 3. 児童及びその家庭に対する調査、社会診断及び指導に関すること。 4. 児童福祉統計に関すること。 5. 他の児童相談所に対する1～4の業務の援助及び調整に関すること。 6. 児童の措置に関すること。 7. 児童福祉施設との連絡調整及び指導に関すること。 8. 里親及び保護受託者の登録及び指導に関すること。 9. 児童保護弁償金の額の決定に関すること。 10. 児童の心理判定及び医学的診断並びにこれらに基づく指導に関すること。 11. 児童及び保護者等の心理治療及びカウンセリングに関すること。 12. 療育手帳の判定その他児童の心身障害に係る判定に関すること。
	子ども保護課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童の一時保護に関すること。 2. 一時保護児童の生活指導及び余暇指導に関すること。 3. 一時保護児童の健康管理に関すること。 4. 一時保護児童の行動観察及び行動診断に関すること。 5. 一時保護児童の給食に関すること。
女性相談課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれに付随して必要な指導を行うこと。 2. 要保護女子の一時保護を行うこと。 3. 被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下この項において「法」という。）第1条第2項に規定する被害者をいう。以下同じ。）に関する各般の問題について、相談に応じること又は女性相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。 4. 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他必要な指導を行うこと。 5. 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。以下同じ。）の一時保護を行うこと。 6. 被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと。 7. 法に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。 8. 被害者を居住させ、保護する施設の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。 	

	<p>障害者相談課 相談支援班 手帳交付班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 身体障害者及び18歳以上の知的障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導に関すること。 2. 身体障害者及び18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。 3. 補装具の処方及び適合判定に関すること。 4. 身体障害者の地域リハビリテーションに関すること。 5. 身体障害者及び18歳以上の知的障害者に係る巡回相談に関すること。 6. 身体障害者手帳又は療育手帳の交付及びこれに付随する業務に関すること。
--	-----------------------------------	---

出先機関名		所掌事務
精神保健福祉センター		<ol style="list-style-type: none"> 1. 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及に関する事 2. 精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究に関する事 3. 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものに関する事 4. 精神医療審査会の事務に関する事 5. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下この項において「法」という。）第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに関する事 6. 法第22条第2項の規定による市町村が同条第1項に規定する支給要否決定を行うに当たっての意見の陳述に関する事 7. 法第26条第1項の規定による市町村に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関する事 8. 3の業務に付随する診療に関する事 9. その他精神保健及び精神障害者の福祉の向上を図るために必要な業務に関する事
食肉衛生検査所		<ol style="list-style-type: none"> 1. と畜検査に関する事 2. 食鳥処理の事業の許可等に関する事 3. 食肉衛生に係る調査研究に関する事 4. その他食肉衛生に関する事
動物愛護センター	愛護課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 動物愛護の普及啓発に関する事 2. 動物の適正飼養に関する事 3. 負傷した犬、猫等の治療に関する事 4. 人畜共通感染症に関する事
	管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 野犬等の捕獲及び収容に関する事 2. 犬又は猫の引取り、処分等に関する事 3. 不適正な飼い主への指導等に関する事 4. 第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に関する事 5. 特定動物に関する事
身体障害者更生相談所		<ol style="list-style-type: none"> 1. 身体障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導に関する事 2. 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関する事 3. 補装具の処方及び適合判定に関する事 4. 地域リハビリテーションに関する事 5. 巡回相談に関する事 6. 身体障害者手帳の交付及びこれに付随する業務に関する事
知的障害者更生相談所		<ol style="list-style-type: none"> 1. 知的障害者に関する問題につき、家庭その他からの相談に応ずる事 2. 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれに付随して必要な指導を行う事 3. 療育手帳の判定及び交付並びにこれに付随する業務に関する事
健康の森学園	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庶務に関する事 2. 地域との交流及び普及啓発に関する事
	訓練部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 知的障害者の基本的な生活訓練及び指導に関する事 2. 知的障害者の就労その他の社会参加の促進に必要な適応訓練及び指導に関する事 3. 知的障害者の退園後の指導及び援助に関する事 4. その他知的障害者の訓練及び指導に関する事

出先機関名		所掌事務
児童相談所	中央 子ども支援課 地域支援班 心理支援班 子ども養護班 子ども保護課	(子ども相談課) 1. 市町村が行う児童及び妊産婦の福祉に関する業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。 2. 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。 3. 児童及びその家庭に対する調査、社会診断及び指導に関すること。 4. 児童福祉統計に関すること。
	倉敷 子ども相談課 地域支援第一班 地域支援第二班 初期対応班 子ども養護課 子ども発達支援課	(子ども養護課) 1. 児童の措置に関すること。 2. 児童福祉施設との連絡調整及び指導に関すること。 3. 里親及び保護受託者の登録及び指導に関すること。 4. 児童保護弁償金の額の決定に関すること。
	津山 子ども支援課 地域支援班 心理支援班	(子ども発達支援課) 1. 児童の心理診断及び医学診断並びにこれらに基づく指導に関すること。 2. 児童及び保護者等の心理治療及びカウンセリングに関すること。 3. 療育手帳その他児童の心身障害に係る判定に関すること。 (子ども保護課) 1. 児童の一時保護に関すること。 2. 一時保護児童の生活指導及び余暇指導に関すること。 3. 一時保護児童の健康管理に関すること。 4. 一時保護児童の行動観察及び行動診断に関すること。 5. 一時保護児童の給食に関すること。 (子ども支援課) 1. 子ども相談課、子ども養護課及び子ども発達支援課の業務に関すること。 2. 他の児童相談所に対する業務の援助及び調整に関すること(中央児童相談所に限る。) 3. 子ども保護課の業務に関すること(津山児童相談所に限る。)
成徳学校	総務課	1. 庶務に関すること。 2. 給食に関すること。
	指導課	1. 児童の学習指導、職業指導及び生活指導に関すること。 2. 児童の心理学上及び精神医学上の診査に関すること。 3. 児童の能力及び適性の判定に関すること。 4. 児童の余暇利用の指導に関すること。 5. その他児童の自立支援に関すること。
女性相談所		1. 性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子(以下「要保護女子」という。)に関する各般の問題につき、相談に応ずること。 2. 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれに付随して必要な指導を行うこと。 3. 要保護女子の一時保護を行うこと。 4. 被害者に関する各般の問題について、相談に応じること又は女性相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。 5. 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。 6. 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族)の一時保護を行うこと。 7. 被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと。 8. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。 9. 被害者を居住させ、保護する施設の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。 10. 岡山県男女共同参画の促進に関する条例第22条第1項第2号に掲げる行為により被害を受けた者に対し、適切な助言、一時的な入所等による保護その他の必要な支援を行うこと。

3. 条例等に基づく委員会、審議会、協議会等

課名	名称	根拠法令等	担 任 事 務
保健福祉課	保健所運営協議会	地域保健法第11条	保健所の所管区域内の地域保健及び当該保健所の運営に関する事項の審議に関する事務。
	岡山県社会福祉審議会	社会福祉法第7条第1項 岡山県社会福祉審議会条例	知事の諮問に応じて社会福祉に関する事項（精神障害のある人に関する事項を除く）を調査審議する事務。
医療推進課	岡山県医療審議会	医療法第72条	知事の諮問に応じて医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関する事務。
	岡山県准看護師試験委員会	保健師助産師看護師法第25条 岡山県准看護師試験委員条例	准看護師試験の実施に関する事務。
	岡山県がん対策推進協議会	岡山県がん対策推進条例第20条	岡山県がん対策推進計画に関する事項及びその他がん対策の総合的な推進に必要な事項について協議する事務。
	岡山県がん登録審議会	がん登録等の推進に関する法律第18条 岡山県がん登録審議会条例	全国がん登録による都道府県がん情報の利用・提供等に必要事項について審議する事務。
健康推進課	岡山県感染症対策委員会	岡山県附属機関条例第2条	感染症の監視、予防対策、防疫対策について調査審議し、その結果を知事に提出し、又は意見を具申する事務。
	岡山県感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条	感染症の患者に対する指定医療機関への入院の勧告に関して必要な事項を審議する事務。
	岡山県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条 岡山県精神保健福祉審議会条例	精神保健に関する事項等を調査審議するために設置し、県知事の諮問に答えるほか、精神保健に関する事項等について意見具申を行う事務。
	岡山県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条	精神科病院入院者の定期病状報告等及び退院等請求に係る審査を行う事務。
生活衛生課	岡山県公衆浴場入浴料金審議会	岡山県附属機関条例第2条	物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額に関する重要事項についての調査審議及び意見の具申に関する事務。
	岡山県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第58条	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する重要事項の調査審議及び同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関する事務。

課名	名称	根拠法令等	担 任 事 務
医薬安全課	岡山県薬事審議会	医薬品、医療機器等品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第3条 岡山県薬事審議会条例	県における薬事に関する重要事項について調査審議する事務。
	岡山県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第58条の13	麻薬中毒者の措置入院の延長等について審査する事務。
	岡山県公害健康被害認定審査会	公害健康被害の補償等に関する法律第44条 岡山県公害健康被害認定審査会条例	公害認定患者の更新認定、障害等級の見直し等を審査する事務。
	岡山県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第19条の4	小児慢性特定疾病医療費の支給認定について審査する事務。
	岡山県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律第8条	特定医療費の支給認定について審査する事務。
子ども未来課	岡山県子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第77条第4項 岡山県子ども・子育て会議条例	県子ども・子育て支援事業支援計画の策定及び変更の際に意見具申を行う事務。また、子ども・子育て支援施策の推進に関し、調査審議を行う事務。
障害福祉課	岡山県障害者施策推進審議会	障害者基本法第36条 岡山県障害者施策推進審議会条例	障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、調査、審議する事務。
長寿社会課	岡山県国民健康保険審査会	国民健康保険法第92条	国民健康保険に関する被保険者からの不服申立て（審査請求）に対する審理及び裁決を行う事務。
	岡山県国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第11条第1項 岡山県国民健康保険運営協議会条例	国民健康保険の運営に関する事項の審議を行う事務。
	岡山県介護保険審査会	介護保険法第184条	介護保険に関する被保険者からの不服申立て（審査請求）に対する審理及び裁決を行う事務。
	岡山県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第129条	後期高齢者医療に関する被保険者からの不服申立て（審査請求）に対する審理及び裁決を行う事務。

令和2年度 保健福祉行政の重点施策

1 施策推進の基本的な考え方

本格的な人口減少・超高齢社会の到来や安全・安心の重要性の高まりなどの社会情勢に的確に対応するため、県政の最上位計画である「新晴れの国おかやま生き活きプラン」（平成29年3月策定）において、「安心して豊かさが実感できる地域の創造」を重点戦略の一つとしている。その下に、戦略プログラムとして「保健・医療・福祉充実プログラム」「結婚・妊娠・出産応援プログラム」「子育て支援充実プログラム」「防災対策強化プログラム」を掲げ、これらのプログラムに着実に取り組むことにより、子どもから高齢者まで全ての県民が明るい笑顔で暮らす「生き活き岡山」の実現を目指す。

2 保健・医療・福祉充実プログラム

新型コロナウイルス感染症について、国や関係機関等と連携し、県民への情報提供やまん延防止策により、感染拡大を抑制し、重症者及び死亡者の発生を最小限に抑える。このため、検査体制の拡充を図るとともに、重症者が適切な医療を受けられるよう医療提供体制の確保を図る。

高齢化に伴う医療・介護需要の増加に対応するため、医療機関の機能分化と連携を進めるとともに、良質な医療の提供に必要な施設や介護施設の整備、居宅等における医療提供体制の強化、医療従事者及び介護従事者の確保に向けた取組を進める。

地域包括ケアシステムの構築に向け、外部人材の活用等により県のコンサルテーション機能を強化し、市町村が実施する介護予防の効果測定や地域の実情に応じた事業の立ち上げ支援を行うなど、意欲ある市町村の取組を積極的に支援する。また、認知症サポーター等による支援と認知症の人や家族の支援ニーズを繋ぐ仕組み（チームオレンジ）のコーディネーター等に対して、活動に必要な知識・技術を習得するための研修を実施する。

受動喫煙の防止については、新たに制定した岡山県受動喫煙防止条例や改正健康増進法の周知を図るとともに、同法の適用を猶予された小規模飲食店に対し改装費用を補助するなど、受動喫煙のない環境整備の取組を推進する。

障害のある人の自立と社会参加を促進するため、一般就労への移行支援に加え、就労定着支援を行うため、就労定着等支援アドバイザーの配置を行うとともに、就労系事業所管理者向けセミナーや職業指導員等を対象としたスキルアップ研修等に取り組む。また、より高い技術を有する主任相談支援専門員を養成するための研修を行い、地域の中核的な人材を育成する。

発達障害のある人の支援については、ライフステージに応じた切れ目のない支援を推進するため、現場のニーズ等を調査するとともに、支援体制の充実と支援者相互の連携強化を図り、自立を見据えた支援を促進する。

平成30年7月豪雨災害の被災者の生活再建に向けて、住まいの確保のサポートや応急仮設住宅入居者の転居に必要な費用の助成を行うとともに、引き続

き市町村等と連携して、見守り支援や心のケアなど、被災者への相談・助言を行う。

3 結婚・妊娠・出産応援プログラム

結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」の利便性向上を図り、ボランティア「結びすと」の募集・養成を実施するとともに、新規会員を増やせるよう、効果的な広報を行うことにより、結婚希望を叶えるための支援を推進する。

社会全体で子育てを応援する気運を醸成するため、父親の育児参加のきっかけを作るためのセミナーや交流会のほか、子育てを応援する企業と家族のつながりを促すイベントを開催する。

晩婚化・晩産化による不妊で悩む人や妊娠・出産のリスクの増加等の現状から、特に若い世代への妊娠・出産に関する正しい知識（妊孕性）の普及啓発を行う。

4 子育て支援充実プログラム

幼児教育・保育の無償化による保育需要の増加等に対応するため、岡山県保育士・保育所支援センターに保育士就職マッチングシステムを導入し、潜在保育士の掘り起こしと就業支援の取組を推進する。また、eラーニングの導入等により、保育士等キャリアアップ研修の充実を図る。さらに、無償化の対象となる認可外保育施設の質の確保向上を図るため、施設職員や行政職員への研修を実施する。

児童相談所が子ども虐待の相談に適切に対応していくため、弁護士との連携による法的対応の強化、医学的・心理学的知見に基づき効果的に親子関係を改善するための専門性の向上、一時保護所における子どもの医療的ケア体制の強化を図る。

また、市町村の相談支援体制を強化するため、子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するとともに、児童相談所の補完的役割を担う児童家庭支援センターの設置等により、地域における保護者支援の充実を図る。併せて、里親・ファミリーホームの養育支援、児童養護施設の人材確保の促進や、施設等を退所した子どもの自立を支援するなど、県社会的養育推進計画の推進に向けた取組を行う。

5 防災対策強化プログラム

平成30年7月豪雨災害の経験を踏まえ、災害発生時の医療体制の強化を図るため、災害拠点病院間及び災害拠点病院と地域医療機関との連携・支援体制を構築する。また、行政と福祉関係団体との連携強化を図るとともに、岡山DWA T（災害派遣福祉チーム）の体制構築を図ることにより、災害時の福祉支援体制を強化する。

第4 主要事業の概要

《保健福祉課》

1 地域保健の推進

保健所は、健康危機管理対策や市町村への技術支援のほか、医療提供体制の構築や食品の安全の確保など、新たな健康課題に対する広域的・専門的技術拠点としての機能を担うことが求められている。

このようなニーズ等を踏まえ、平成21年4月に5保健所4支所に再編し、健康危機管理への対応機能、企画調整・市町村支援機能、専門的・技術的な機能に重点を置き、その機能を高めてきたところであり、地域の「安全・安心の拠点」として、県民の健康の保持及び増進に引き続き取り組む。

(1) 保健師活動

保健師は、市町村の保健事業に対する支援や二次的サービス、児童虐待予防活動、精神保健福祉対策、難病対策、感染症対策等の専門的な活動を行う。

また、複雑多様化する保健活動の課題に適切に対応していくため、保健師の人材確保及び育成等を図る。

県保健所・市町村の保健師数 (単位：人)

年度 区分	24	25	26	27	28	29	30	令和元
総数	581	603	606	607	614	619	632	644
県保健所	81	83	83	82	85	85	88	94
市町村	500	520	523	525	529	534	544	550

(注) 1 厚生労働省保健師等活動領域調査(5月1日現在)等による。

2 市町村は、岡山市及び倉敷市を含む。

(2) 地域保健活動の充実強化

新しい地域ニーズに対応し、地域の特性等に応じた先駆的・モデル的な保健事業をより効果的、積極的に推進するとともに、保健・医療・福祉等関係者との連携を図り、地域における包括的なサービスの提供システムを構築することを目的に、「保健所保健福祉サービス調整推進会議」を開催する。

また、社会の変化等に対応した保健福祉サービスを提供するとともに、保健福祉施策の企画等総合的な活動が的確に実施できるよう、保健師等地域保健関係職員の資質向上を図る。

2 地域福祉の推進

高齢者や障害のある人、子育て中の方などを含め、地域におけるすべての人が、人としての尊厳と個性を尊重されながら、家庭や地域の中で、自立し、安全・安心に暮らせる地域共生会の実現を目指す。

(1) 地域共生社会の実現

令和2年3月に改訂した「岡山県地域福祉支援計画」に基づき、共に支え合う地域づくりの推進、利用者本位の福祉サービスの提供体制の整備、市町村地域福祉計画の策定の支援・推進を図る。

(2) 福祉・ボランティア活動等の活性化促進

県民総参加の下に、ボランティア・NPO、福祉関係団体、行政等が協働して地域福祉を推進するための総合拠点施設として平成17年度に整備した「総合福祉・ボランティア・N

PO会館（きらめきプラザ）」の有効活用を図る。

(3) 民生委員・児童委員活動の推進

民生委員・児童委員の役割、活動に必要な知識及び地域社会における問題等について研修会を開催するとともに、地区民生委員・児童委員協議会が行う研修事業に対して助成することにより、民生委員・児童委員の資質の向上を図り、協力体制を整備する。

(4) 高齢者、障害のある人等への福祉サービスの利用等支援（日常生活自立支援事業）

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が十分でない方が地域において自立した生活を送れるよう、適切な福祉サービスの利用援助など日常生活に必要な支援を行う。

(5) 矯正施設退所者への福祉サービスの利用支援（地域生活定着促進事業）

平成 22 年度に設置した「地域生活定着支援センター」において、高齢や障害があることにより矯正施設から退所した後に自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるよう支援を行う。

3 福祉基盤の充実

超高齢社会を迎え、福祉・介護サービスの需要は増大しているにもかかわらず、福祉・介護職場では有効求人倍率の高さにも見られるように人材の確保が難しい状況にあるため、福祉・介護人材の安定的な確保を図り、その定着を支援する。

また、社会福祉施設の整備に対する支援を行うとともに、福祉サービスに関する適正な運営の確保を図る。

(1) 福祉・介護人材の確保及び定着

ア 推進体制

(ア) 福祉人材センターの運営

岡山県社会福祉協議会内に設置された「岡山県福祉人材センター」において、関係機関・団体と連携し、無料職業紹介や福祉サービスに関する広報、啓発等を行い、豊かな人間性を備えた質の高い人材の福祉・介護職場への就業と、就業した人材の定着を図る。

(イ) 福祉・介護人材確保対策推進協議会の運営

福祉・介護人材の確保に向けて、県、福祉人材センター、事業所（団体）、職能団体、養成施設、労働局などの関係機関や団体で構成するネットワーク組織によって、目標共有や、役割分担を明確にしなが、連携と協働の意識を醸成し、オール岡山で取り組む。

イ 事業の推進

地域医療介護総合確保基金（国 2 / 3、県 1 / 3）の活用などにより、福祉・介護分野への多様な人材の参入を促し、職員が生き生きと働き続けることができる環境づくりを行うための事業を実施する。

目 的	主 な 事 業 内 容
入職者を増やす	<p>【若年層、女性、高齢者など興味・関心がある方向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護職員による出前講座の実施（中・高生対象） ○ 福祉のしごと職場体験ツアーの実施（小・中学生対象） ○ 仕事の魅力ややりがいを伝えるセミナー等の開催 ○ 高校生インターンシップの実施 ○ 介護の日（11月11日）関連啓発イベントの一体的実施 ○ 効果的な情報発信（おかやまフクシ・カイゴWEB） ○ おかやま介護GP（介護技術競技）の実施 ○ 福祉・介護分野初任者向け入門的研修の実施 <p>【養成施設の学生向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護福祉士修学資金等の貸付（ウに再掲） ○ 外国人留学生に対する日本語学習等の支援 <p>【求職者向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉人材センターのキャリア支援専門員によるきめ細かなマッチング ○ 福祉の就職総合フェアの開催
離職者の再就職を促す	<ul style="list-style-type: none"> ○ 潜在的有資格者の再就職に向けた研修・就職相談の実施 ○ 介護福祉士等の資格届出制度の推進 ○ 離職した介護人材への再就職準備金の貸付（ウに再掲）
離職者を減らす	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新任職員合同入職式の開催 ○ 社会保険労務士による仕事の悩み相談・出張講座の実施 ○ 職場を離れにくい小規模事業所等への訪問研修の実施 ○ 研修受講時の代替職員の確保支援、研修受講経費の支援 ○ 介護福祉士資格の取得を目指す介護職員への実務者研修受講費用の貸付（ウに再掲）
働きやすい職場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ おかやま☆フクシ・カイゴ職場すまいる宣言の実施 ○ 介護ロボットの導入支援

ウ 介護福祉士修学資金等の貸付

介護福祉士養成施設の在学者で、卒業後、介護福祉士として県内において指定業務に従事しようとする者に対し、修学資金を無利子で貸与し、修学を容易にするとともに、介護施設・事業所で働きながら介護福祉士資格の取得を目指す者に対し、実務者研修受講費用を無利子で貸与することにより、質の高い介護職員の確保及び定着を図る。

また、離職した介護人材に対し、再就職準備金を無利子で貸与することで潜在介護人材の呼び戻しを促進する。（貸付主体：（福）岡山県社会福祉協議会）

新規貸付状況

年 度	区 分	貸付決定人員	貸付決定額（千円）
29	修学資金	45	73,560
	実務者研修	46	8,316
	再就職準備金	0	0
30	修学資金	54	86,760
	実務者研修	63	10,184
	再就職準備金	3	600
令和元	修学資金	63	105,669
	実務者研修	52	8,596
	再就職準備金	1	200
令和2 (見込み)	修学資金	70	111,720
	実務者研修	50	10,000
	再就職準備金	3	600

(2) 社会福祉施設等の充実

ア 社会福祉施設等の整備

県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画、県障害福祉計画などに基づき、社会福祉施設の計画的な整備を行う。

令和2年度社会福祉施設等の整備計画（県事業）

施 設 種 別	箇 所 数			備 考 (その他の内容)
	創設	その他	計	
障害福祉サービス事業所	4		4	
障害者支援施設				
特別養護老人ホーム		1	1	改築(1)
放課後児童クラブ	13	17	30	改築(17)
児童養護施設		1	1	改修(1)
ファミリーホーム				
合 計	17	19	36	

イ 福祉サービスに関する苦情解決

岡山県社会福祉協議会内に「運営適正化委員会（苦情解決合議体）」を設置し、公正・中立な第三者機関として、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決する。

4 戦争犠牲者等の援護業務

旧軍人・軍属及び戦傷病者、戦没者遺族、帰国者又は未帰還者など戦争犠牲者に対する援護は、国家補償の見地から主に「恩給法」、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」、「戦傷病者特別援護法」を基本として、種々の援護施策が行われてきており、援護範囲の拡大、年金額の増加や特別弔慰金の増額等内容の改善充実がなされている。

中国残留邦人等については、日中国交回復後、本格的な帰国援護が始まり、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」等に基づき、各種支援策を行っている。

(1) 戦没者遺族に対する援護

戦没者等の妻に対する特別給付金、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の裁定事務を行っている。

また、戦没者遺族相談員を設置し、戦没者遺族の相談に応じ、必要な指導、助言を行っている。

(2) 戦傷病者に対する援護

傷病恩給・障害年金の給付の請求指導、国への進達並びに戦傷病者手帳の交付、療養の給付、補装具の交付、J R乗車券類引換証の交付等を行うほか、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の裁定事務を行っている。

また、戦傷病者相談員を設置し、戦傷病者の相談に応じ、必要な指導、助言を行っている。

(3) 旧軍人・軍属等に対する援護

旧軍人等の在職年に対応する普通恩給、一時恩給、加算改定等の請求手続の指導及び受給資格の審査並びに国への進達を行っている。

また、公的年金への加算や叙勲の申請等のために軍歴証明書を発行している。

(4) 中国残留邦人等に対する援護

生活習慣や言葉等の相違から日本社会に定着していくうえで困難を伴う中国残留邦人等に対して、生活の安定を図るための各種支援給付及び配偶者支援金の支給、日常生活の相談に応じる自立指導員や自立支援通訳の派遣、日本語教室やスクーリングの実施等、地域社会において早期に定着・自立ができるよう支援を行っている。

5 原爆被爆者対策

原子爆弾被爆者の健康の保持増進を図るため、無料で健康診断を実施している。また、各種手当の支給や介護老人福祉施設の入所等介護保険利用にかかる自己負担分の助成を行うほか、被爆者相談員による相談事業等を実施している。

県内被爆者数の推移

(単位：人)

年 度	被爆者数	新規	転入	転出	死亡
28	1,513	1	8	6	125
29	1,417	0	10	7	99
30	1,285	0	10	5	137
令和元	1,185	0	10	9	101

6 災害への対応

県内で災害が発生したときは、人的被害、住家被害など被害状況の把握に努め、災害救助法の適用の決定や救助方法の検討などを行うとともに、必要に応じて市町村への救助の委任を行うなど、災害救助法の適切な運用を行う。

また、災害時に、県、市町村、災害時協力協定団体等が連携して、要配慮者（災害時に高齢や障害等により特に配慮を要する者）をはじめとする被災者の支援を適切に行え

るよう、平時の取組を推進する。

(1) 災害救助法の適用等

災害対策本部規程に基づき、県内で災害が発生したときの災害救助法の適用事務、救援物資の備蓄等を行う。救援物資については、「緊急物資等の備蓄・調達に関する報告書」に基づき、アルファ米等を計画的に購入し、県民局、地域事務所倉庫等に分散して備蓄している。

県の備蓄量（令和2年4月現在）

（内訳）アルファ米 325,350 食、排便収納袋：403,400 枚

組立式簡易トイレ：635 個、トイレ用テント：127 基

(2) 災害時における福祉支援体制整備事業

県、市町村、福祉関係団体等による災害時の連絡体制や検討事項に関する会議や、社会福祉施設職員等を対象に災害対応に関する研修会を実施し、災害時に福祉支援を機能させるための体制構築や強化を図る。

《指導監査室》

1 社会福祉法人・社会福祉施設の指導監督等

(1) 社会福祉法人の指導監査

社会福祉法に基づき、法人の適正な運営の確保を図るため、社会福祉法人に対する指導監査等を行う。

○社会福祉法人の数（令和2年4月1日現在）

社会福祉法人	85
--------	----

※県所管の現存する法人のみ計上

(2) 社会福祉施設の指導監査

社会福祉法をはじめとする関係法令（老人福祉法等）に基づき、社会福祉法人が設置している各種社会福祉施設について、施設の適正な運営の確保を図るため、指導監査等を行う。

○社会福祉施設の数（令和2年4月1日現在）

施設種別及び関係法令	施設名	施設数
生活保護 【生活保護法】	救護施設	5
	授産施設	1
障害者福祉 【障害者総合支援法】	障害者支援施設	20
老人福祉 【老人福祉法】	養護老人ホーム	15
	特別養護老人ホーム	76
	軽費老人ホーム	31
児童福祉 【児童福祉法等】	児童養護施設	8
	児童発達支援センター	13
	障害児入所施設	2
	児童自立支援施設	1
	児童家庭支援センター	1
	保育所	183
	幼保連携型認定こども園	43
	保育所型認定こども園	13
	児童厚生施設	39
社会福祉施設 合計		451

※県所管の現存する施設のみ計上

(3) 福祉サービス第三者評価事業

県が認証した公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から事業者の提供するサービスの質を評価し、その評価結果を公表する、福祉サービス第三者評価事業を推進する。

2 障害福祉サービス事業者の指導監督

障害者総合支援法・児童福祉法に基づき、障害福祉サービス事業所等の指定を行うとともに、指定を受けた事業者に対し、障害福祉サービスの質の確保・向上を図るための指導監督を行い、指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には監査を行う。

また、相談支援事業者に係る市町村が行う指定及び指導監督等の事務に関して、指導・助言を行う。

○障害福祉サービス事業所等の数（令和2年4月1日現在）

居宅介護	91	共同生活援助	55
重度訪問介護	70	施設入所支援	25
同行援護	28	地域移行支援	31
行動援護	5	地域定着支援	31
療養介護	2	小計	619
生活介護	67	児童発達支援	59
短期入所	47	医療型児童発達支援	1
自立訓練（生活訓練）	5	放課後等デイサービス	102
宿泊型自立訓練	1	居宅訪問型児童発達支援	3
就労移行支援	10	保育所等訪問支援	17
就労継続支援A型	44	福祉型障害児入所施設	1
就労継続支援B型	96	医療型障害児入所施設	1
就労定着支援	8	小計	184
自立生活援助	3	合計	803

※県所管の現存する施設・事業所のみ計上（休・廃止、基準該当を除く。）

3 介護サービス事業者の指導監督

介護保険法に基づき、介護サービス事業所等の指定（許可）を行うとともに、指定を受けた事業者に対し、介護サービスの質の確保・向上を図るための指導監督を行い、指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には監査を行う。

また、介護サービス事業者に係る市町村が行う指定及び指導監督等の事務に関して、指導・助言を行う。

○介護サービス事業所等の数（令和2年4月1日現在）

訪問介護	161	短期入所生活介護	112
訪問入浴介護	6	短期入所療養介護 （みなしを含む。）	94
訪問看護ステーション	50	特定施設入居者生活介護	40
訪問看護（みなしを含む。）	455	福祉用具貸与	29
訪問リハビリテーション （みなしを含む。）	409	特定福祉用具販売	29
居宅療養管理指導 （みなしを含む。）	1,032	介護老人福祉施設	90
通所介護	174	介護老人保健施設	43
通所リハビリテーション （みなしを含む。）	882	介護療養型医療施設	6
		介護医療院	9
		合計	3,621

※県所管の現存する施設・事業所のみ計上（休・廃止、基準該当、介護予防を除く。）

※「みなし」とは、保険医療機関等の指定や介護老人保健施設、介護医療院の許可があったときに介護保険事業所の指定があったものとして取り扱われるものをいう。

《被災者生活支援室》

1 被災者生活支援

平成30年7月豪雨により被害を受けた被災者が、1日も早く普段の生活を取り戻すことができるよう、被災者生活再建支援金等の支給手続や応急仮設住宅入居者に対する転居費用助成を行うとともに、孤立防止のための見守りや相談支援等を行う市町村を支援する。

(1) 応急仮設住宅の供与等

住家が全壊した場合や、半壊であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての再利用ができず、居住する住家がない場合で、自らの資力では住宅を確保することができない被災者に対し、建設型仮設住宅及び借上型仮設住宅を供与する。

○仮設住宅の入居状況（令和2年3月末現在）

区 分	入居戸数	入居者数
建設型仮設住宅	173戸	375人
借上型仮設住宅	1,423戸	3,443人

ア 応急仮設住宅の供与期間の延長

国の延長同意を受け、令和2年7月に入居期限を迎える仮設住宅の入居者から順次、再建状況の確認と延長希望の調査を実施し、契約満了の2～3か月前までに、延長が必要な世帯へ決定通知、再契約手続を行う。

- ・令和元年12月 特定非常災害特別措置法に関する政令の改正、国による延長の同意
- ・令和2年1月～ 仮設住宅の入居者へ手続等の案内を郵送（順次）

イ 転居費用助成事業

仮設住宅入居者の再建した自宅や民間賃貸住宅への転居が進むよう、仮設住宅の入居期限までに転居した世帯を対象に、転居に必要な費用を助成する。

- ・引越に要する費用 助成額 10万円／世帯
- ・民間賃貸住宅入居時の初期費用 助成額 20万円／世帯

○受付件数 1,673件（令和2年3月末時点）

支給決定 1,648件（令和2年3月末時点）

(2) 災害救助法精算事務

平成30年7月豪雨災害において災害救助法による救助を実施した市町村から費用の求償があり、その支払に係る書類の審査、国への交付申請等を行う。

また、国が行う精算監査への対応に向けて、市町村から提出された書類の確認等を行う。

(3) 災害弔慰金等支給審査会の運営支援

災害弔慰金等の支給に関し、災害と死亡原因の関連性の有無を審査する災害弔慰金等支給審査会を設置する市町村に対し、委員候補者の推薦、審査基準案の提示、合同開催の日程調整等の運営支援を行う。

○審査会開催状況（令和2年3月末時点）

開催数	認定状況	市町村別内訳	不認定
8回	関連死 27件	倉敷市17、総社市7、高梁市2 矢掛町1	岡山市2、 倉敷市11、 高梁市2
	障害 1件	高梁市1	倉敷市1

（4）被災者生活再建支援金の支給

平成30年7月豪雨により、住宅が全壊・大規模半壊した場合や、半壊または敷地に被害が生じ、その住宅をやむなく解体した場合は、住宅の被害程度に応じて基礎支援金を、住宅の再建方法に応じて加算支援金を支給する。

○支給状況（令和2年3月末時点）

支給決定件数 9,690件 支給額 約106億5千万円

（5）県災害見舞金等の支給

平成30年7月豪雨によって死亡された方の遺族及び住家が全壊した世帯主に対して、災害見舞金等を支給する。

○支給状況（令和2年3月末時点）

死亡弔慰金支給件数 88件 支給額 8,800千円

災害見舞金支給件数 5,270件 支給額 263,500千円

（6）義援金の配分

被災された方々への援護の一助となるよう、県では日本赤十字社岡山県支部、岡山県共同募金会等と構成する「平成30年7月豪雨岡山県災害義援金」募金運動推進本部を設置し、義援金の受付を行っており、各機関に寄せられた義援金は、推進本部で取りまとめ、被災市町村へ配分を行う。

○義援金の受付窓口

岡山県、市町村、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、岡山県共同募金会、市町村共同募金委員会

○義援金の配分状況（令和2年3月末時点）

配分総額 約135億5千万円

（7）被災者の見守り・相談支援

仮設住宅等に入居する被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、市町村（倉敷市・総社市）では、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援などを実施し、県では、相談員を対象とした研修、連絡会議の開催、弁護士やファイナンシャル・プランナー等の専門家の派遣などの支援を行う。

○実施機関

岡山県：岡山県くらし復興サポートセンター

倉敷市：倉敷市真備支え合いセンター

総社市：総社市復興支援センター（令和2年4月から総社市被災者寄り添い室で実施）

○研修会・連絡会議の開催状況（令和2年3月末現在）

研修会 25回（延べ参加者数923人） 連絡会議 8回

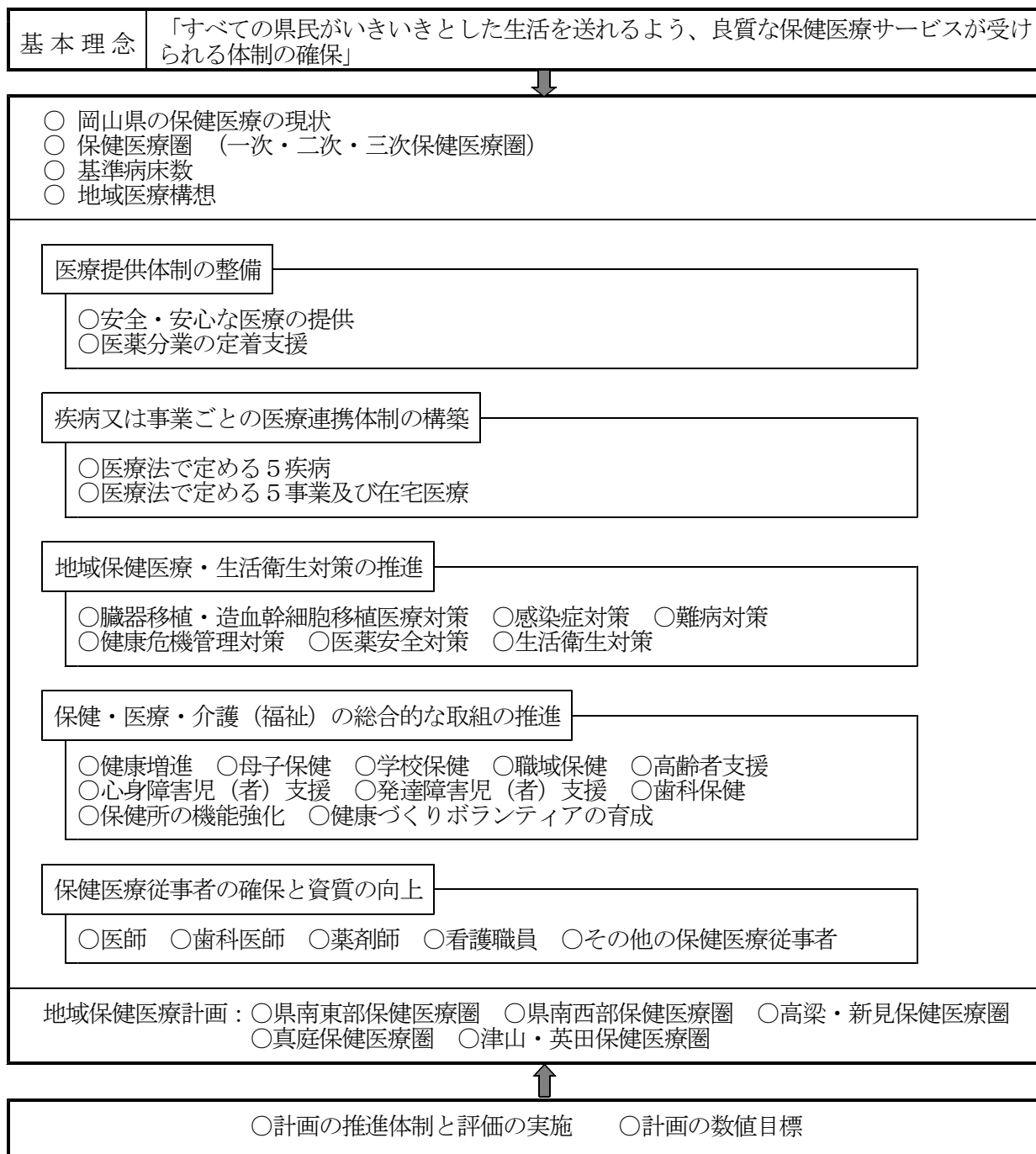
《医療推進課》

1 岡山県保健医療計画の推進

第8次岡山県保健医療計画（平成30～令和5年度）に基づき施策を推進する。

「すべての県民がいきいきとした生活を送れるよう、良質な保健医療サービスが受けられる体制の確保」を基本理念とし、限られた医療資源を有効・効率的に活用しながら、住民・患者の視点に立った、医療情報の提供や疾病の予防から、治療、リハビリテーション、介護まで、より良質なサービスの提供体制の確立を目指す。

(1) 第8次計画の体系



(2) 第8次計画の期間

計画の期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間

(3) 保健医療圏

保健医療資源の効率的かつ適正な配置を図るとともに、保健医療機関相互の機能分担と連携を推進し、保健医療提供体制の体系化を図るため、次のように段階的な保健医療圏を設定している。

ア 一次保健医療圏（市町村域）

地域住民の日常的な健康相談、健康管理や頻度の高い一般的な傷病の治療、在宅でのリハビリテーション、緩和ケアなどに対応する基礎的な圏域

イ 二次保健医療圏（5圏域）

原則として、入院医療の需要に対応し、比較的専門性の高い領域も含めて、一般的な保健医療がおおむね完結できる体制づくりを目指す圏域

ウ 三次保健医療圏（県全域）

高度又は特殊な保健医療サービスを提供する圏域

(4) 基準病床数

療養病床及び一般病床については、二次保健医療圏ごとに、精神病床、感染症病床及び結核病床については、県全域を1つの区域として次表【保健医療圏と基準病床数の状況】のとおり基準病床数を定めている。

○保健医療圏と基準病床数の状況

ア 二次保健医療圏別療養病床及び一般病床に係る基準病床数

区 分	構 成 市 町 村	基準病床数 <small>(平成30年3月30日告示)</small>	既 存 病 床 数 <small>(令和2年1月1日現在)</small>
県南東部 保健医療圏	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町 7（5市、2町）	8,622	10,071
県南西部 保健医療圏	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町 8（5市、3町）	6,571	8,374
高梁・新見 保健医療圏	高梁市、新見市、 2（2市）	465	715
真 庭 保健医療圏	真庭市、新庄村 2（1市、1村）	398	620
津山・英田 保健医療圏	津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、久米南町、美咲町 8（2市、5町、1村）	1,579	1,899
合 計	27（15市、10町、2村）	17,635	21,679

イ 精神病床、感染症病床及び結核病床に係る基準病床数

病床種別	基準病床数 <small>(平成30年3月30日告示)</small>	既 存 病 床 数 <small>(令和2年1月1日現在)</small>
精神病床	4,333	5,236
感染症病床	26	26
結核病床	60	115

(5) 地域医療構想

地域医療構想は、地域における病床の機能の分化及び連携を推進することを目的として、2025年の人口推計に基づく医療需要を踏まえ、必要となる病床数を推計し、目指すべき医療提供体制やこれを実現するための施策を示している。

構想実現に向けて、5つの保健医療圏（構想区域）ごとに地域医療構想調整会議を開催し、将来の地域にふさわしい医療提供体制の構築について関係者の協議を促進するとともに、医療機関の取組を地域医療介護総合確保基金の活用等により支援する。

○構想区域別病床数の現況及び推計の比較

(単位:床)

構想区域	区分	令和元(2019)年7月1日現在の病床数 [病床機能報告]			必要病床数 [地域医療構想策定支援ツールから]			②-①	②/①
		病院	診療所	合計 ①	H25(2013)	H37(2025)	H52(2040)		
						②	③		
県南東部	高度急性期	1,944	0	1,944	1,125	1,187	1,146	▲ 757	61.1%
	急性期	3,764	448	4,212	2,968	3,335	3,318	▲ 877	79.2%
	回復期	1,867	88	1,955	2,500	2,927	2,969	972	149.7%
	慢性期	2,161	160	2,321	2,163	2,029	2,052	▲ 292	87.4%
	休棟・無回答等	187	209	396				▲ 396	
	計	9,923	905	10,828	8,756	9,478	9,485	▲ 1,350	87.5%
県南西部	高度急性期	1,697	0	1,697	863	888	830	▲ 809	52.3%
	急性期	3,033	260	3,293	2,380	2,722	2,644	▲ 571	82.7%
	回復期	1,208	115	1,323	2,289	2,761	2,742	1,438	208.7%
	慢性期	1,966	150	2,116	2,061	1,866	1,876	▲ 250	88.2%
	休棟・無回答等	221	47	268				▲ 268	
	計	8,125	572	8,697	7,593	8,237	8,092	▲ 460	94.7%
高梁・新見	高度急性期	0	0	0	18	17	15	17	
	急性期	260	29	289	130	123	113	▲ 166	42.6%
	回復期	166	0	166	143	134	122	▲ 32	80.7%
	慢性期	291	0	291	279	192	178	▲ 99	66.0%
	休棟・無回答等	31	0	31				▲ 31	
	計	748	29	777	570	466	428	▲ 311	60.0%
真庭	高度急性期	0	0	0	26	25	22	25	
	急性期	247	18	265	163	157	144	▲ 108	59.2%
	回復期	189	0	189	180	175	160	▲ 14	92.6%
	慢性期	133	1	134	155	106	100	▲ 28	79.1%
	休棟・無回答等	28	38	66				▲ 66	
	計	597	57	654	524	463	426	▲ 191	70.8%
津山・英田	高度急性期	122	0	122	137	132	118	10	108.2%
	急性期	777	74	851	514	501	460	▲ 350	58.9%
	回復期	341	18	359	487	483	452	124	134.5%
	慢性期	567	81	648	605	414	411	▲ 234	63.9%
	休棟・無回答等	0	56	56				▲ 56	
	計	1,807	229	2,036	1,743	1,530	1,441	▲ 506	75.1%
小計	高度急性期	3,763	0	3,763	2,169	2,249	2,131	▲ 1,514	59.8%
	急性期	8,081	829	8,910	6,155	6,838	6,679	▲ 2,072	76.7%
	回復期	3,771	221	3,992	5,599	6,480	6,445	2,488	162.3%
	慢性期	5,118	392	5,510	5,263	4,607	4,617	▲ 903	83.6%
	休棟・無回答等	467	350	817				▲ 817	
	計	21,200	1,792	22,992	19,186	20,174	19,872	▲ 2,818	87.7%

県南東部	ハンセン病療養所の病床	1,059	0	1,059					
------	-------------	-------	---	-------	--	--	--	--	--

合計		22,259	1,792	24,051	19,186	20,174	19,872		
----	--	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--	--

2 医療介護総合確保促進法に基づく県計画

医療介護総合確保促進法に基づく県計画は、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7(2025)年に向けて、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題であることから、平成26年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(医療介護総合確保促進法)に基づき、毎年度、地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業に関して策定する計画である。

この計画に基づく事業の実施にあたっては、消費税増収分を財源とする国からの交付金等を積み立てた岡山県地域医療介護総合確保基金を活用し、関係機関との協働により取り組む。

(1) 対象事業

- ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- イ 居宅等における医療の提供に関する事業
- ウ 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- エ 医療従事者の確保に関する事業
- オ 介護従事者の確保に関する事業
- カ 勤務医の働き方改革の支援に関する事業

(2) 計画の期間

計画の期間は1年間(令和2年度)であるが、個別の事業の内容に応じて複数年も可能とされている。

3 医療提供体制の整備充実

高齢化の進展などの社会環境の変化に伴い、将来の人口構成に応じた、地域にふさわしいバランスのとれた医療提供体制の構築が必要である。

県内の医療従事者、病院病床数等は全国平均を上回っており、医療水準は全体として高い水準にあるが、一方で、医療施設や医療従事者の地域的遍在がみられ、救急医療、へき地医療、小児医療体制の整備や県北、中山間地域における医師確保対策などの課題がある。

このため、関係機関と連携しながら、保健医療計画及び医療介護総合確保促進法による県計画等に基づき、地域の実情に応じた効率的な医療提供体制の整備充実を進める。

(1) 地域医療体制

ア 医療機関

(ア) 病院数、病床数及び診療所の数

病院数、病床数及び診療所の数は、人口対比で全国平均と比較すると、いずれも上回っている。

○病院数、病院病床数の年次推移(各年10月1日現在)

区分 年	病 院			病 床			1病院あたり病床数	
	総 数	人 口 1 万 対		総 数	人 口 1 万 対		岡 山	全 国
		岡 山	全 国		岡 山	全 国		
平 23	174	0.9	0.7	29,776	153.4	123.9	171.5	183.0
24	171	0.9	0.7	29,574	152.8	123.8	172.9	184.3
25	170	0.9	0.7	29,378	152.2	123.6	172.8	184.2
26	167	0.9	0.7	29,088	151.2	123.4	174.2	184.7
27	164	0.9	0.7	28,813	150.0	123.4	175.7	184.7
28	164	0.9	0.7	28,615	149.4	123.0	174.5	184.9
29	163	0.9	0.7	28,226	148.0	122.7	173.2	184.8
30	163	0.9	0.7	28,002	147.5	122.3	171.8	184.7

(医療施設調査)

○診療所数の年次推移（各年10月1日現在）

年	区分	一般診療所		歯科診療所			
		総数	人口1万対		総数	人口1万対	
			岡山	全国		岡山	全国
平23		1,622	8.4	7.8	1,002	5.2	5.3
24		1,631	8.4	7.9	1,003	5.2	5.3
25		1,638	8.5	7.9	1,006	5.2	5.4
26		1,653	8.6	7.9	990	5.2	5.4
27		1,659	8.6	8.0	996	5.2	5.4
28		1,661	8.7	8.0	1,000	5.2	5.4
29		1,648	8.6	8.0	984	5.2	5.4
30		1,654	8.7	8.1	984	5.2	5.4

（医療施設調査）

○病床種類別病院病床数（平成30年10月1日現在）

病床種類別	病院病床数	人口1万人対病院病床	
		岡山	全国
総数	28,002	147.5	122.3
精神病床	5,437	28.7	26.1
感染症病床	26	0.1	0.2
核養病	135	0.7	0.4
一般病	4,464	23.5	25.2
一	17,940	94.5	70.4

（医療施設調査）

（イ）医療機関等の指導検査

県内の病院及び診療所に対して、適正な医療を行う場となるよう、医療従事者の確保、構造設備、管理体制等について、立入検査等により指導を行う。

また、県内の9衛生検査所に対し、検査精度の向上を図るため、岡山市及び、倉敷市と連携して立入検査及び精度管理調査を実施する。

イ 医療安全相談の実施

岡山県医療安全支援センター及び各保健所の「医療安全相談窓口」において、県民からの相談に応じる。

ウ 「おかやま医療情報ネット」による医療機能情報の公表

県民の医療機関の適切な選択を支援するため、病院・診療所、助産所及び薬局の有する医療機能に関する情報を、インターネットを利用して提供する。

（2）救急医療体制

救急医療は、初期、二次、三次救急医療機関からなる救急医療体制により対応することとし、その整備、充実に努めてきたところである。

特に、夜間における救急医療体制の一層の整備を促進するとともに、高度化・複雑化する救急需要に対応するため、救急医療施設の整備、関係機関の連携の強化、救急医療従事者の資質の向上を図る必要がある。

ア 初期救急医療

（ア）在宅当番医制

休日・夜間における初期救急医療体制の充実に図るため、市町村から委託を受けて県内24の郡市地区医師会が実施している。

（イ）休日夜間診療所

休日又は夜間における救急患者の医療の確保を図るため、岡山市休日夜間急患診療所、倉敷市休日夜間急患センター及び新見市休日・準夜間診療所において実施されている。

イ 二次救急医療

(ア) 病院群輪番制

市町村からの助成を受けて、県内5保健医療圏域ごとに病院が輪番で診療を行っている。

(イ) 小児救急医療体制

小児の二次救急医療を確保するため、小児救急医療支援事業を実施している市町村に対し助成するとともに、県北圏域において、小児救急医療拠点病院運営事業を実施する。

(ウ) 救急告示施設

「救急病院等を定める省令」に基づき告示している救急病院又は診療所は県内に90か所（令和2年4月1日現在）ある。

○市町村別救急告示施設数

（令和2年4月1日現在）

市町村	施設数	市町村	施設数	市町村	施設数	市町村	施設数	医療圏別数	
岡山市	26	総社市	2	美作市	2	勝央町	1	県南東部	37
倉敷市	22	高梁市	3	浅口市	1			県南西部	35
津山市	2	新見市	2	和気町	2			高梁・新見	5
玉野市	4	備前市	3	早島町	1			真庭	6
笠岡市	4	瀬戸内市	1	矢掛町	1			津山・英田	7
井原市	4	赤磐市	1	鏡野町	2			計	90
		真庭市	6						

ウ 三次救急医療

初期救急医療施設及び二次救急医療施設との円滑な連携のもと、重篤な救急患者を受け入れる救命救急センターを指定し、その施設・設備整備を支援する。

エ 救急医療情報システムの整備

インターネットを活用して、消防機関等に対する医療機関の救急患者受入可否の情報等や、県民に対する休日夜間当番医の情報等の提供を行う。

オ ヘリコプター救急搬送体制の整備

迅速かつ効率的な搬送手段としてドクターヘリを位置付け、緊急の救命措置を要する患者が迅速に高度な救急医療を受けられる体制を確立している。引き続きドクターヘリ導入促進事業を川崎医科大学附属病院において実施する。

カ 病院前救護体制（メディカルコントロール体制）の整備

医師会、大学、救命救急センター、消防所管部局等と連携し、救急車で搬送される重症患者に対し、同乗する救急救命士等の応急的医療行為が適切に行われる体制を整備する。

キ 小児救急医療電話相談事業（#8000）

夜間・深夜の小児の急病等の際に保護者等が安心感を持って対応できるよう、看護師等による電話相談を実施する。

(3) 災害医療体制

岡山県地域防災計画等に基づき、医療機関、消防機関、医師会等と連携して災害時に必要な医療が適切に提供されるよう、災害拠点病院の指定やDMA Tの養成、災害時の医療に係る訓練の実施等により体制の充実に取り組んでいる。

また、大規模地震等の災害時においても、必要な医療を安定的に提供できるよう、医療施設の耐震化を促進する。

ア 災害拠点病院の整備

災害拠点病院（県内11病院）の施設・設備整備を支援するとともに、災害拠点病院等の医療救護要員に対する災害救護研修を実施する。

○災害拠点病院の指定状況

(令和2年4月1日現在)

区 分	対 象 圏 域	医 療 施 設
基幹災害拠点病院	全県	岡山赤十字病院
地域災害拠点病院	県南東部保健医療圏	岡山済生会総合病院 国立病院機構岡山医療センター 岡山大学病院 岡山市立市民病院 川崎医科大学総合医療センター
	県南西部保健医療圏	川崎医科大学附属病院 倉敷中央病院
	高梁・新見保健医療圏	高梁中央病院
	真庭保健医療圏	総合病院落合病院
	津山・英田保健医療圏	津山中央病院

イ おかやまDMA T事業

医療機関、医師会、消防本部等関係機関と連携し、災害派遣医療チーム（DMA T）等による災害時医療の提供が、迅速かつ的確に行われる体制を整備する。

○DMA Tの編成状況 (令和2年3月現在)

おかやまDMA T指定機関	チーム数(県試算)
日本赤十字社岡山県支部 (岡山赤十字病院)	5
岡山済生会総合病院	5
国立病院機構岡山医療センター	4
岡山大学病院	3
岡山市立市民病院	3
川崎医科大学総合医療センター	2
川崎医科大学附属病院	3
倉敷中央病院	5
高梁中央病院	2
総合病院落合病院	3
津山中央病院	3
合 計	38

ウ 広域災害救急医療情報システムの活用

災害発生時には、国の広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用して、各医療機関の被災状況等を把握するとともに、関係機関と情報共有を図る。

エ 医療施設の耐震化

二次救急医療機関等が行う耐震化整備に対して助成を行い、医療施設の耐震化を促進する。

オ スプリンクラー等の整備

医療機関が行うスプリンクラー等の整備に対して助成を行い、利用者の安全を確保する。

カ 地域医療BCP構築事業

平成30年7月豪雨災害の教訓を踏まえ、災害拠点病院のBCPの点検を行うとともに、災害拠点病院間の連携・支援体制を構築し、本県の災害医療提供体制の強化を図る。

ることとする。

キ 原子力災害拠点病院等の整備

原子力災害拠点病院等の施設・設備整備に対して助成を行い、原子力災害医療体制の確保を図る。

○原子力災害拠点病院等の指定状況 (令和2年4月1日現在)

区 分	医 療 施 設
原子力災害拠点病院	国立病院機構岡山医療センター
原子力災害医療協力機関	津山中央病院 岡山大学病院

(4) へき地医療体制

無医地区等の医療機会に恵まれないへき地の医療を確保するため、へき地医療支援機構を中核とする体制により、へき地医療拠点病院やへき地診療所の医療施設等の整備充実を図るとともに、へき地医療に従事する医師等の確保並びに資質の向上を図る。また、自治医科大学卒業医師をへき地医療拠点病院に配置するほか、地元大学、公的病院、医師会等との連携を図り、へき地勤務医師の確保を促進する。

ア へき地医療の確保

医療機会に恵まれない離島や県中北部のへき地住民の医療の確保を図るため、へき地医療拠点病院による無医地区等を対象にした巡回診療及び医師派遣、社会福祉法人恩賜財団済生会が運航する巡回診療船「済生丸」の運営、へき地診療所の設備整備等に対して助成する。

○無医地区の状況 (平成26年10月厚生労働省調査)

無医地区を有する市町村数	無医地区数	無医地区内人口
9市町村	23地区	5,297人

(ア) へき地医療支援機構

全県で一元的にへき地医療に係る事業の企画・調整等を行い、円滑かつ効率的に実施するために、へき地医療支援機構の運営を岡山済生会総合病院に委託して実施する。

(イ) へき地医療拠点病院

県内9か所のへき地医療拠点病院が行うへき地診療所等への医師派遣に助成する。

○へき地医療拠点病院の指定状況

へき地医療拠点病院	指定年月日
岡山済生会総合病院	平成14. 4. 1
岡山赤十字病院	〃
高梁市国民健康保険成羽病院	〃
美作市立大原病院	〃
赤磐医師会病院	〃
真庭市国民健康保険湯原温泉病院	〃
鏡野町国民健康保険病院	〃
渡辺病院	平成15. 3. 1
津山中央病院	平成21. 4. 1
計	9病院

(ウ) 巡回診療船「済生丸」

巡回診療船「済生丸」の運航に対し、広島県、香川県、愛媛県の各県とともに助成する。

(エ) へき地診療所

へき地診療所の運営上生じた赤字額の一部を助成する。

イ へき地勤務医師の確保

へき地に勤務する医師の養成を図る目的のために設立された、自治医科大学（昭和47年4月開校）の運営費の一部を負担する。

(5) 周産期医療体制

第8次岡山県保健医療計画（平成30～令和5年度）に基づき、周産期医療の更なる充実に向け、周産期母子医療センター、地域における周産期医療に関連する病院、診療所及び助産所の機能分担と連携により、安心して妊娠・出産できる環境づくりを推進する。また、MFIUCU（母体・胎児集中治療室）、NICU（新生児集中治療室）等を設置する周産期母子医療センターの運営を支援するとともに、周産期死亡症例の検証や周産期医療従事者への研修を通じて周産期死亡の減少を図る。

(6) 医師確保総合対策

岡山県医師確保計画（令和2～5年度）では、令和5年度末までに高梁・新見医療圏の医師数を93人、真庭医療圏の医師数を78人確保することを目標としており、医師少数区域への地域枠卒業医師等の優先配置を行うなど、地域の医師不足状況に応じたきめ細やかな医師確保対策に取り組む。また、地域医療の多様なニーズに応えられる幅広い能力を身に付けた医師の確保・育成、医師の偏在の是正、女性医師が子育てしながら働き続けやすい環境づくりを目指した総合対策を推進する。

○人口10万人当たり医療施設従事医師数・内科医数、15歳未満人口1万人当たり小児科医数及び出産数1,000人当たり産婦人科医数（単位：人）（平成30年12月31日現在）

	県南東部	県南西部	高梁・新見	真庭	津山・英田	県計	全国
医療施設従事医師数	358.1	292.8	139.9	165.1	199.7	307.9	246.7
内科医	124.0	106.7	69.1	84.8	88.5	111.6	89.4
小児科医	15.1	11.8	10.6	1.9	9.6	13.0	11.2
産婦人科医	15.3	10.0	10.1	6.8	8.1	12.4	12.1

（資料：厚生労働省「平成30年医師・歯科医師・薬剤師統計」、岡山県毎月流動人口調査（平成30年10月1日）、総務省「人口推計」（平成30年10月1日）、厚生労働省「人口動態統計」（平成30年））

○県内の年層別・性別医療施設従事医師数及び割合（単位：人）（平成30年12月31日現在）

	20-30歳代		40-50歳代		60歳以上		計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
男	1,255	68.3%	1,820	78.8%	1,532	90.1%	4,607	78.8%
女	582	31.7%	491	21.2%	169	9.9%	1,242	21.2%
計	1,837		2,311		1,701		5,849	

（資料：厚生労働省「平成30年医師・歯科医師・薬剤師統計」）

ア 大学と連携した医師の確保・育成

(ア) 岡山大学及び広島大学の医学部医学科地域枠に入学した学生に奨学資金（医師免許取得後9年間を知事指定医療機関で診療に従事した場合は返還免除）を貸与し、将来、県内の医師不足地域の医療機関で診療に従事する医師を確保・育成する。

(単位：人) (令和2年4月1日現在)

	地域枠学生 (42)						地域枠卒業医師(34)				計
	臨床研修		選択 研修	地域 勤務							
	1年	2年			1年	2年					
岡山大学	4	4	6	7	5	6	7	2	7	9	57
広島大学	1	2	2	1	2	2	3	2	3	1	19
計	5	6	8	8	7	8	10	4	10	10	76

(参考) 入学募集人員 岡山大学 (H21:5人、H22~H29:7人、H30~R元:4人、R2~R3:4人)
 広島大学 (H21:0人、H22~H29:2人、H30~R元:2人)

- (イ) 岡山大学に県の寄附金による「地域医療人材育成講座」を設置し、地域医療の意義ややりがいを伝えるとともに、総合的な診療能力を有する医師の育成等を行う。
- (ウ) 川崎医科大学に県の寄附金による「救急総合診療医学講座」を設置し、中山間地域において幅広い診療分野の救急医療に対応できる医師の育成を行う。
- イ 地域医療支援センターを中心とした医師確保対策
 - (ア) 地域枠卒業医師が医師不足地域等で勤務する病院を、地域医療支援センターによる総合評価上位の病院の中から、医師本人とのマッチングにより決定する。
 - (イ) 県内の医療関係者によるワークショップや、地域枠学生・自治医科大学大学生合同セミナーなどの開催等を通じて、地域枠卒業医師のキャリア形成支援等を行う。
- ウ へき地における自治医科大学卒業医師の配置
 - 県からへき地医療拠点病院に派遣する自治医科大学卒業医師の配置と、地域医療支援センターによる地域枠卒業医師の配置との連携・一体的運用を図る。
- エ 産科医、小児科医の確保
 - 産科医の分娩手当を支給する医療機関の支援、地域の内科医等を対象にした小児救急医療の研修等を行う。
- オ 女性医師が子育てしながら働き続けやすい環境づくり
 - 岡山大学と県医師会に委託して、女性医師の離職防止と再就業を促進するための相談、研修、医療機関への啓発等を行う。

(7) 医療(介護)連携体制の構築

- ア 医療機関の役割分担と連携の促進を図り、効率的で質の高い医療を提供するため、病院の電子カルテや画像等の診療情報を、かかりつけの診療所等で閲覧することができる「医療ネットワーク岡山(愛称:晴れやかネット)」の円滑な運用を推進する。
 - また、医療・介護に関わる多職種連携が促進され、質の高いサービスが切れ目なく提供できるよう、医療・介護の関係者が、患者の療養情報が記載されている連携シートや画像等を共有し、迅速かつ的確に患者の情報を共有できる晴れやかネットの拡張機能「ケアキャビネット」の活用を促進する。

○参加状況 (令和2年3月31日現在)

区分	参加施設数	利用者数
開示施設	48	3,788
閲覧施設	388	
ケアキャビネット	454	1,647

- イ 中核病院と地域の診療所などとの適切な役割分担によって、生活習慣病などの発症予防から発病時の急性期治療まで、医療連携パスの活用などにより切れ目のない医療を提供する体制の構築を進める。

(8) 在宅医療の推進

人生の最終段階まで、住み慣れた地域で最期まで自分らしい生活を送ることができるよう、医療・介護にまたがる様々な支援を包括的・継続的に提供する体制を整備する。

ア プライマリ・ケアの推進

在宅医療の中核を担うかかりつけ医の資質向上を図るため、県医師会と連携し、かかりつけ医認定事業を実施する。

イ 在宅医療提供体制の整備

- (ア) 医療・介護従事者の資質向上と職種間の連携を図るため、県医師会、県薬剤師会、県介護支援専門員協会などの職能団体と協働し、研修会等を開催する。
- (イ) 医療と介護に関わる職能団体の代表者等で構成する「岡山県在宅医療推進協議会」を開催し、在宅医療提供体制の整備及び連携上の課題の抽出と対応策等について協議する。
- (ウ) NICUを退院した児や在宅医療を必要とする小児患者等が、地域で安心して療養できるよう、保健・医療・福祉・教育・介護等の関係機関と連携し、小児等の在宅療養を支える体制の構築を図る。

ウ 在宅における看取りの支援

- (ア) 在宅医療を担う医師が適切に在宅死に対応できるよう、法医学の知識、技術を習得するための研修を行い、資質の向上を図る。
- (イ) 「死因究明等推進協議会」を開催し、死因究明等の実情の把握、課題の抽出と対応策等について協議する。

エ アドバンス・ケア・プランニングの普及

人生の最終段階にある患者に本人の意思を尊重した医療・ケアが提供されるよう、将来受たい医療等について事前に本人と医療・介護関係者等が繰り返し話し合うプロセスであるアドバンス・ケア・プランニング（ACP）に関する研修会や啓発活動を実施する。

(9) 新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の整備

医療機関等と連携しながら、入院病床の確保に努めるとともに、医療用資材の安定供給を図るなど、新型コロナウイルス感染症の感染者が増加した場合に備えた医療提供体制の整備を進める。

4 看護職員の養成確保と資質向上

医療技術の進歩、患者の高齢化・重症化、在宅医療の推進等により看護職員の役割がますます重要になっている状況を踏まえ、看護職員の計画的、安定的な確保を図る必要がある。

令和7(2025)年度における看護職員の需給推計では、県内の需要が29,763人に対して供給が28,894人となっており、869人の看護職員の不足が見込まれる。そのため、職場定着対策の更なる推進や、離職時のナースセンターへの届出制度等による再就業の促進、養成力の強化、看護職員の資質向上、地域偏在への対応、看護の心・看護の魅力の啓発など、看護職員確保対策に取り組む。

○看護職員就業者数（単位：人） （各年12月末現在）

年	保健師		助産師		看護師		准看護師		計	人口 10万対
	数	人口 10万対	数	人口 10万対	数	人口 10万対	数	人口 10万対		
平成26	936	48.6	453	23.5	20,926	1,087.6	5,119	266.1	27,434	1,425.9
28	974	50.9	517	27.0	22,563	1,178.0	4,828	252.1	28,882	1,508.0
30	1,018	53.6	539	28.4	23,523	1,238.2	4,510	237.4	29,590	1,557.6

○保健師就業者数（単位：人）（各年12月末現在）

区分 年	総数	保健師学校 養成所	県・保健所	市町村	病 院 診療所	事業所	その他
平成26	936(15)	25	232(1)	437(10)	110(2)	37	95(2)
28	974(16)	28	252(2)	437(10)	128(4)	33	96
30	1,018(18)	29(1)	313(4)	421(11)	126(2)	40	89

○助産師就業者数（単位：人）（各年12月末現在）

区分 年	総数	助産師 学 校 養成所	県・保 健所	病 院	診 療 所	助 産 所				その他
						計	開設者	従業者	出張のみによる者	
平成26	453	21	4	288	114	22	14	7	1	4
28	517	35	3	335	113	22	14	8	-	9
30	539	34	8	333	128	29	20	9	-	7

○看護師、准看護師就業者数（単位：人）（各年12月末現在）

区分 年	看・准別	総 数	看護師等 学校養成 所	県・保 健所	病 院	診 療 所	訪問看 護ステーション	介護保 険施設 等	その他
	准看護師	5,119 (194)	-	-	1,935 (115)	1,719 (25)	39 (1)	1,205 (40)	221 (13)
28	看護師	22,563 (1,230)	436 (16)	28	16,176 (1,123)	2,999 (25)	712 (15)	1,712 (43)	500 (8)
	准看護師	4,828 (158)	-	2	1,686 (91)	1,577 (20)	57	1,307 (35)	199 (12)
30	看護師	23,523 (1,400)	426 (22)	38	16,769 (1,265)	2,981 (22)	814 (24)	2,036 (58)	459 (9)
	准看護師	4,510 (163)	-	5	1,487 (87)	1,427 (21)	52 (1)	1,397 (43)	142

○二次保健医療圏の50歳未満の看護職員の構成割合（各年12月末現在）

医療圏 年	県南東部	県南西部	高梁・新見	真 庭	津山・英田
平成24	71.9	73.0	46.9	55.7	62.5
26	70.6	71.8	42.5	53.8	60.0
28	69.2	69.6	41.0	53.0	60.9
30	67.6	67.7	40.9	52.8	58.9

(注)・保健師助産師看護師法第33条の規定に基づく業務従事者届による。
 ・人口は、「都道府県別推計総人口」、「岡山県毎月流動人口調査」による。
 ・()内数字は、男性再掲

(1) 看護職員確保対策の推進

ア 看護の心・看護の魅力の普及啓発

「病院の日・看護の日」及び「看護週間」をはじめ、中高校生を対象とした出前講座、県内医療施設のガイドブックの作成等により、看護の心、看護の魅力など看護についての理解を深めるとともに、看護職を目指す人を増やし、魅力ある職場づくりによる看護職員の確保、未就業者の再就業を目的に普及啓発活動を行う。

イ 養成力の強化

看護師等養成所が、指定規則や運営に関するガイドラインを遵守するよう、指導を

行うとともに、令和3年度施行予定の改正省令、指導ガイドラインに対応できるよう、情報提供を行う。さらに、看護師等養成所の運営費補助、看護教員及び実習指導者の研修等を通して、医療の進歩に対応できる知識・技術を備えた質の高い看護職員の養成を支援し、県内就業促進を図る。

ウ 職場定着の推進

看護職員が働き続けることができるよう、乳幼児を有する看護職員のために病院等が設置する保育施設への助成や、就労環境改善研修事業を行うなど、看護職員の職場定着を促進する。また、早期の離職を防止するため、新人看護職員研修を行う医療機関への助成や研修責任者等を対象とした研修会を実施する。

エ 再就業の促進

ナースセンター事業として、就業に関する相談・指導、看護技術講習会及び訪問看護師養成講習会等を開催するとともに、潜在化防止を目的とした離職時のナースセンターへの届出制度や、ハローワーク等と連携した求人求職相談業務等を充実することにより未就業看護職員の再就業の促進を図る。

オ 資質向上

医療の高度化、在宅医療の推進等へ対応できる看護職員の育成、確保のため、訪問看護推進事業や他施設への出向による研修等生涯にわたる各種研修を体系的に実施する。

カ 地域偏在への対応

二次保健医療圏の看護職員の年齢構成に差がみられることから、若い世代の看護職員の割合が著しく低い二次保健医療圏において、新たに採用する若手看護職員へ就職準備金を支給する病院等へ補助金を交付することにより、将来にわたり安心して医療を受けられる体制整備を行う。

(2) 衛生関係従事者試験免許

准看護師試験を法令に基づいて実施する。

5 がん対策の推進

「岡山県がん対策推進条例」及び「第3次岡山県がん対策推進計画」（平成30～令和5年度）に基づき、「がん予防・がん検診の充実等による死亡の減少」、「全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質（QOL）の維持向上」及び「がんになっても自分らしく生きることのできる地域共生社会の実現」を全体目標に、総合的ながん対策を推進する。

(1) がん医療の連携強化

がん診療連携拠点病院や地域がん診療病院、がん診療連携推進病院と、地域のかかりつけ医との連携を推進するため、関係機関と連携し、地域連携クリティカルパスの普及を図る。

○がん診療連携拠点病院等の状況

	県南東部	県南西部	高梁・新見	真庭	津山・英田	県計
県・地域がん診療連携拠点病院	4	2	—	—	1	7
地域がん診療病院	—	—	1	1	—	2
がん診療連携推進病院	3	1	—	—	—	4

(2) 在宅緩和ケアの推進

在宅緩和ケア地域連携クリティカルパスを活用し、在宅療養支援診療所や訪問薬局、訪問看護・介護事業所等と連携を図りながら、がん患者が住み慣れた家庭や地域で安心して療養生活を送ることができるよう支援体制を整備する。

(3) 治療と仕事の両立支援

がん患者が治療と仕事を両立できるよう、民間事業者に対する研修会を開催するとともに、がん相談支援センターの認知度を高め、利用の促進を図る。

6 保健統計

人口動態調査や国民生活基礎調査、医療施設調査等を実施する。なお、令和2年度に予定される主な調査は次のとおり。

毎月：人口動態調査、医療施設調査（動態調査）、病院報告

5月：衛生行政報告例（令和元年度年度報）

6月：地域保健・健康増進事業報告（令和元年度報告）

10月：受動行動調査

医療施設調査（静態調査）

患者調査

12月：医師・歯科医師・薬剤師調査

7 医療費適正化の推進

急速な少子化と超高齢社会を迎える中、現在の国民皆保険制度を堅持し、生活の質の維持及び向上を図りつつ、今後の医療費が過度に増大しないようにするとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るため、「第3期医療費適正化計画」（平成30～令和5年度）に盛り込んだ「県民の健康の保持」と「医療の効率的な提供の推進」に資する施策を総合的に推進する。

《健康推進課》

1 健康づくりの推進

平成 30 年 3 月に改訂した、県民の健康づくり計画「第 2 次健康おかやま 21 セカンドステージ」に基づき、がん、糖尿病など主要な生活習慣病の予防、バランスのとれた食生活や運動習慣の定着など生活習慣の改善に取り組み、すべての県民が生きる喜びを感じられる長寿社会の実現を目指す。

(1) 健康づくり対策

ア 第 2 次健康おかやま 21 推進事業

(ア) 第 2 次健康おかやま 21 推進体制整備事業

「第 2 次健康おかやま 21」を県民運動として展開するため、幅広い関係機関・団体等による推進体制を整備する。

(イ) おかやま健康づくりアワード

9 月のおかやま健康づくり月間にあわせ、職場や地域で健康づくり活動に積極的に取り組む団体の表彰やシンポジウムなどを実施し、県民や企業などが健康づくりに積極的に取り組む機運の醸成を図り、多様な担い手による健康づくりの県民運動を展開する。

(ウ) 健康生活環境整備事業

県民の健康づくりを支援するため、「栄養成分表示の店登録事業」や「敷地内全面禁煙実施施設認定事業など、環境整備に取り組む。

栄養成分表示登録店

1, 145

(令和 2 年 3 月末現在)

敷地内全面禁煙

984

(令和 2 年 3 月末現在)

イ 受動喫煙防止対策の推進（受動喫煙ゼロプロジェクト）

受動喫煙の防止については、新たに制定した岡山県受動喫煙防止条例や改正健康増進法の周知を図るとともに、同法の適用を猶予された小規模飲食店（「既存特定飲食提供施設」）に対し改装費用を補助するなど、受動喫煙のない環境整備の取組を推進する。

(ア) 若者からのたばこ対策事業

小学校・学童保育等で、「たばこと健康」について、研究発表等を行うとともに、市町村や保健所職員等を対象にした研修会を開催する。

また、地域ボランティアによる啓発や大学生向けのセミナーを実施し、喫煙・受動喫煙の防止を図る。

(イ) 改正健康増進法施行促進事業

改正健康増進法の周知徹底を図るため、県民・事業者を対象にした講演会等を開催するとともに、施設における指導・助言のための資料作成、事業者向けの研修会を実施する。

(ウ) 受動喫煙のない環境整備促進事業

既存特定飲食提供施設に禁煙エリアを整備する際の改装費用を補助し、受動喫煙を防止する環境づくりを推進する。

ウ アルコール健康障害対策事業

平成 29 年度に策定したアルコール健康障害対策推進計画に基づき、飲酒に伴うリスクに関する正しい知識を持ち、将来にわたっての健康の保持増進ができるよう普及啓発に取り組むとともに、アルコール健康障害を有する者及びその家族が円滑な生活

を営むことができるよう、適切な支援につながる仕組みを確保する。

エ 糖尿病予防戦略事業

糖尿病等の生活習慣病発症予防のためには、働き盛り世代全体へのアプローチが重要であることから、市町村や職域などでの健康教室や講演会等を通じた啓発活動を推進する。また、家庭での健康づくりの要となる主婦や自営業者、小規模事業所等でも効果的な実践活動を推進する。

オ 生活習慣病等対策推進事業

年々増え続けるがん、糖尿病、慢性腎臓病等の生活習慣病への対策として、第2次健康おかやま21セカンドステージ、岡山県保健医療計画等に基づき、県、市町村、医療機関、大学、企業等が一体となり生活習慣病対策を推進する。

カ 健康づくり施設の運営

(ア) 岡山県南部健康づくりセンター

保健所、市町村の健康づくり事業の支援や障害者等に対する健康増進施設機能を維持するため、指定管理者（(公財)岡山県健康づくり財団）により岡山県南部健康づくりセンターを運営する。

(イ) 「健康の森」の管理

ふるさとの自然に親しみながら、心身の健康づくりを実現できる空間として、施設の維持管理及び利用促進を図る。

キ 女性のがん検診受診率向上事業

関係団体等と協調して乳がん検診等のがん検診の重要性や、がんに対する正しい知識の普及啓発に努め、受診率の向上を図る。

(2) 健康増進事業の推進

健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業に対して、市町村が事業を効果的、効率的に実施できるよう支援する。

(3) がん予防対策の推進

がんの早期発見・早期治療のため、がんについての正しい知識の普及啓発や、企業等と協働した「がん対策協賛事業」の実施により、がん検診の受診率向上に努める。また、乳がん、子宮頸がん検診について、初年度の受診対象者に対し、クーポン券等を配布し受診勧奨するとともに、5がん検診の精密検査未受診者に対し、個別の受診再勧奨を行う「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」などの市町村事業を支援する。更に、がん精密検診結果収集管理事業等のデータを活用したがん検診の精度管理を行う。

子宮頸がんについては、子宮頸がん予防の啓発活動を行う団体と連携し、子宮頸がん検診の受診促進や、ワクチン接種に関する正しい知識の普及に取り組む。

(4) 食育の推進

ア 栄養改善対策

市町村は一般的な栄養指導業務を、県は給食施設等に対する指導や専門的知識を要する栄養相談業務、国民健康・栄養調査等を行うとともに、市町村の栄養指導業務が効果的に行われるよう支援を行う。

イ 食育ネクストステージプロジェクト

県民一人ひとりが自ら健全な食生活を実践できるよう、「岡山県食の安全・食育推進計画」に基づき、食育活動を行う。県の食育の課題である減塩や野菜摂取量の増加、さらには、朝食を毎日食べる小中学生の割合100%等の達成に向けて、家庭や学校、地域、ボランティア等と連携し、地域の特性に応じた活動を展開する。

(5) 地域職域連携の推進

がん検診、特定健診・特定保健指導等の生活習慣病対策について、地域と職域が連携して取り組むため、健康おかやま21推進会議において、情報交換や協働した活動について協議する。

(6) 保険者による特定健診・特定保健指導への支援

平成 20 年度から生活習慣病の予防として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健診・特定保健指導が医療保険者に義務づけられたことから、保険者協議会と連携を図り、医療保険者に対して受診しやすい環境整備など受診率の向上に向けて支援を行う。

(7) 国保ヘルスアップ支援事業

平成 30 年度から、県は国民健康保険の財政運営の責任主体として、市町村とともに保険者としての役割を担っていることから、保健事業を含む医療費適正化に向けた取組を推進するため、糖尿病性腎症重症化予防研修会等を開催し、現状の把握や市町村好事例の横展開、市町村に対する指導・助言等を行う。

2 母子保健の推進

国の「健やか親子 21（第 2 次）」に基づき策定した本県の母子保健計画（令和 2 年度を始期とする「岡山いきいき子どもプラン 2020」内に含まれる）を推進し、より質の高い母子保健サービス提供体制を構築する。

(1) 満足度の高い妊娠・出産・育児への支援

ア 相談体制の整備

岡山大学病院におかやま妊娠・出産サポートセンターを設置し、妊娠や出産をはじめとする幅広い世代の女性の心と身体に関する相談に対応する。

イ 市町村母子保健活動の支援

各市町村の行う母子保健事業等について評価を行い、市町村が母子保健に関する課題に対し効率的、効果的に事業を実施できるよう支援するとともに、妊娠中からのハイリスク妊産婦への支援等が適切に実施できるよう支援する。

また、複雑多様化するニーズに対応し、より充実した母子保健サービスを提供するため、複雑困難事例にともに対応する等、市町村の母子保健活動の支援を行う。

ウ 妊娠期からの切れ目のない母子支援

母子健康包括支援センターや市町村、保健所、産科・精神科・小児科医療機関職員等を対象に、産後支援強化のため研修を実施する。

また、市町村が実施する妊婦健診や産婦健診（産後うつ病のスクリーニング検査を含む。）を受診後に、心に不安を抱える妊産婦が円滑に適切な治療を受けられるよう、産科・精神科・小児科の医師や市町村等による全県ネットワークを構築し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うとともに、産後うつ病についての正しい知識の普及啓発を行う。

エ 不妊治療対策

岡山大学病院に不妊専門相談センターを設置し、不妊に関する医学的、精神的な相談に対応する。また、不妊治療のうち医療保険が適用されず高額な治療費がかかる体外受精、顕微授精やその一環で精巣または精巣上体内から直接精子を採取する男性不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

(2) 子どもの健やかな育ちへの支援と思春期からの健康づくり支援の充実

ア 乳幼児の先天性疾病予防対策

乳幼児の心身の異常を早期に発見し、早期治療による心身障害の予防を行うため、25 疾患を対象に先天性代謝異常等検査を実施する。

また、市町村が実施する自動聴性脳幹反応（自動 ABR）による新生児聴覚検査事業が適切に実施できるよう研修等を行うとともに、新生児聴覚検査事業推進協議会を開催する等、精度管理に努める。

イ 子どもの健やか発達支援

市町村が実施する乳幼児健康診査や保健所で把握した障害児又はその疑いのある子どもの発育・発達等について、小児科医、児童精神科医による「子どもの発達支援相談」を実施するとともに、「すこやか親子支援教室」を開催し、育児困難感等から虐待のリスクがある親を対象に、育児不安の軽減や育児能力を高めるための支援を行う。

また、発育・発達に問題がある子どもや虐待のリスクのある家庭の地域支援について、市町村、医療機関、福祉関係機関等と連携し、支援方法を検討するとともに、関係職員の資質向上のための研修等に取り組む。

ウ 小児医療対策

市町村が実施する小児医療費助成事業について補助を行う。助成対象年齢は、通院が義務教育就学前まで、入院が小学校6年生までである。

エ 妊娠・出産に関する正しい知識の普及

将来、親になろうとする中高生等の若い世代へ、妊孕性(にんようせい)をはじめとした妊娠、出産に関する正しい知識を普及するための啓発活動を教育現場等で行う。

また、思春期の子どもたちが命や健康の大切さを実感し、様々な思春期の健康問題に対応していくスキルを身につけるため、赤ちゃんふれあい体験事業や研修会等を実施する。

オ 子どもの心の問題への対応

発達障害等様々な子どもの心の問題や被虐待児の心のケア等に対応するため、診療拠点病院を整備し、拠点病院を中心とした保健・医療・福祉・教育・司法等の各機関が連携した支援体制ネットワークの構築を図る。

3 生涯を通じた歯の健康づくりの推進

歯と口の健康の維持・増進は、豊かな人生を送る上で欠かせないことから、「岡山県民の歯と口の健康づくり条例」及び「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づいて平成29年3月に策定した「第2次岡山県歯科保健推進計画」により、関係機関等と連携し、生涯を通じた歯の健康づくりを推進する。

(1) 歯科保健の推進体制づくり

岡山県8020推進事業評価会議において全県的な歯科保健施策についての協議を行い、320(サンニイマル)運動、1201(イチニイマルイチ)運動及び8020(ハチマルニイマル)運動の推進を図る。

(2) 歯科保健医療の推進

ア 子どもの歯の健康づくり支援事業

むし歯に罹患しやすい6歳臼歯を中心に、むし歯・歯肉炎を予防することは、将来の8020の達成につながるため、学校園等に歯科衛生士を派遣し、子どもたちに歯磨き指導を行い、教職員等と連携して、むし歯・歯肉炎予防プログラムを実施する。また、むし歯予防効果が高く、安全性が保たれ、かつ公衆衛生的手法として最適な集団フッ化物洗口を実施する。

イ 8020健康長寿社会づくり推進事業

歯科疾患を予防し、歯の喪失を防止することで、高齢期になっても何でもおいしく食べられ、ひいては生きがいにもつながる。このため、市町村等と連携した歯科保健施策に取り組む。

ウ 母子歯科保健の充実

母子に対する早期の歯科保健対策として、市町村の取組を支援するため、ゼロ次予防の考えを取り入れた妊婦期からの歯と口の健康づくり支援に取り組む。

エ 在宅歯科医療体制の充実

在宅等で歯科治療が受けられるよう、歯科往診サポートセンターを設置している。本センターは、居宅療養者とその家族、医科・介護職等からの歯科往診の要望に対して歯科医師の派遣調整のほか、県民からの口腔ケア等の相談に応じている。また、歯科往診について普及啓発活動を行っている。

4 感染症対策の強化

新型コロナウイルス感染症対策を推進するとともに、感染症発生動向調査の体制を整備し、情報発信機能を強化するなど、正しい知識の普及啓発や医療体制の整備等を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の施策を、感染症対策委員会等と連携して実施する。

肝炎対策については、感染者を早期に発見し、適切な治療につなげ、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止を図るための事業を、肝炎対策協議会等と連携して実施する。

また、結核対策について、DOTSの推進や医療連携体制構築等に取り組むほか、「おかもえイズ感染防止作戦」の実施等により、エイズ・性感染症対策を推進する。

(1) 感染症対策

ア 新型コロナウイルス感染症対策

国内外の流行が続く中、県民の感染への不安解消を図るための相談窓口を設置し、適切な情報提供に努める。

患者の早期診断が進むよう、検査体制を強化するため、検体採取の効率化を図るとともに、民間検査機関の活用などに取り組む。

また、急速な感染拡大を予防するため、「3つの密」を避けることや「新しい生活様式」の普及に取り組む。

イ 感染症発生動向調査事業

一類～五類感染症の発生状況について、その情報を収集、分析し、感染症情報センターから公表することにより、感染症の発生予防及びまん延防止に努める。

インフルエンザや腸管出血性大腸菌感染症は、幼児や高齢者では重篤になる例があることから、流行を早期に把握して、注意喚起等必要な対策を講じることにより、施設内等でのまん延防止に努める。

ウ 新型インフルエンザ等対策

新型インフルエンザ等対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行に対応し、平成25年10月に作成(改訂)した県行動計画に沿って、医療体制整備、県民等への情報提供を行う等、対応に万全を期す。また、国の備蓄方針に基づき、新型インフルエンザ発生時における抗インフルエンザウイルス薬の安定供給体制の整備を図る。

エ 感染症患者等移送ネットワークの強化

新感染症、一類・二類感染症、新型インフルエンザ等感染症等重大な感染症の発生時において、県、感染症指定医療機関及び消防機関が相互に連携・協力し、迅速かつ適切に患者を移送できる全県的な移送体制の強化を図る。

オ 蚊防除事業

デング熱やジカウイルス感染症等蚊媒介感染症の対策等を進めるため、平成29年2月に作成した「蚊防除対策ガイドライン」を活用し、取組の普及を目指す。

(2) 肝炎対策の推進

ア 肝疾患診療地域連携体制強化事業

岡山県肝疾患診療連携拠点病院である岡山大学病院と連携し、肝疾患診療に携わる地域の医療従事者に対する研修への協力を行うとともに、患者、家族からの医学的な相談を行う肝炎相談センターを岡山大学病院に併設する。

イ 検査体制の充実

保健所での無料相談・無料検査や肝炎専門医療機関での無料検査を実施する。また、地域や職域において検査を勧奨する人材として、「地域肝炎対策サポーター」を養成することにより、肝炎患者の早期発見・早期治療を進める。

ウ 肝炎治療特別促進事業

B型、C型ウイルス性肝炎の治療に係る医療費を助成し、将来の肝硬変、肝がんの予防を図る。

エ 肝炎陽性者フォローアップ事業

肝炎ウイルス陽性者に検査費用の助成等により受診勧奨を行い、重症化予防を図る。

オ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

肝炎ウイルスを起因とする肝がん・重度肝硬変患者に対し、医療費を助成し負担軽減を図る。

(3) 結核対策の推進

ア 健康診断及び予防接種の推進

定期健康診断と予防接種（BCG）の大切さについて、市町村等と協力して普及啓発を進めるとともに、受診率と接種率の向上に努める。

イ 結核管理の徹底及び病原体サーベイランスの推進

保健所に届出及び登録された結核患者については、治療中のみならず結核登録削除の基準に該当するまで、病状の経過や受療状況等について確実に把握する。

また、菌株の確保とその検査結果を積極的疫学調査等に活用しやすくするための体制を整備する。

ウ 適正医療の普及

感染症診査協議会において患者の治療状況、入院（勧告・措置）、就業制限、医療費の公費負担申請等について審議し、適正医療の確保に努める。

エ 施設内（院内）感染防止対策の推進

高齢者が集団で生活する施設や、学校等の結核感染予防対策の取組強化を図る。

また、「岡山県結核定期健康診断補助金」の積極的な活用を促していくほか、施設職員等を対象とした研修会を開催する。

オ DOT S（直接服薬確認療法）の推進

服薬支援機能等を持つ全県統一の「岡山晴れ晴れDOT S手帳」を全結核患者に導入し、保健所を拠点とし、患者の背景及び地域の実情に応じて、各関係機関連携の下に、患者の治療成功を目指して、服薬支援を行うDOT Sの推進に取り組む。

カ 医療連携体制の構築

岡山県結核診療連携拠点病院及び岡山県結核診療基幹病院を中心とし、身近な地域で病態に応じた医療を受けられる体制の確保を図る。

2つの拠点病院において、地域の結核医療の向上・普及のため結核医療相談・技術支援センターを設置し医療関係者からの結核医療に関する相談対応や技術支援を行うとともに、研修等を行う。

(4) おかやまエイズ感染防止作戦の推進

ア 受けやすい検査

全保健所で無料匿名のエイズ検査（備前・美作保健所では即日検査）を実施するとともに、エイズ治療拠点病院や身近なクリニックで自己負担一律 1,000 円のエイズ検査等を実施する。

イ 戦略的な普及啓発

ハイリスク者（MSM：男性間で性交渉を行う者等）を対象を絞り込み、関連団体等と連携し、分かりやすく、持ち帰りやすい検査啓発カード等で受検勧奨を行う。

また、県広報の活用やマスコミへの働きかけを積極的に実施するとともに、HIV検査普及週間（6/1～6/7）や世界エイズデー（12/1）を中心とした前後の日を重点実施期間として普及啓発等を進める。

ウ 関係者の連携強化

エイズ医療等推進協議会を開催し、総合的な対策について協議するとともに、エイズ医療提供体制の推進を図る。

(5) 性感染症対策の推進

性感染症、特に梅毒のまん延が危惧されており、梅毒対策においては、重点的な取り組みを実施する。また、保健所・支所において、匿名・無料で梅毒・性器クラミジア感染症の検査を実施するとともに、早期発見・治療のための体制強化や診療科を超えた連携の推進、啓発資材等の活用により、正しい知識の普及やハイリスク者へ検査受診勧奨等に努める。

(6) 予防接種対策

市町村、県医師会等関係機関と連携し、定期接種の接種率の向上と利便性の高い予防接種実施体制の整備に努める。

また、岡山県予防接種センターの運営により、県民が安心して予防接種を受けられる

体制を強化する。

(7) 環境保健センターでの岡山県感染症情報センター及び感染症関係検査

岡山県感染症情報センターにおいて、県内における感染症患者情報及び病原体検査情報を収集・解析し、国立感染症研究所感染症疫学センターから還元される全国の情報とあわせて関係機関及び県民に対して積極的に情報発信することにより、感染症の予防及びまん延防止に努める。

また、国立感染症研究所と連携を図りながら、環境保健センターにおいて各種感染症の細菌・ウイルス検査を実施し、感染症の発生動向について調査する。

5 ハンセン病問題対策の推進

(1) 岡山県ハンセン病問題対策協議会の設置

ハンセン病問題対策協議会を開催し、偏見・差別の解消のための普及啓発や療養所全体としての社会復帰の支援についての具体的な対策の協議を行う。

(2) 普及啓発事業

入所者による語り部講演会やDVD、小冊子、ホームページ等を活用した普及啓発を進めるとともに、入所者と学校や団体等との交流を促進する。また、6月22日の「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」にあわせたパネル展や講演会を開催する。

(3) 療養所全体としての社会復帰の支援等

地域との交流を推進することにより、療養所全体としての社会復帰を推進するとともに、社会復帰者に対しては、医療費、介護費、住宅費の助成により支援を行う。

また、全国各地の療養所の本県出身入所者を訪問するとともに里帰りの支援を行う。

6 精神保健福祉施策の推進

適正な精神医療の確保と精神障害のある人の自立・社会参加の促進を図る。特に、平成30年3月に策定の第8次岡山県保健医療計画及び第5期岡山県障害福祉計画に基づいて、精神科病院からの地域移行を促進するとともに、地域における精神科医療連携体制と生活支援体制の充実を図る。

(1) 啓発活動及び地域精神保健福祉施策

ア 普及啓発事業

「精神保健福祉普及週間」を中心に正しい精神保健知識の普及を図り、県民の心の健康の保持増進に努める。

イ 精神保健相談

保健所において、精神科医師等による精神保健相談を行う。また、精神保健福祉センターにおいて、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に関する相談に応じるとともに、心の電話相談を行う。

ウ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援事業

高次脳機能障害及びその関連障害のある人への理解の促進と支援の普及を図るため、支援拠点機関に相談コーディネーターを配置して専門的相談や生活上の支援を行うとともに、自治体及び医療機関の職員に対しての研修等を実施する。

エ 自殺予防対策事業

平成28年3月に策定した「第2次岡山県自殺対策基本計画」に基づき、岡山県自殺対策連絡協議会等を開催し、他機関とも連携した効果的な自殺対策を検討するとともに、県自殺対策推進センターによる市町村自殺対策計画に基づく施策への支援、関係機関職員や県民への研修及び普及啓発活動等を実施する。

さらに、県及び市町村で地域の実情に応じた地域自殺対策強化事業を実施する。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

精神科病院に入院している退院可能な精神障害のある人に対し、本人の意向を尊重しながら、関係機関が連携し、地域生活への円滑な移行及び安定した地域生活の実現を図るとともに、措置入院患者等の退院後の支援体制整備を進める。また、ピアサポーターをはじめとする地域移行・地域定着に必要な社会資源の開発や活用も推進し、地域生活支援体制の充実を図る。

イ 精神科在宅支援（アウトリーチ）事業

医療を中心とする専門職で構成する多職種チームが、保健所、市町村、相談支援事業所等の関係者と支援ネットワークを形成し、医療導入や治療継続が困難な人の地域生活定着のために、医療と生活面の包括的支援を提供する。併せて、多機関ネットワークによるアウトリーチ支援の普及を目指し、支援体制を構築する。

ウ 地域移行促進センター事業

精神障害のある人からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うため、24 時間電話相談及びホステル事業を実施し、地域生活を維持・継続するために必要な援助を行う。

エ ひきこもり予防支援事業

ひきこもり対策の拠点として岡山県精神保健福祉センター内に設置したひきこもり地域支援センターと保健所等関係機関が緊密な連携を図りながら、本人や家族の状態に応じた相談支援の充実を図る。

ひきこもりの予防や支援のため、精神科医や臨床心理士等が地域に出向いて、本人や家族等との座談会や地域の関係機関による連絡会議を開催する。また、社会復帰への足がかりとなるよう、居場所を提供することにより対人関係等の醸成を図る。

（3）医療及び保護対策

ア 入院医療制度

本県の精神科病院数及び病床数は、14 病院、2,563 床（令和 2 年 4 月 1 日現在。岡山市を除く）となっているが、入院患者の人権に配慮した適切な医療が提供されるよう、これらの病院に対して実地指導・実地審査を実施するとともに、精神医療審査会において、病院から提出される定期病状報告書等及び入院患者等からの退院等請求に基づき入院の必要性や処遇を審査し、必要な指導等を行う。

イ 自立支援医療費（精神通院医療）公費負担制度

精神障害の適正な医療の普及を図るため、通院医療に要する費用について、障害者総合支援法に基づき、その費用の原則 90%を医療保険と公費で負担する。なお、自己負担については、所得区分等に応じ、軽減措置が設けられている。

ウ 精神科救急医療システム

休日・夜間に精神障害のある人が緊急な対応を必要とする場合に、精神科救急情報センターにおいて、相談・情報提供や応急入院指定病院等との連絡調整を行うほか、病院群輪番制による休日・夜間の診療体制により、迅速かつ適切な医療を提供する。

（4）岡山県精神保健福祉センター（メンタルセンター岡山）

精神保健及び精神障害のある人の福祉に関する総合的技術センターとして、知識の普及・調査研究や相談指導事業及び保健所や市町村等に対する技術指導、技術援助を行うなど、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を担っている。

また、多職種による訪問支援チームを設置し、精神障害のある人の地域生活定着のためのアウトリーチにおいて、保健所及び市町村等への技術指導を行うとともに、関係機関の連携を強化し支援の充実を図る。

さらに、平成 30 年 7 月豪雨災害を受け設置した「おかやまこころのケア相談室」が保健所や市町村、見守り活動と連携しながら、被災者等への心のケアを行う。

（5）地方独立行政法人岡山県精神科医療センター

岡山県精神科医療センターは、平成 19 年度に地方独立行政法人化して以来、精神科救急医療、児童・思春期精神科医療、薬物等依存症医療、司法精神科医療など、高度で専門的な政策医療に積極的に取り組んでいる。

また、平成 25 年 4 月に開設した東古松サント診療所において、外来診療やデイケ

ア、訪問診療等を提供し、治療と地域生活支援にも重点を置いた取組を推進するとともに、平成 28 年の熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨災害では、災害派遣精神科医療チーム(DPAT)を派遣するなど、本県の災害拠点精神科病院としての重要な役割を担っている。

平成 29 年度からの第 3 期中期目標では、当該目標に掲げる児童思春期精神科医療の充実や医療・研究機関と連携した調査・研究、高齢の精神疾患患者への対応など、精神科医療ニーズに対応するため、受診しやすい環境の整備を進め、利用者の利便性の向上を図ることとしている。

7 地域における健康づくりの推進

(1) 健康づくり地区組織の育成・強化

ア 岡山県愛育委員連合会（愛育委員）

愛育委員は、すこやか育児の推進等母子保健を中心に、生活習慣病・感染症等の予防、歯科保健、思春期保健、精神保健、献血活動、禁煙運動の推進等、住民の生涯にわたる健康づくりを目指して、地域の健康づくりボランティアとして活動している。

イ 岡山県栄養改善協議会（栄養委員）

栄養委員は市町村が実施する栄養教室を修了した地域のボランティアで、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、食事、運動、休養等の面から地域の健康づくりを支える活動を行っている。

《生活衛生課》

1 生活衛生営業等の衛生確保

県民の日常生活に密接に関係するサービス等を提供する飲食業、理・美容業やクリーニング業等の生活衛生関係営業（以下：生衛業）については、全般に零細で、営業基盤も脆弱であり経営環境は厳しい状況にある。

県では、自主管理の推進と効率的な監視指導を実施するとともに、(公財)岡山県生活衛生営業指導センター（以下：指導センター）及び13業種の生活衛生同業組合（以下：生衛組合）と連携して、こうした生衛業の経営の合理化、施設の近代化等の指導に努め、公衆衛生の維持向上を図る。

また、公衆浴場確保対策、建築物衛生対策及び家庭用品安全対策等を実施する。

(1) 生活衛生営業者対策

ア 経営安定の指導

- ・営業者を対象とした経営管理、施設の近代化、衛生措置の遵守等に係る講習会を開催する等、指導センターを通じて生衛組合を育成指導する。
- ・日本政策金融公庫資金融資制度の積極的な利用を推進するため、指導センターと各生衛組合を通じて、融資の斡旋指導を行う。
- ・生衛業の振興を計画的に実施するため、関係生衛組合に対し、振興計画の積極的な推進を指導する。また、消費者保護の施策として標準営業約款制度（クリーニング業、理・美容業、めん類飲食店及び一般飲食店）の普及促進に努める。

イ 監視指導

関係法令に基づき、効率的な監視指導を実施するとともに、営業者の自主管理を積極的に推進することにより、生衛業の施設整備と衛生水準の維持向上に努める。

また、平成29年4月1日に施行した「岡山県生活衛生営業関係（理容師法・美容師法・クリーニング業法）行政処分指針」に基づき法令遵守指導の一層の強化を図る。

(2) 一般公衆浴場確保対策

ア 入浴料金

一般公衆浴場の入浴料金は、物価統制令により知事が指定しており、指定に当たっては、公衆浴場経営実態調査を行うほか岡山県公衆浴場入浴料金審議会に諮問し、その答申を得ることとされている。

○一般公衆浴場入浴料金統制額（令和元年10月1日改定）

大人	中人	小人
430円	160円	70円

イ 確保対策

一般公衆浴場の経営の安定化及び確保対策のために、設備改善、経営安定の助成措置を行う。

(3) 公衆浴場及び旅館の入浴施設におけるレジオネラ症発生防止対策

公衆浴場法施行条例・旅館業法施行条例に基づき入浴施設への立入検査を実施するとともに、水質検査結果に基づく衛生管理指導を通じてレジオネラ症の発生防止に努める。

さらに、営業者に対するレジオネラ症発生防止講習会を開催し、入浴施設における衛生管理のさらなる徹底を図る。

また、入浴施設においてレジオネラ属菌が検出された場合には、平成29年4月1日に施行した「公衆浴場法に基づく行政処分取扱要領」及び「公衆浴場等におけるレジオネラ属菌対応要領」に基づきレジオネラ症発症の未然防止並びに健康被害の拡大防止を目

的として衛生管理指導の一層の強化を図る。

(4) 建築物衛生対策

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等に基づき、多数の人が利用する特定建築物の適正な維持管理の実施について指導する。

また、建築物清掃業等8業種の営業者について登録事務及び指導を行う。

(5) 家庭用品安全対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、県内各地において試買検査を実施するとともに、公衆衛生上の見地から店舗等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、県民の健康保持に努める。

(6) 室内空気汚染物質対策

住まいに起因した健康障害は、「シックハウス症候群」、「アレルギー疾患」等多岐にわたっており、保健所において、県民からの室内空気汚染に関する相談に応じ、関係機関と連携し、的確なアドバイスを行う。

(7) 養成施設の登録及び指導

「調理師法」及び「製菓衛生師法」並びに「理容師法」及び「美容師法」に基づき、調理師・製菓衛生師養成施設並びに理容師・美容師養成施設の登録及び指導を行う。

○調理師養成施設 (令和2年4月1日現在)

施設名	所在地	総定員	指定年月日
西日本調理製菓専門学校	岡山市北区大供3丁目2-18	昼間 160名	S43. 10. 1
おかやま山陽高等学校	浅口市鴨方町六条院中2069	昼間 135名	S61. 2. 10
岡山県立津山東高等学校	津山市林田1200	昼間 120名	S63. 3. 4
専門学校岡山ビジネスカレッジ	岡山市北区岩田町3番22号	昼間 30名	H29. 3. 28

○製菓衛生師養成施設 (令和2年4月1日現在)

施設名	所在地	総定員	指定年月日
西日本調理製菓専門学校	岡山市北区大供3丁目2-18	昼間 160名	H14. 2. 4
専門学校岡山ビジネスカレッジ	岡山市北区岩田町3番22号	昼間 60名	H17. 9. 13
おかやま山陽高等学校	浅口市鴨方町六条院中2069	昼間 120名	H21. 12. 9

○理容師及び美容師養成施設 (令和2年4月1日現在)

施設名	所在地	総定員	指定年月日
岡山県理容美容専門学校	岡山市北区大元2-6-5	理容 80名 通信 120名 美容 240名 通信 198名	H10. 4. 1
岡山県立岡山聾学校	岡山市中区土田51	理容 32名	H28. 1. 6
専門学校岡山ビューティモード	岡山市北区昭和町3番12号	美容 240名 通信 240名	H14. 3. 25
専門学校倉敷ビューティーカレッジ	倉敷市寿町10-5	美容 160名 通信 180名	H13. 3. 29

(8) 遊泳用プール衛生確保対策

学校を除く100立方メートル以上の遊泳用プールについて、「岡山県遊泳用プール指導

要領」等に基づき、県民が衛生的かつ安全にプールを利用できるよう、営業者の自主管理を促す。

(9) 衛生関係従事者試験免許

ア 衛生関係従事者試験

調理師、製菓衛生師及びクリーニング師試験について、それぞれの法令に基づき、実施する。

なお、調理師試験については、平成28年度から（公社）調理技術技能センターに委任し実施している。

イ 衛生関係従事者免許

調理師、製菓衛生師及びクリーニング師の免許は、県知事免許であり、試験合格者等に対して申請に基づき交付する。

2 宿泊施設の適正な運営確保

旅館業及び住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため、営業者及び事業者からの許可・届出受理を行うとともに、営業者及び事業者が責務を着実に果たすよう指導監督を行う。

なお、住宅宿泊事業の届出を行うことなく宿泊業を行った者及び届出済の住宅宿泊事業者にあって180日を超えて宿泊事業を行った者は、旅館業法の無許可営業に該当するため、令和2年4月1日に施行した「旅館業法に基づく行政処分要領」に基づき適切な指導・行政処分等を行う。

○宿泊施設の数（令和2年3月末現在）

区分	旅館業		住宅宿泊事業
	旅館・ホテル	簡易宿所	
施設数	381	244	26

※ 岡山市及び倉敷市分は除く

3 食の安全・安心の確保

腸管出血性大腸菌による食中毒をはじめ、食品に起因する健康危害のリスクを低減するためには、食品等事業者に対する監視指導や試験検査を強化するとともに、消費者である県民へ食中毒予防の正しい知識を普及することはもちろん、県民、食品関連事業者等もそれぞれの責務や役割を果たしながら、食の安全・安心のための施策を一体的に展開・推進することが重要である。なお、令和2年度は、以下の事項に重点的に取り組む。

- ①食中毒対策の強化
- ②HACCPに沿った衛生管理の導入促進
- ③食品等の効果的な試験検査の充実

(1) 監視指導、検査等

「令和2年度岡山県食品衛生監視指導計画」に基づき、各保健所及び食肉衛生検査所が、食品関係施設への監視指導、食品等の試験検査及びと畜検査等を実施する。

ア 監視指導の実施

監視指導の対象施設を、社会的に影響の大きい営業施設や広域流通食品等事業者などの重点的監視対象施設とその他の一般監視対象施設に区分し、施設の規模や業種に応じた監視指導を行うとともに、HACCPに沿った衛生管理の導入促進を図る。

また、時期や対象施設を定め集中的に監視を行う各種一斉取締り等を実施する。

イ 食中毒対策／リスクの高い食中毒対策

重篤な健康被害を引き起こす腸管出血性大腸菌やカンピロバクター食中毒発生防止策を強化するため、食肉等の生食のリスクについての周知を図るとともに、営業施設におけるノロウイルス食中毒防止策の指導を強化する。また、ふぐの素人調理による食中毒を防止するため、ふぐ毒の危険性を県民に周知する。

ウ 食品等の試験検査

細菌数、食品添加物、残留農薬等の検査を実施するとともに、迅速に食中毒の病因物質を検出するために遺伝子検査を実施し、健康危機に的確に対応する。

○食品等の収去検査状況（令和2年3月末現在）

区 分	収去 検体数	検 査 区 分	理化学検査		細菌検査		計	
			項目別 検査数	不 適	項目別 検査数	不 適	項目別 検査数	不 適
食品・容器等	2,364	規 格 基 準	44,083	2	717	2	44,800	4
		そ の 他	301	0	7,237	0	7,538	0
		計	44,384	2	7,954	2	52,338	4

※ 岡山市及び倉敷市分は除く

エ 違反発見時の対応

食品衛生法に違反する事実が認められた場合には、「食品衛生法に基づく行政処分等取扱要領」に基づき、適正かつ厳正な行政措置を講じる。

なお、行政処分を行った場合は、危害拡大防止等を考慮した公表を行う。

オ 食中毒等健康危害発生時の対応

「岡山県食中毒対策要領」等に基づき、平常時の体制整備を図るとともに、発生時には迅速かつ的確な調査を行い、原因施設に対する営業停止命令等の行政処分を行う。

(2) 相談対応、情報提供等

ア 食品等に関する苦情・相談への対応

食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例第19条に基づく県民からの申出を含め、食の安全相談窓口（5保健所、県庁くらし安全安心課、生活衛生課の7機関）へ寄せられた相談、苦情等について、すみやかに調査等を行い、原因究明と再発防止を図る。調査の結果、人の健康に重大な危害を及ぼすと認められる場合等は、必要な情報を公表する。

イ 県民への情報提供及び普及啓発

食の安全に関する知識や情報等を県のホームページへ掲載するほか、各種広報媒体の活用により、普及啓発を効果的に実施する。また、講習会の開催等により、衛生知識の普及に努める。

ウ リスクコミュニケーションの推進

食品の安全確保に対する県民の不安を払拭し、食の安心を定着させるため、県民、食品関連事業者、県関係者が情報提供や意見交換を行う。

(3) 食品等事業者による自主衛生管理の促進

食品等事業者に対し、食品衛生法に規定された事業者としての責務が果たされるよう規模・形態等に応じた自主管理体制の整備を指導するとともに、HACCPに沿った衛生管理の導入を支援する。

また、(一社)岡山県食品衛生協会との連携を強め、食品衛生指導員による食品関係施設の巡回指導・自主検査の励行等の実施について指導を行うとともに、業界の自主管理体制を充実するため、業界組織の指導・育成に努める。

○食品衛生指導員等の活動状況（令和2年3月末現在）

年 度	指 導 員 数	巡回指導件数	自 主 検 査 件 数	
			食 品	飲 料 水
平成 28	447	27,394	289	951
29	456	26,367	219	888
30	440	24,762	223	957
令和 元	439	24,495	208	889

※ 岡山市及び倉敷市分を除く

4 動物の愛護と管理

すべての県民が動物は「命あるもの」であることを認識し、人と動物が共存できる豊かな地域社会の実現を目指した「岡山県動物愛護管理推進計画（平成26～令和5年度）」に基づき、動物愛護思想の普及啓発、動物の飼い主への適正飼養指導、第一種動物取扱業者に

対する監視指導、人と動物の共通感染症対策等、さまざまな施策を総合的かつ計画的に実施する。

特に、殺処分される不幸な犬や猫の削減を重要課題とし、引取り拒否要件の厳格運用、終生飼養や繁殖制限措置、マイクロチップの装着等による所有者明示措置、譲渡事業等の取組を強化、推進する。

(1) 動物愛護業務

ア 飼い主のモラルの向上と適正飼養の普及

犬のしつけ方教室等の開催及び広報紙・ホームページへの情報掲載等により、飼い主のモラル向上と適正飼養の普及に努める。

○教室等参加者数(令和2年3月末現在)

しつけ方教室		ふれあい教室		犬と猫の譲渡会		
講習会	実技	センター内	出張	講習会	譲渡会	譲渡動物
245人	782人	1,117人	352人	402人	439人	437匹

※ 岡山市及び倉敷市分は除く

イ 普及啓発

動物愛護と適正な飼養について関心と理解を深めるため、(公財)岡山県動物愛護財団、(公社)岡山県獣医師会等と協働し、動物愛護フェスティバル、動物愛護週間(9月20日～26日)行事、動物ふれあい教室等を開催し、啓発を図る。

ウ 犬・猫の譲渡事業等の強化

ホームページへ掲載する収容動物情報の充実、犬・猫の譲渡会の開催、ボランティア譲渡の推進等により犬・猫の殺処分率の減少を図る。

エ 負傷動物への対応

道路や公園など公共の場所で負傷した飼い主不明の犬や猫を収容するとともに、獣医師会と連携して治療を実施する。

オ 動物愛護推進員等との協働

動物愛護推進員を対象とした研修会等を開催し、繁殖制限についての助言や譲渡のあっせん等、地域に根ざした動物愛護活動の推進に努める。

また、動物愛護推進員の委嘱や活動の支援に関する協議を行うため、岡山県動物愛護推進協議会を開催する。

カ 飼い主のいない猫対策

市町村、地域住民と連携し、地域猫活動を推進する事業を実施する。

(2) 動物管理業務

ア 飼い主からの犬・猫の引取り

犬・猫の引取りを求められた場合は、引取り拒否要件の厳格運用に努めるとともに、終生飼養や繁殖制限措置の指導を行う。なお、相当な事由があると認められる場合のみ、動物愛護センターで引取りを行う。

○ 犬猫の引取り頭数等の年度別推移(令和2年3月末現在)

区分		年度					
		平成26	27	28	29	30	令和元
犬	引取り	30	53	40	4	7	32
	飼い主不明	448	322	313	348	282	243
	殺処分	122	58	16	5	5	9
猫	引取り	29	25	9	1	9	30
	飼い主不明	331	329	220	191	189	252
	殺処分	128	127	43	30	19	39

※ 岡山市及び倉敷市分は除く

イ 動物取扱業、特定動物飼養者への監視指導

ペットショップなどの第一種動物取扱業者に対し、動物の管理方法等について監視、指導を実施する。特に、大規模取扱業者に対して重点的な立入を行う。

また、ニホンザル等特定動物の飼養又は保管施設に対し、適正飼養を指導する。

ウ 野犬等による危害発生の未然防止

野犬及び飼い主不明犬について、警察、市町村及び地元住民等関係者の協力を得ながら、保護収容に努め、咬傷事故等危害発生の未然防止を図る。

エ 犬の登録と狂犬病予防注射の推進

市町村が実施する犬の登録と狂犬病予防注射の推進のため、市町村に助言等を行う。

また、獣医師会に対しては、犬の登録制度等の普及啓発等を行う。

オ 人と動物の共通感染症対策

人と動物の共通感染症の発生等の際は、保健所と協力して、感染動物の流通調査等を行う。また、感染予防のための動物との正しい接し方等の知識について、ホームページ等により普及啓発に努める。

(3) 災害時のペット対応

災害時のペット対応について、市町村職員や一般県民に対し、意識の向上を図るための普及・啓発活動を実施する。

(4) 情報提供

人と動物が共存できる豊かな地域社会の実現を目指し、動物虐待等の禁止及び動物の習性をよく理解した上での適正な取扱い等を県民に普及啓発するため、動物愛護推進員との協働や各種媒体による情報提供を行う。

5 化製場等の衛生対策

「化製場等に関する法律」に基づき関係施設に対して計画的に立ち入り検査を実施し、適正な管理を指導する。

また、死亡獣畜の埋却に関する事務については、埋却の許可等が適切に行われるよう市町村等を指導する。

6 水道の整備

水道は、生活に不可欠なライフラインであるとともに、社会的・経済的活動を支える重要な基盤施設である。

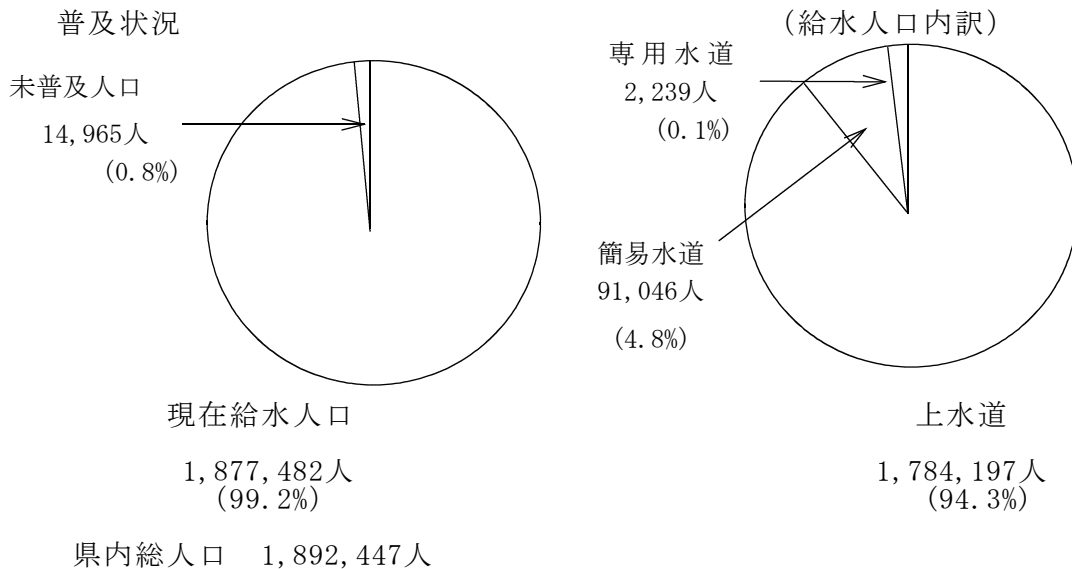
令和2年4月1日現在、県内には127の水道事業（上水道事業24・簡易水道事業37・専用水道62・水道用水供給事業4）があり、安全でおいしい水を安定的に供給できる水道の整備が進められている。

(1) 水道の普及・基盤強化

本県の水道は、平成30年度末現在、普及率99.2%、給水人口は約188万人となっているが、水源や地理的条件に恵まれない山間部を中心に約1万5千人が井戸等の不安定な水源を利用している状況にある。一方、人口減少・節水等により、水需要は横ばいか減少傾向にあり、料金収入が減少するなか、増加していく老朽化施設の更新や耐震化等の災害対策など、様々な課題への対応が求められている。

このため、地域の実情に合わせ、上水道や簡易水道の拡張・統合等を促進し、普及率の向上に努めるとともに、市町村の区域を越えた多様な広域連携や官民連携の推進等を通じ技術的、財政的な基盤強化を図る。

また、アセットマネジメントの実践を通して、施設の更新や耐震化を計画的かつ効果的に実施していく。



※1. 平成30年度末現在
 ※2. 県内総人口は毎月流動人口調査による。

(2) 水資源の有効利用

県内に計画された水資源の開発により、苫田ダム等に確保された安定的水資源を、長期的展望に立ち、計画的に有効利用を図る。

(3) 水道広域化の推進

水資源の有効利用、施設整備における重複投資の防止、技術的・財政的な基盤の強化、水道水の安定した供給、料金格差の是正等を図る上で、水道の広域化は有効な手段である。

そこで、県全体の長期的な水需要の見通しのもとに水道整備の基本方針を定めた「岡山県水道整備基本構想」及び基本構想を具体化した「岡山県広域的水道整備計画」に基づき、将来の水需給状況を見据え、計画的・段階的に水道の広域化を進める。

また、令和元年10月1日に施行された改正水道法では、都道府県の責務として、水道事業者等の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととされており、県では水道事業者である市町村の自主的・主体的な取組を基本に、市町村間の調整を図りながら、水道広域化推進プランを令和2年度から3箇年で取りまとめることとしている。

○水道広域化施設

施設区分		吉井川系			高梁川系
		岡山浄水場系	津山第1浄水場系	津山第2浄水場系	総社浄水場系
取水施設	位置	岡山市東区寺山	津山市中島	津山市草加部	総社市井尻野
	能力	141,920m ³ /日	37,600m ³ /日	10,000m ³ /日	38,900m ³ /日
浄水施設	位置	岡山市東区寺山	津山市小田中	津山市草加部	総社市井尻野
	方式	急速ろ過	急速ろ過	急速ろ過	緩速ろ過
	能力	136,100m ³ /日	35,700m ³ /日	9,500m ³ /日	37,000m ³ /日
	整備能力	90,734m ³ /日	17,500m ³ /日	9,500m ³ /日	23,548m ³ /日
送水施設	中継ポンプ	7箇所	6箇所	—	8箇所
	調整池	9箇所	9箇所	1箇所	7箇所
	送水管路	108km	110km	2km	128km

○給水対象及び計画給水量

給水対象		計画給水量 (m ³ /日)	給水対象		計画給水量 (m ³ /日)
吉 井 川 系	岡山市	109,250	高 梁 川 系	倉敷市	6,600
	津山市	19,340		井原市	2,200
	瀬戸内市	5,200		総社市	10,000
	赤磐市	20,050		高梁市	7,400
	和気町	1,600		真庭市	1,200
	鏡野町	3,000		吉備中央町	9,600
	勝央町	12,000		小計	37,000
	奈義町	4,000			
	久米南町	2,000			
	美咲町	4,860			
	小計	181,300	合計	218,300	

(4) 水質管理

水道水質基準は、常に最新の科学的知見に照らして逐次改正することとされており、平成26年度に亜硝酸態窒素の項目が追加され、51項目の水質基準が設定されている。水道事業者等は、計画を立て、定期的にこれらの項目を検査することが義務付けられている。

安全で良質な水道水を給水するためには、水源から給水栓に至るまでの一貫した水質管理が重要であることから、水源から給水栓に至る各段階で危害評価と危害管理を行う「水安全計画」の策定・実践を推奨するなど、一層の水質管理の強化を指導する。

《医薬安全課》

1 臓器移植等の推進

脳死からの心臓などの移植医療や心臓停止後の腎臓及び角膜の移植医療を進めるため、医療機関等の体制整備を図るとともに、臓器移植医療についての理解が進むよう、関係団体と連携のもと普及啓発活動に取り組む。

また、骨髄移植（末梢血幹細胞移植を含む）については、提供申出者（ドナー）の登録促進を図る。

(1) 臓器移植対策

ア 臓器移植の普及啓発

臓器提供意思表示ツールへの正しい記入と常時携帯についての啓発に努めるとともに、関係団体等との連携のもと、臓器移植に関する講演会、高校等への出前講座等を開催し、移植医療に関する理解の促進を図る。

イ 移植医療体制の整備

県臓器移植コーディネーターを（公財）岡山県臓器バンクに設置し、関係医療機関等との連携を促進するとともに、臓器提供施設における臓器移植院内コーディネーターの委嘱や、岡山県臓器移植推進連絡協議会の開催等を通じて、医療機関の体制整備を支援する。

ウ 臓器移植普及推進月間（10月）事業

臓器移植普及推進月間にあわせ、臓器移植に対する県民の理解を深めるとともに、意思表示カードの所持、記入などについての啓発を重点的に行う。

○臓器移植希望登録者の状況（全国／令和2年3月31日現在）

心臓	809	肺	388	肝臓	341	脾臓	206	腎臓	12,757	小腸	4
----	-----	---	-----	----	-----	----	-----	----	--------	----	---

○臓器移植・提供施設（令和2年3月31日現在）

医療機関	臓器移植施設					脳死下での臓器提供施設
	心臓	肺	肝臓	小腸	腎臓	
岡山大学病院		○	○	○	○	◎
川崎医科大学附属病院						◎
川崎医科大学総合医療センター						○
国立病院機構岡山医療センター					○	◎
岡山赤十字病院						◎
岡山済生会総合病院						◎
岡山労災病院						◎
倉敷中央病院						◎
岡山旭東病院						○
津山中央病院						○
岡山市立市民病院						◎

◎は、18歳未満の臓器提供も可

(2) 骨髄移植（末梢血幹細胞移植を含む）対策

「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」の基本理念を踏まえ、「骨髄ドナー登録窓口」や「骨髄ドナー集団登録会」を通じて、骨髄ドナーの登録受付を実施するとともに関係団体等と連携し、各種イベントや高校生への出前講座等を通じて、県民への骨髄バンク事業の普及啓発を行う。

また、市町村が行っているドナー支援制度の周知に努めるとともに、事業所に対しては、ドナー休暇制度の働きかけを行い、ドナー登録者が骨髄等の提供をしやすい環境整備を図る。

○骨髄移植の状況（県内）（令和2年3月31日現在）

骨髄ドナー登録者数	8,741
移植希望者数	27
骨髄提供件数	23
骨髄移植件数	19

2 難病対策及び小児医療対策

難病は、原因不明で効果的な治療方法が未だ確立されていない疾病であり、経過が慢性にわたることから、患者やその家族は、長期にわたる療養費の負担や介護の人手を余儀なくされるなど大きな社会的経済的負担を強いられている。このため、難病患者の療養生活の質（QOL）の向上を基本に、医療費等の助成、地域における保健・医療・福祉の充実と連携及び福祉施策の推進を三本柱として、総合的な難病対策を推進する。

(1) 難病対策

ア 医療費等の助成

「特定疾患治療研究事業」、指定難病患者への特定医療費の支給のほか「在宅人工呼吸器使用患者支援事業」、「スモンに対するはり・きゅう及びマッサージ治療研究事業」、「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業」により、医療費の自己負担分を所得に応じて公費負担するなど、患者の負担軽減を図る。

イ 地域における保健・医療・福祉の充実と連携

難病患者の相談支援の拠点である岡山県難病相談・支援センターにおいて、保健所、医療機関、雇用支援機関等との連携のもと、日常生活に関する各種相談支援や疾患に関する専門研修、地域交流会等を実施するほか、就労に向けた相談支援、情報提供等に取り組む。

また、早期診断体制や身近な医療機関での受診体制を整備するとともに、在宅難病患者の入院施設を確保するほか、各地域ごとに医療福祉相談等を実施するなど、難病患者を支援する。

さらに、難病のある人への災害時支援として、昨年度改訂した「災害時における難病患者等の行動・支援マニュアル」や「緊急医療支援手帳」の周知・活用を通じて支援体制の強化や防災意識の高揚を図るとともに、市町村との連携のもと要配慮者の把握に努める。

ウ 福祉施策の推進

指定難病333疾病がホームヘルプサービスやショートステイ、補装具・日常生活用具の給付等、市町村が実施する障害福祉サービスの対象となっており、同サービスの適正かつ円滑な利用を支援する。

(2) 小児医療対策

悪性新生物など療養が長期にわたる16疾患群に罹患する児童に対しては「小児慢性特定疾病医療費」の助成により、結核児童に対しては「療育医療」により、医療費の自己負担分を所得に応じて公費負担する。

また、岡山県難病相談・支援センターに小児慢性特定疾病児童等自立支援員を配置し、関係機関等との連絡調整を図りながら、患児の自立・就労を支援する。

3 公害健康被害者救済対策

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく旧指定地域のうち、玉野市及び備前市の認定患者に対し各種の補償給付を行うとともに、患者の健康を保持するため公害保健福祉事業を実施する。

4 石綿による健康被害の救済対策

石綿による健康被害者及び遺族で、労災補償等の対象とならない方への救済給付について、保健所等で認定申請の受付業務等を実施する。

5 血液事業の展開

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」の基本理念を踏まえ、必要とされる輸血用血液製剤と血漿分画製剤用原料血漿を善意の献血で確保するため、岡山県献血推進協議会を中心に市町村及び岡山県赤十字血液センター等関係機関との一層の連携により献血意識の高揚に努める。併せて、血液製剤の安全性の確保を図るとともに、適正使用について医療関係者に対する普及啓発を行う。

(1) 献血推進対策

広報媒体や啓発資料等を効果的に活用し、広く県民に対する献血思想の普及啓発に努めるとともに、「岡山県愛の血液助け合い運動」(7～8月)、「はたちの献血キャンペーン」(1～2月)等の事業を積極的に展開する。

また、最近、献血離れの傾向が顕著な若年層(高校生)に対して、教育委員会と連携し積極的に献血意識の高揚に努める。

○献血状況の推移(令和2年3月31日現在)

年度	区分	献 血 者 数 (人)			
		総 数	献 血 車	献血ルームうらら (血液センター)	献血ルーム ももたろう
平成29	200 mL	1,571	657	329	585
	400 mL	53,498	39,522	4,820	9,156
	成 分	20,384	0	8,797	11,587
	計	75,453	40,179	13,946	21,328
平成30	200 mL	1,702	568	314	820
	400 mL	52,196	38,562	4,600	9,034
	成 分	22,231	0	9,448	12,783
	計	76,129	39,130	14,362	22,637
令和元	200 mL	1,331	588	251	492
	400 mL	52,346	38,379	5,011	8,956
	成 分	24,259	0	10,009	14,250
	計	77,936	38,967	15,271	23,698

(2) 血液製剤の安全性確保対策

血液センターにおいては、献血時の本人確認、問診の徹底を図り、日本赤十字社においては、核酸増幅検査(NAT)等によるウイルス等のスクリーニング検査を実施して、肝炎・エイズ等の感染の未然防止に努める。

(3) 血液製剤の適正使用対策

岡山県合同輸血療法委員会を開催し、医療機関に対し「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」等の周知徹底に努める。

6 医薬品等の安全確保

医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、医薬品等製造販売・製造・販売

業者等に対し、指導監視を行うとともに、後発医薬品を含めた医薬品についての正しい知識の普及啓発、医薬品等の広告監視の実施、更に災害用医薬品等緊急医薬品の迅速かつ安定的な供給に努める。

(1) 医薬品等製造販売業者・製造業者・販売業者等に対する指導監視等

医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を図るため、医薬品等製造販売業者に対してはGVP・GQP省令、QMS体制省令の遵守を、医薬品等製造業者に対してはGMP・QMS省令等の遵守について指導する。

また、薬局開設者・医薬品販売業者に対しては、平成30年1月から施行された偽造医薬品流通防止のための対応の徹底等を指導する。

併せて、薬局の機能情報を集約して、県民が薬局の選択を適切に行えるように、インターネット等を通じて薬局の情報を県民に分かり易く提供していく。

○医薬品等製造販売業等許可（登録）施設数（令和2年3月31日現在）

区分 年度	総計	医薬品				医薬部外品		化粧品		医療機器		
		専業		薬局		製造 販売業	製造 販売業	製造 販売業	製造 販売業	製造 販売業	製造 販売業	修理業
		製造 販売業	製造 販売業	製造 販売業	製造 販売業							
平成29	411	11	46	21	21	9	34	29	48	18	40	134
30	409	11	44	18	18	10	35	30	52	19	40	132
令和元	413	11	43	20	20	10	36	31	50	20	44	128

○薬局・医薬品販売業等許可（届出）施設数（令和2年3月31日現在）

区分 年度	薬局	店舗 販売業	卸売 販売業	薬種商 販売業	特例 販売業	配置 販売業	配置 従事者	医療機器 販売・貸与業	再生医療等 製品販売業
平成29	313	149	59	2	13	104	256	2,353	10
30	313	148	58	2	11	98	281	2,356	9
令和元	313	146	55	2	9	97	230	2,360	9

○薬事立入検査状況（令和2年3月31日現在）

区分 年度	許可・届出施設	立入検査件数	違反発見施設数
平成29	3,355	1,453	2
30	3,352	1,465	7
令和元	3,354	1,307	16

※許可・届出施設数は県外分を除く

(2) 後発医薬品の安心使用促進

岡山県後発医薬品の安心使用のための協議会を開催し、関係者間の情報共有、協議等を行う。また、協議会で作成した普及啓発資材を積極的に活用して県民等を対象とした講習会を行うとともに、パネル展示・啓発資材の配布を行うなど普及啓発に努め、保険者協議会等の関係団体とも連携して取組を進める。

(3) 医薬品等の広告監視、試買検査

新聞・雑誌・インターネット等を媒体とした広告について指導監視を行う。

また、健康食品等の試買検査により、無承認無許可医薬品の一掃を図る。

(4) 緊急医薬品等の安定供給

県薬剤師会と連携して災害薬事コーディネーターの育成に努めるとともに、医薬品卸業協会等関係団体との連携を強化し、災害用医薬品等緊急医薬品の迅速かつ安定的な供給に努める。

7 毒物劇物危害防止対策

毒物劇物による危害の発生を防止するため、事故防止及び事故処理対策を重点として、関係機関・団体と連携を図り毒物劇物営業者等に対する指導監視を実施する。

(1) 毒物劇物製造（輸入）業者・販売業者・業務上取扱者等に対する指導監視等

毒物劇物の保管管理の徹底、保管場所への表示の徹底、譲渡手続の励行、取扱う毒物劇物の性状及び取扱いに関する情報提供の徹底等について指導監視を行う。

特に、毒物劇物の取扱量の多い水島コンビナート地区内の事業所に対しては、災害・盗難防止対策を含めた事故防止・事故処理対策の徹底について指導する。

○毒物劇物登録施設数（令和2年3月31日現在）

年度	区分	製造業 輸入業	販売業		計
			一般	農業用品目 特定品目	
平成29		65	346	182 21	614
30		68	347	178 20	613
令和元		69	342	158 20	589

○毒物劇物立入検査状況（令和2年3月31日現在）

年度	区分	登録・許可・届出施設	立入検査件数	違反発見施設数
平成29		635	358	3
30		636	379	10
令和元		611	336	10

※立入検査件数及び違反発見施設数については、届出を要しない業務上取扱者を含む。

(2) 毒物劇物保管実態調査結果の活用

毒物劇物を大量に取り扱う者に対し、令和元年度に実施した「毒物劇物保管実態調査」の結果を踏まえ、漏洩時等の対応体制の整備等について指導する。

(3) 講習会の開催等

関係団体と協働して講習会等を開催し、毒物劇物営業者等の資質の向上を図る。

(4) 毒物劇物取扱い等知識の普及啓発

毒物劇物を取り扱う者に対し、各種広報媒体、会議等を活用して毒物劇物の安全使用、適正な保管・管理等について広く周知徹底を図る。

8 麻薬・向精神薬・覚醒剤対策

我が国の薬物の乱用は、覚醒剤事犯の検挙人員が1万人前後で推移し、依然として高止まり状況にあり、大麻事犯については、令和元年の検挙人員が4千人を超え、過去最大を更新するなど、深刻な情勢が続いている。

このため、関係機関との密接な連携のもとに、覚醒剤、大麻等依存性薬物及び危険ドラ

ッグの特性や乱用の弊害について周知徹底を図り、地域・県民ぐるみで薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進するとともに、麻薬・向精神薬・覚醒剤等の取扱者に対し立入検査を実施する。

また、危険ドラッグについては、「岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例」に基づく知事指定薬物の指定や、県警察をはじめ、関係機関と連携し取締を行う。

○岡山県における薬物乱用の現状 (単位：人、g)

区分 年	全薬物 検挙人員	覚醒剤 検挙人員	覚醒剤 押収量	大麻事犯 検挙人員	乾燥大麻 押収量	麻薬 検挙人員	指定薬物 検挙人員
平成29	160	116	30,154.7	42	282.4	2	1
30	136	87	12,079.1	47	7,611.7	2	2
令和元	161	99	70,014.3	61	14,189.6	1	3

○麻薬取扱者数

区分 年度	総 数	麻薬 卸売業者	麻薬 小売業者	麻薬施用者	麻薬管理者	麻薬研究者
平成29	6,143	16	714	5,008	339	66
30	6,263	12	719	5,128	339	65
令和元	6,376	13	724	5,234	344	61

○向精神薬取扱者数

区分 年度	総 数	製造製 剤業者	免許みな し卸売 販業者	免許みな し局	病 院 診 療 所	飼育動物 診療施設	試験研究施設	
							国の登録	県の登録
平成29	4,149	3	234	830	2,804	243	8	27
30	4,146	3	222	831	2,817	238	8	27
令和元	4,138	3	224	840	2,798	238	8	27

○覚醒剤・覚醒剤原料取扱者及び業務所数

区分 年度	覚 醒 剤			覚 醒 剤 原 料						
	国の施 用機関	研究者	計	製 造 業 者	取扱者	研究者	薬 局	病 院 診 療 所	飼育動 物診療 施 設	計
平成29	2	13	15	0	24	7	830	2,804	243	3,908
30	2	14	16	0	21	8	831	2,817	238	3,915
令和元	2	12	14	0	19	8	840	2,798	238	3,903

(1) 岡山県覚醒剤等薬物乱用対策推進本部

覚醒剤等薬物乱用防止対策について、関係諸機関相互の緊密な連携を図るとともに総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。

(2) 岡山県覚醒剤等薬物乱用防止指導員協議会

県下各地域において約400名の覚醒剤等薬物乱用防止指導員を中心として、国連支援事業である「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び「麻薬・覚醒剤乱用防止運動強化月間」等の啓発活動を実施する。

(3) 指導監視の実施

麻薬・向精神薬・覚醒剤等の取扱者に対し立入検査を実施し、その取り扱い及び保管・管理等の徹底指導に努める。

《子ども未来課》

1 少子化対策・子育て支援の推進

社会・経済に大きな影響を及ぼす今日の急速な少子化の流れに歯止めをかけるとともに、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子育てを地域全体で支え応援する社会づくりを進めることが重要となっている。

○県下の人口推移 (各年 10 月 1 日現在、単位：人)

年次	県人口	年 齢 別 内 訳		
		0～14歳	15～64歳	65歳以上
H17	1,957,264	275,743	1,236,318	438,054
H22	1,945,276	264,853	1,178,493	484,718
H27	1,921,525	247,890	1,098,140	540,876
R1	1,891,346	235,389	1,060,202	561,136

※H17, H22, H27 は国勢調査による。

※R1 は H27 国勢調査をベースとした岡山県毎月流動人口調査年報による。

※人口総数には、年齢区分不詳を含む。

○合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に生む子どもの数）

区 分	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
岡 山 県	1.48	1.47	1.49	1.49	1.54	1.56	1.54	1.53
全 国	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42

※厚生労働省「人口動態調査（確定数）」による。

(1) 「岡山いきいき子どもプラン2020」の推進

子どもと子育て家庭を取り巻く社会・経済環境の変化を踏まえ、少子化対策・子育て支援施策の総合的な計画である「岡山いきいき子どもプラン2020」に基づき、すべての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進する。

本プランは、子ども・子育て支援法に基づく「県子ども・子育て支援事業支援計画」等に位置付けている。

(2) 子どもを健やかに生み育てるための環境づくりの推進

官民の関係 68 団体が参加する「岡山県子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進協議会」において、子どもを健やかに生み育てるための環境づくりに向けて気運の醸成を図る。

(3) 子どもがいきいき環境づくり事業等

企業と市町村等との協働で進めている、子育て家庭を応援する「ももっこカード」の普及のためのPR、「おかやま子育て応援宣言企業」の登録拡大や積極的な取組を行う「アドバンス企業」の認定促進等により、企業による子育て支援の推進を図る。

(4) 社会全体での子育て気運醸成事業

子育てを応援する企業・団体等と出会い、つながるためのイベントの開催や、父親の育児参加のきっかけを作るセミナーの開催等により、子育てを通じた喜びや充実感のアップ、社会全体での子育て気運の醸成を図る。

(5) 「おかやま縁むすびネット」推進事業等

少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化・晩産化への対応として、おかやま出会い・結婚サポートセンターを運営するとともに、結婚支援システム「おかやま縁むすびネ

ット」の認知度の一層の向上を図るため、効果的な周知・広報を行う。また、広島県と合同での出会いイベントの開催など、結婚に向けた気運の醸成を図る。

(6) 地域少子化対策重点推進交付金

国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用し、結婚や、子育てに温かい社会づくり、気運の醸成などの取組を行うとともに、本事業及び低所得者向け結婚新生活支援事業に取り組む市町村を支援する。

(7) 岡山県少子化突破モデル構築支援事業

出生率地域格差要因分析による「20歳代から30歳代前半の女性の有配偶率」「30歳代の有配偶出生率」などの指標が低いという本県の特性を踏まえ、これらの指標への影響が大きく、地域の実情に合わせて効果的な少子化対策を実施する市町村を支援する。

(8) 第3子以降保育料無償化事業

多子世帯に対する経済的負担を軽減し、3人以上の子どもを持ちたいと希望する世帯が希望どおり出産できるよう、第3子以降の0～2歳児の保育料を無償化又は軽減する市町村を支援する。

2 保育等の拡充

地域全体の子育て家庭のニーズを的確に把握し、これに対応した良質な教育・保育施設や子育て支援事業を総合的に提供できるよう、実施主体である市町村と連携し子ども・子育て支援新制度の着実な実施に努めるとともに、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の円滑な制度運用の定着に取り組む。

認定こども園、幼稚園、保育所に対する「施設型給付」及び、小規模保育、事業所内保育等の地域型保育事業に対する「地域型保育給付」、また、幼児教育・保育の無償化の開始に伴い創設された「施設等利用給付」（認可外保育施設、預かり保育等の利用に対する補助）により財政支援を行う。

また、地域の多様なニーズに対応するため、病児保育や延長保育等、きめ細かな保育サービスの提供ができるよう、必要な支援を行う。

○保育所・認定こども園の定員・入所児童数等の状況（各年度4月1日現在）

区分	公私の別	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
施設数(か所)	公立	202	201	201	199	196
	私立	217	223	231	238	252
	計	419	424	432	437	448
定員数(人) (A)	公立	17,526	17,548	17,716	18,088	18,157
	私立	25,013	25,649	26,462	27,320	28,513
	計	42,539	43,197	44,178	45,408	46,670
入所児童数(人) (B)	公立	15,872	15,938	16,300	16,358	16,115
	私立	25,600	26,195	26,948	27,506	28,433
	計	41,472	42,133	43,248	43,864	44,548
充足率 (B/A)	公立	90.6%	90.8%	92.0%	90.4%	88.8%
	私立	102.3%	102.1%	101.8%	100.7%	99.7%
	計	97.5%	97.5%	97.9%	96.6%	95.5%
待機児童数(人)		393	875	1,048	698	580

(1) 保育所等整備、指導監査

市町村が行う保育所や認定こども園等の整備を支援する。

また、児童福祉法に基づく認可外保育施設について、施設の設置届出の受理及び、入所児童の安全確保及び処遇向上のための立入調査を行う。

(2) 保育サービスの充実

市町村が行う多様な保育サービス事業の実施を支援する。

ア 一時預かり事業

保育所等を利用していない家庭で、児童の保育が困難となる場合、一時的に預かり保育する。

イ 病児保育事業

病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応を行う。また、相互利用の推進により、病児保育を利用できる地域の拡大を図る。

ウ 延長保育事業

保育所等で通常の利用日・利用時間以外の日・時間において保育を行う。

(3) 保育士等の資質向上

ア 発達障害児支援保育士等研修

人間形成の基礎となる乳幼児期を過ごす保育所等において、子どもの発達の課題や特性を理解した正しい支援が行えるよう、保育士等を対象とした研修を実施する。

イ 3歳未満児保育サービス向上支援研修

3歳未満児の保育の実施に必要な知識及び技術の習得を図るとともに、情報交換の機会を提供し、地域の子育て支援の核となる保育士等の資質向上を図る。

ウ 保育士等キャリアアップ研修

保育現場におけるリーダー的職員を育成する研修を実施し、保育士等のキャリアアップ及び処遇改善につなげる。

エ 認可外保育施設の質の確保に向けた研修

認可外保育施設の質の確保・向上を図るため、指導監督を行う行政職員や、認可外保育施設の職員を対象に研修を実施する。

(4) 保育人材の確保

ア 保育士の試験・登録

保育士試験を年2回実施するとともに、保育士の資格を有する者が保育士業務を行えるよう、児童福祉法の規定に基づき、県が備える保育士登録簿へ保育士登録する。

イ 保育士・保育所支援センター

保育人材の確保に向けて、保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の掘り起こしと就業支援を行うとともに、現任保育士の離職防止を図る。

ウ 保育対策総合支援事業

幼児教育・保育の無償化により保育需要がさらに増加し、待機児童への影響も懸念される中、保育士の負担軽減や保育体制の整備等に取り組む市町村を支援する。

エ 保育士養成施設連携強化事業

指定保育士養成施設と連携し、就職支援や離職防止、保育士の勤務実態の把握などに取り組み、保育士確保につなげる。

オ 保育士就職準備金貸付

潜在保育士の再就職を支援するため、就職準備金の貸付を行う。

(5) 待機児童対策

ア 待機児童等対策協議会

県と待機児童が生じている市町が連携し、県内の待機児童解消に向けた具体的な取組を推進する。

イ 1歳からの入所緊急対策事業

待機児童の解消につなげるため、1・2歳児の受入を積極的に行う民間保育所等を支援する。

3 放課後児童クラブの支援

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

児童館、保育所・学校の余裕教室などを利用し、保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童クラブの運営及び施設・設備の整備を支援する。

(2) チャイルド・ケア・クラブ支援事業

小規模放課後児童クラブ（チャイルド・ケア・クラブ）の運営を支援するとともに、障害児を受け入れ、専任の指導員を配置した場合に、併せて支援する。

(3) 放課後児童クラブ学びの場充実事業

放課後児童クラブにおいて、児童の学習活動をサポートする人員の配置等を支援することで、児童に学習習慣を定着させるとともに、地域の様々な人々と関わり合うことのできる体験活動事業の実施を支援することにより充実した学びの場の構築を図り、児童の健全な育成を図る。

(4) 放課後児童支援員等の確保及び資質向上

ア 放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童クラブにおいて、児童の育成支援に従事する「放課後児童支援員」の資格取得研修を実施し、放課後児童クラブの質の向上を図る。

イ 放課後児童支援員等資質向上研修

放課後児童クラブの児童の育成支援に従事して間もない職員や、指導的立場にある職員に対する資質向上研修等を体系的に実施することにより、放課後児童支援員等のキャリアアップ及び処遇改善につなげる。

4 地域の子育て支援の充実

(1) 地域組織活動（母親クラブ等）の推進

親子及び世代間の交流・文化活動、児童養育に関する研修活動、児童の事故防止活動などに取り組んでいる母親クラブ等の活動を支援する。

(2) 地域子育て支援拠点等

ア 「ももっこステーション」の普及促進

身近な親子の居場所としての「ももっこステーション」を認定し、看板やのぼり、県のホームページ等により、県民への認知度の向上や情報発信を行う。

イ 子育て大学・地域ふれあい事業

大学等が有する専門知識や施設等を活用した地域ぐるみの子育て支援の取組を行う「おかやま子育てカレッジ」の活動を支援するとともに、カレッジ間のつながりづくりを進めることにより、産・学・民・官の協働による子育て支援ネットワークを強化し、県内への拡大を図る。

(3) 利用者支援事業の推進

子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする事業を支援する。

(4) ファミリー・サポート・センターの推進

子育て中の就労者等で児童の預かり等の援助を受けることを希望する会員と、援助を提供することを希望する会員との連絡調整を行う活動（ファミリー・サポート・センター）を支援する。

(5) 子育て支援員研修

地域における子育て支援の担い手として、保育や子育て支援の各事業に従事する人材を育成するための研修を実施する。

(6) 子どもの外遊びの普及推進

プレーパークや森のようちえんなど外遊びを通じて子どもの育ちを支える取組の普及、推進に向けて講演会等を開催する。

《子ども家庭課》

1 ひとり親家庭等の自立の促進

経済的、社会的、精神的に不安定な状態に置かれがちなひとり親家庭等に対し、相談体制の充実を図るとともに、就労や生活の支援、子どもに対する学習支援など、様々な施策により、ひとり親家庭等の自立促進を図る。

(1) 生活の支援

ひとり親家庭自立支援員やひとり親家庭支援センターによる相談対応、一時的に必要なとなった家事や介護、保育サービスなどの日常生活に関する支援、ひとり親家庭の子どもに対する生活・学習支援等を実施する。

(2) 経済的自立の支援

児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金の貸付、ひとり親家庭等に対する医療費の助成、養育費確保のための支援等を実施する。

(3) 就業の支援

ひとり親家庭支援センターによる就業相談や就業情報の提供、個々の状況・ニーズに応じた自立支援計画の策定、就職に有利な資格取得のための給付金の支給、高等学校卒業程度認定試験合格のための学び直しの支援等を実施する。

2 子どもの貧困対策

(1) 県計画の推進

子どもの貧困対策の推進に関する県計画に基づき、教育や生活支援、保護者に対する就労支援などの重点施策を、子どもの貧困対策会議等を通じ、関係部局が連携して総合的に推進する。

(2) 子どもの未来応援プロジェクト

困難を抱える子どもや家庭を早期に把握して適切な支援につなげていくモデル事業の実施や、地域住民やNPO等による子どもの居場所づくりなど、子どもが家庭環境に左右されることなく、夢と希望を持って成長できる環境づくりを推進する。

3 婦人保護事業

売春防止など婦人保護の拠点であり、DV被害者支援の中核となる女性相談所において、各種相談への対応や、調査、判定、指導・援助、一時保護を実施するとともに、夜間のDV電話相談を行う。

また、市町村等を対象としたDV相談に係る研修会の実施、様々な問題を抱える外国人からの相談対応のための通訳者養成等を行う。

4 児童手当

子どもの健やかな成長に資するため、中学校修了前までの児童を養育する者に対し、年齢等に応じて児童手当を支給する。

5 子ども災害見舞金

県内で発生した自然災害により被災した子どもの生活の安定のため、全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水のいずれかの被害を受けた子どもを対象として、その養育者等に対し見舞金を支給する。

6 児童相談所による相談等の充実

児童福祉に関する専門的な窓口として、子どもに関する諸問題について相談を受け、助言、指導、判定、措置及び一時保護を行う。

7 子ども虐待防止対策の推進

(1) 行動計画の策定と推進

「岡山県子どもを虐待から守る条例」（平成28年4月施行）に基づき、行政が取り組むべき子ども虐待防止施策に関する行動計画を策定し、発生予防から早期発見、早期支援、アフターケアまでの総合的な取組を実施する。

(2) 県民意識の向上

11月の「児童虐待防止推進月間」に行う街頭啓発活動等により、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」などの相談窓口のさらなる周知を図る。

(3) 関係機関・地域との連携強化

関係機関で構成する「岡山県要保護児童対策地域協議会」や「市町村要保護児童対策地域協議会」が連携し、地域ネットワークを強化することにより、地域ぐるみで要保護児童等を支援する。

(4) 児童相談所の体制強化

国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司等の計画的な増員を図る。また、困難事例への対応力強化のため、医師、弁護士等からスーパーバイズを得るとともに弁護士と顧問契約を締結し、配置日以外でも助言を得られる体制を整備する。

時間外や休日の通告・相談に対応する対応協力員を配置し、いつでも相談に応じられる体制整備を図る。また、虐待通告を受理した際、職員の指揮の下、子どもの安全確認等の業務を行う児童虐待対応協力員を各児童相談所へ配置する。

親子関係の再構築を支援するため、非常勤の専門職を配置するとともに、職員の保護者指導支援プログラムの資格取得を進める。

(5) 職員の資質向上

市町村、児童相談所や保健所及び児童養護施設等の職員を対象とした、子どもの権利擁護を踏まえた子ども虐待対応力強化のための各種研修会を開催する。

児童相談所職員の資質向上として、職員の経験年数や職種に応じた体系的な研修を実施し、専門性及び市町村への支援力の向上を図る。

(6) 市町村の支援

子ども等の福祉に関する支援を一体的に担う子ども家庭総合支援拠点の設置促進や虐待対応力の向上のための研修会等を開催するとともに、市町村要保護児童対策地域協議会に学識経験者、弁護士及び医師からなる専門チームを派遣し、機能強化を図る。

8 社会的養育の推進

(1) 県計画の推進

「岡山県社会的養育推進計画」に基づき、社会的養育を必要とするすべての子どもが、一人ひとりの「意見を聴かれる権利」が保障される環境の整備を通じて、子どもの参加が実現され、家庭や家庭に近い環境で養育されるよう、子どもの意見を受け止める体制の整備をはじめ、里親制度の充実、児童養護施設等の機能強化等に取り組む。

(2) 子どもの意見を受け止める体制の整備

虐待等の理由により、里親への委託、児童養護施設等や一時保護所を利用している子どもの意見を聴き、支援内容・養育環境の改善、児童福祉施策へ確実に反映するため、社会福祉審議会等を活用した仕組みを構築する。

(3) 里親制度の推進

里親支援のための児童福祉司等を全児童相談所に配置し、施設の里親支援専門相談員、里親会等と連携して里親委託を推進するほか、里親制度の普及啓発、養育力向上のための研修等を実施する。

(4) 児童養護施設等の機能強化

施設の基幹的職員（スーパーバイザー）を養成する研修を実施するとともに、実習生を丁寧に指導できる体制を整備し、直接処遇職員等の処遇改善のために必要な研修への受講を支援することにより、専門性の向上や人材の確保・定着を図る。また、施設が計画的に実施するケア単位の小規模化・地域分散化に向けた整備や、児童相談所の機能を補完する児童家庭支援センターの設置を支援し、機能強化を図る。

(5) 被措置児童等の虐待防止

対応困難事例に対する研修会を実施し、施設職員の対応力向上を図るとともに、「子どもの権利ノート」を活用した被措置児童等が意思表示できる仕組みの周知など、被措置児童等の虐待防止に向けた取組を推進し、社会的養護の質の確保を図る。

(6) 児童養護施設等退所者の支援

児童養護施設等退所者に対する生活や就学・就労相談の実施や、自立に向けた中間ステップとしての自立援助ホームの開設支援を行うとともに、生活費・家賃・資格取得に係る費用の貸付により、社会的自立に向けた総合的な支援を実施する。

《障害福祉課》

1 福祉のまちづくりの推進

障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いの個性と人権を尊重され、あらゆる活動へ主体的に参加し、快適に生き活きと生活できるバリアフリー社会の実現を目指して、岡山県福祉のまちづくり条例に基づき、県民総参加で「心」、「情報」、「物」の3つのバリアフリーによる福祉のまちづくりを推進する。

(1) 心のバリアフリーの推進

障害の特性を理解し、自分にできる配慮や支援を行うことにより、障害の有無にかかわらず、互いに人格を尊重し合いながら共生する社会を目指す、あいサポート運動や障害者週間等におけるイベントでの普及啓発により、障害のある人への差別解消及び心のバリアフリーを推進する。

ア あいサポート運動の推進

研修を通じて、あいサポート運動を実践するあいサポーターを養成するとともに、組織で取り組む企業・団体をあいサポート団体に認定するなどあいサポート運動を積極的に推進する。

イ 障害者週間等のイベントによる普及啓発

「障害者週間（12月3日～12月9日）」を中心に各種啓発事業を実施し、県民の障害に関する理解を深め、障害のある人への差別の解消を図るとともに、障害のある人の自立と社会参加を促進する。

(2) 情報のバリアフリーの推進

ア 施設のバリアフリー情報の提供

県内の様々な施設のバリアフリー状況をまとめたホームページ「岡山県バリアフリー施設ガイド楽々おでかけ便利帳」により、幅広く情報提供する。

イ バリアフリー相談事業

利用者参加によるバリアフリー施設整備の促進を図るため、県有施設を対象に、施設の計画・設計段階から高齢者、障害のある人等の意見を聴くバリアフリー相談検討会を開催するとともに、これまで養成したアドバイザーの資質向上を図る。

(3) 物のバリアフリー

ア 生活関連施設の届出・協議

福祉のまちづくり条例に基づき、不特定の人が利用する施設（生活関連施設）等について、用途・規模に応じた整備基準、努力義務や必要な手続きを定め、高齢者や障害のある人等の誰もが利用しやすい環境の整備を促進する。

イ バリアフリーステッカーの交付

高齢者、障害のある人等へバリアフリー施設等の情報提供を進めるため、玄関付近に貼付して車いす用トイレやエレベーター等が設置されていることを表示するバリアフリーステッカーを、市町村を窓口として交付する。

(4) 福祉移送支援事業の推進

移動制約者・NPO法人・タクシー事業者・市町村等により構成される福祉有償運送運営協議会において、福祉有償運送の必要性等について協議するとともに、福祉移送に従事する事業者のネットワーク形成を支援することを通じて、NPO法人等の特性を活かした福祉移送サービスの普及促進を図り、移動制約者の外出機会の拡大をめざす。

(5) パーキングパーミット制度の普及・促進

専用の利用証を交付し、身体障害者等用駐車場を利用できる人を明確にすることにより、対象外の者による駐車を防止し、身体障害者等用駐車場の適正利用を図るため導入

した「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度の普及を促進する。

2 障害者計画の推進

障害者基本法に基づき、平成28年2月に策定した「第3期岡山県障害者計画～だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン～」(計画期間：平成28～令和2年度)を推進し、障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する共生社会の実現をめざして、障害者アートや農福連携のプロジェクトなど県政全般にわたる各種施策を実施する。

また、5つの障害保健福祉圏域を単位に、地域間の格差が生じないように、障害のある人がより身近な地域で充実した障害福祉サービスが受けられるように努める。

なお、令和2年度で計画期間が満了するため、次期計画(計画期間：令和3～7年度)を策定する。

3 障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、平成30年3月に策定した第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画(計画期間：平成30～令和2年度)を推進し、障害のある人の地域生活や一般就労への移行等に向けて、必要な基盤整備や施策等を実施するとともに、各市町村を通じ広域的な見地から障害福祉サービス・障害児支援の提供体制の確保や、障害のある人及び子どもへの支援の充実を図る。

なお、令和2年度で計画期間が満了するため、次期計画(計画期間：令和3～5年度)を策定する。

(1) 地域生活移行の促進

障害のある人が地域において自立した生活を営むことができるよう、グループホーム等の生活基盤を充実することなどにより、福祉施設から地域生活への移行を促進する。

(2) 就労移行の促進及び所得の向上

障害のある人に対する就業面と生活面の一体的な支援体制の整備等により、福祉施設から一般就労への移行を促進する。

また、所得向上に向けた支援策の充実を図り、官公需の発注における優先調達の配慮や共同受注の促進等に努めるなど、障害のある人の就労に関する取組を一層推進する。

(3) 障害福祉サービス量の充足

障害のある人の自立と社会参加を促進するため、地域(圏域)で必要とされるサービス量の充足を目指し、障害福祉サービス等の基盤整備を推進する。

(4) 障害児への支援

障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できる体制を構築するため、教育、保育、医療等の関係機関や、通所支援事業所など専門的な支援機関と連携しながら、障害児支援体制を確保する。

(5) 人材の養成・確保と資質の向上

障害のある人の地域生活や社会参加を支えるため、ホームヘルパーや手話通訳者等の養成、確保に努め、その資質の向上を図る。

4 障害者差別解消法への適切な対応

障害者差別解消法への適切な対応を図るため、職員研修や県民への普及啓発を行うとともに、障害のある人への差別解消に関する相談窓口や障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障害のある人への差別の解消を推進する。

(1) 相談窓口

各課室に相談対応責任者を設置し、県民からの相談に応じるとともに、総合相談窓口として、県障害者差別解消相談センターを設置し、情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等の援助を行う。

(2) 県障害者差別解消支援地域協議会

関係機関が、相談事例等を情報共有するとともに、連携を図りながら障害者差別解消のための取組や助言を実施する。

5 障害者スポーツ大会の開催

障害のある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障害に対する正しい理解と認識を深め、障害のある人の社会参加を促進することを目的として、岡山県障害者スポーツ大会を開催する。

平成12年度に設立された岡山県障害者スポーツ協会を核として、平成13年度から身体障害のある人と知的障害のある人のスポーツ大会を統合し、平成20年度からは、精神障害のある人のバレーボールを、平成30年度からは精神障害のある人の卓球を正式競技に加え、大会の充実を図っている。

また、東京2020パラリンピックの開催は、障害者スポーツ振興の絶好の機会であることから、パラリンピック競技のキャンプ誘致や障害者アスリートの活動支援を行うことで、障害者スポーツの普及啓発や競技力向上を図る。

(1) 障害者スポーツ大会の開催

ア 第20回岡山県障害者スポーツ大会「輝いてキラリンピック」

例年、岡山県陸上競技場(シティライトスタジアム)で開会式及び陸上競技並びに県内8会場で各種競技を開催しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、5月の開会式及び陸上競技の中止及びバスケットボールを除く全ての競技の中止を決定した。

イ 第20回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」

開催日程 令和2年10月24日(土)～26日(月)

会場 鹿児島県立鴨池陸上競技場(鹿児島市)外

(2) 東京2020パラリンピックに向けた取組

ア パラリンピックキャンプ誘致事業

パラリンピック競技のナショナルチーム・選手の国内移動費、滞在費等を支援する補助制度を活用し、ナショナルチーム等のキャンプ誘致を行い、障害者スポーツの振興及び障害者スポーツへの理解を促進する。

イ パラリンピアン育成事業

障害者アスリートを対象に海外・国内遠征、競技用具の整備等に要する費用を補助することで、競技力向上を支援するとともに、パラリンピアンなどを講師とした講習会等を開催し、障害者スポーツへの理解の促進及び競技者の裾野拡大を図る。

6 身体障害のある人・知的障害のある人の現状等

(1) 身体障害のある人

身体障害者福祉法別表に該当し、身体障害者手帳の交付を受けている人の状況は下記のとおりである。

同法施行時の対象は視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害、肢体不自由が対象であった。その後、内部障害については、昭和42年に心臓・呼吸器の機能障害、昭和47年に腎臓の機能障害、昭和59年にぼうこう又は直腸

機能障害、昭和61年に小腸機能障害、平成10年にヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全機能障害、平成22年4月から肝臓機能障害が対象範囲となっている。

○身体障害者手帳の交付状況

障害区分別の推移 (各年度3月31日現在) (単位：人)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障害	4,496	4,435	4,375	4,342
聴覚障害	5,607	5,627	5,618	5,557
音声・言語	814	811	796	818
肢体不自由	39,837	39,019	38,185	37,151
内部障害	21,693	22,192	22,690	23,102
計	72,447	72,084	71,664	70,970

障害等級別の推移 (各年度3月31日現在) (単位：人)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	23,104	23,127	23,229	23,286
2級	10,926	10,773	10,588	10,335
3級	9,812	9,801	9,779	9,773
4級	18,966	18,784	18,488	18,138
5級	4,800	4,798	4,792	4,714
6級	4,839	4,801	4,788	4,724
計	72,447	72,084	71,664	70,970

年齢別の推移 (各年度3月31日現在) (単位：人)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0～17	1,306	1,288	1,249	1,194
18～	71,141	70,796	70,415	69,776
計	72,447	72,084	71,664	70,970

(2) 知的障害のある人

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定され、療育手帳が交付された人の状況は下記のとおりである。

療育手帳には身体障害者手帳のように法令により全国統一の基準が定められておらず、各都道府県（政令指定都市）ごとに判定基準を設けている。

○療育手帳の交付状況 (各年度3月31日現在) (単位：人)

区分	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	A	B	計	A	B	計	A	B	計
18歳未満	1,135	2,971	4,106	1,141	2,916	4,057	1,148	2,924	4,072
18歳以上	4,575	8,745	13,320	4,655	9,127	13,782	4,736	9,511	14,247
計	5,710	11,716	17,426	5,796	12,043	17,839	5,884	12,435	18,319

7 障害福祉サービス等の提供体制の整備

(1) 障害福祉サービス、障害児支援の確保

障害のある人が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害児支援等の提供を確保するために必要な経費を負担する。

(2) 地域生活支援事業等の推進

日常生活用具給付等事業や移動支援など障害のある人の地域生活を支援する事業について市町村へ補助を行い、障害のある人のニーズに即した事業の実施を推進する。

(3) 障害福祉サービス等の提供体制の基盤整備

社会福祉施設等整備費補助事業などにより、障害のある人の地域移行の受け皿としてのグループホーム等の整備促進を図るとともに、防災体制等の強化を図る。

(4) 障害福祉制度の円滑な運営

ア 障害者介護給付費等不服審査会の運営

障害支援区分認定等、市町村が行った行政処分に対する不服申立ての審理、裁決を行う障害者介護給付費等不服審査会を運営する。

イ 認定調査員等の資質の向上

障害支援区分認定の適正化を図るため、認定調査員、市町村審査会委員及び市町村職員を対象に研修を実施する。

ウ 市町村への助言・支援

高額障害福祉サービス等給付費の支給対象の拡大や適切な支給決定事務等、制度の着実な運営を推進するため、市町村職員への研修や助言等を行う。

(5) 人材の養成・確保と資質の向上等

相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を養成する。

また、令和2年度から各地域で中核的な役割を担う主任相談支援専門員の養成にも新たに取り組むなど、就業後も資質向上を図ることができるよう、経験年数に対応した研修を実施する。

(6) 医療的ケア児等に対する支援

ア 短期入所サービス拡大促進事業

在宅で医療的ケア児等（重症心身障害児・者を含む。）の子育てや介護をする家族の負担を軽減するため、短期入所の利用日数や緊急時の受入れ回数に応じて事業所に対して補助する市町村に対し補助する。

イ 短期入所事業所開設等支援事業

障害のある人の高齢化や障害の重度化、さらに「親亡き後」を見据え、障害者支援施設等の空き部屋等の改修（小規模修繕に限る。）の経費の一部を補助し、居住支援のための機能（緊急時の受け入れ・対応等）を有する短期入所事業所の整備・充実を図る。

ウ 医療的ケア児等支援者養成事業

現任職員の喀痰吸引等研修受講期間における代替職員の確保等のための経費の一部補助や、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを養成するための研修を実施し、障害福祉従事者の専門性向上を図る。

エ 県・地域における協議の場の設置

医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、福祉・保健・医療・教育等の連携促進のための協議の場として設置している「岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会」において、各地域における協議の場の設置促進について、市町村等への働きかけを行う。

(7) 障害のある人の就労支援の推進

障害のある人の就労、生活の両面をサポートする障害者就業・生活支援センターの着実な運営を進め、福祉事業所から一般就労への移行をより一層促進する。また、これまでの取組に加え、新たに就労定着に向けた支援にも重点的に取り組めるよう体制を整備し、障害のある人の就労を一体的に支援する。

(8) 所得向上計画の推進

障害のある人の工賃・賃金の水準が向上するよう、平成30年7月に策定した第3期岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画（計画期間：平成30～令和2年度）に基づき、障害のある人の就労を通じた所得向上の総合的な推進に努める。

(9) 就労継続支援A型事業所の経営改善支援

県内の多くのA型事業所が、生産活動による収益だけでは利用者の賃金を賄えていないことから、中小企業診断士による経営診断等の実施や経営者等の意識改革・資質向上に向けたセミナーの開催、A型事業所と民間企業とのマッチング支援等、A型事業所の経営改善に向けた支援を行い、利用者が安心して就労できる環境を整備する。

8 各種障害福祉施策

(1) 発達障害のある人のトータルライフ支援の推進

ア 発達障害のある人の支援体制整備の推進

支援の拠点である発達障害者支援センターにおいて、発達障害のある人や家族に対する相談支援や就労支援等を行うとともに、市町村に配置されたコーディネーターとの連携により、全県的な支援体制の整備を推進するほか、ペアレントメンター（信頼できる相談相手）の養成・派遣や親支援プログラムの活用等による家族支援の充実を図る。

また、医療分野からの専門的視点に基づくサポートにより、支援策の効果的な推進を図る。

イ 人材育成の推進

発達障害者支援キーパーソンやかかりつけ医等を対象とした研修を充実し、幅広い人材の育成を推進する。

ウ 発達障害のある人のトータルライフ支援の推進

乳幼児期の早期支援の仕組みづくりを市町村単位で進めるための研修等を実施するとともに、県ガイドラインの活用等により就学前後における支援に必要な情報連携の取組を促進する。

また、発達障害のある人の職場研修や就労促進のための企業向け研修等を実施する。

(2) 心身障害者医療費公費負担制度

重度の身体・知的障害のある人が必要とする医療を受けやすくするため、その医療費を公費負担する市町村に対して補助金を交付する。

(3) 手当等

特別障害者手当、特別児童扶養手当、心身障害者扶養共済年金等の支給などにより、障害のある人の生活基盤の強化を図る。

(4) 更生相談

更生相談所において、施設への入所に係る情報提供、医学的、心理学的及び職能的判定、身体障害者手帳及び療育手帳の交付等を行い、身体障害のある人や知的障害のある人の更生相談に総合的に応じる。また、交通の不便な地域に出向き、障害のある人の相談、補装具の判定などを行う巡回更生相談を実施する。

(5) 療育等の充実

ア 難聴児補聴器交付事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に補聴器の購入費用の助成を行う市町村に対して、補助金を交付する。

イ 障害児等療育支援事業

在宅障害児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図る。

(6) 障害者虐待防止対策

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、県に障害者権利擁護センターを設置し運営するとともに、法律的技術援助窓口を設けるなど、市町村が設置運営する障害者虐待防止センターの支援を行う。また、普及啓発や研修を実

施し、障害のある人に対する虐待防止に向けた取組を推進する。

(7) 交流事業

在宅の障害のある人の社会参加を促進し、県民の障害のある人への理解と意識の高揚を図るため、各種活動への参加と交流を促進する。

ア 文化芸術活動の推進

(ア) 全県公募展の開催等

障害のある人の創作活動や交流促進、人材育成・権利擁護を推進するとともに、作品発表等の機会をさらに拡大し、障害のある人の魅力を発信するため、全県公募展及びワークショップ等を開催する。

(イ) 県庁アートギャラリー

障害のある人が制作した絵画作品等を県庁1階の県民室に展示し、障害のある人への理解を深める。

(ウ) 知的障害者福祉展

知的障害のある人の福祉について、社会の理解を深めるため、知的障害のある人の制作した作品の展示等を行う福祉展を開催する。

イ 健康の森学園交流促進事業

岡山県健康の森学園において、知的障害のある人への理解を深め、交流を促進し障害のある人への理解と意識啓発を図る。

(8) 基金

障害のある人の自立と社会参加を促進し、地域における連携の強化を図るために設置した「岡山県愛とふれあいの基金」を活用して、障害のある人の福祉の向上を図る。

9 県立施設等

(1) 視覚障害者センター

視覚障害者センターにおいて、(福)岡山県視覚障害者協会への指定管理により、点訳・朗読奉仕員養成事業、視覚障害のある人に対する情報提供など、福祉増進のための各種事業を実施する。

(2) 聴覚障害者センター

聴覚障害者センターにおいて、(公社)岡山県聴覚障害者福祉協会への指定管理により、手話通訳者や要約筆記者等の養成・派遣、聴覚障害のある人の相談など、福祉増進のための各種事業を実施する。

(3) 健康の森学園

健康の森学園(新見市哲多町)は、障害のある子ども等の教育と基本的な生活から就労に至るまでの一貫した指導訓練を行うために、特別支援学校(全寮制)と障害者支援施設(入所)及び就労継続支援事業所(通所)を一体的に設置したユニークな学園であり、障害者支援施設と就労継続支援事業所については、指定管理により(福)健康の森学園が運営している。

10 低所得者福祉

(1) 生活保護制度

ア 保護の実施状況

県内の生活保護率は、昭和56年度の1.37%をピークに平成8年度には0.68%まで低下したが、景気の長期低迷等の影響を受けて上昇に転じた。

その後、平成17年度以降は0.98%で、ほぼ横ばい状態となっていたが、平成20年後半からの景気・雇用情勢の悪化に伴い急激に上昇した。平成25年度以降、県全体では目立った変化はみられないが、平成29年度からは若干減少傾向にある。

なお、保護の実施機関は、県(県民局)、市及び福祉事務所設置町村である。

○保護世帯数等（令和2年3月分）

実施機関	保護世帯数(世帯)	保護人員(人)	保護率(%)
3 県民局(9 町)	413	524	0.53
15市	18,334	23,938	1.34
1 町 2 村	84	105	0.63
合 計	18,831	24,567	1.29

イ 生活保護制度の適正実施

生活保護の適用は、資産、能力その他あらゆるものの活用を要件としているが、真に生活に困窮している者に対しては速やかに必要な給付を行うとともに、保護を受ける必要がない者が不正に給付を受けることがないように、適正に運営することが必要である。また、自立助長のための就労支援などの充実が求められている。

このため、研修等により福祉事務所職員の資質の向上を図るとともに、岡山労働局等関係機関との連携強化や福祉事務所への法施行事務監査を通じて実施水準の向上に努めている。

○保護の種類

生活扶助	衣食その他日常生活の需要を満たすために必要な費用
教育扶助	義務教育を受けるために必要な学用品、教材、学校給食、通学に要する費用
住宅扶助	家賃、間代、地代等のほか家屋の補修等に要する費用、転居に際しての敷金等の費用
医療扶助	医療機関において診療を受ける費用、施術、看護、治療材料の購入費等の費用
介護扶助	介護を受けるのに必要な費用、福祉用具、住宅改修、施設介護、移送等の費用
出産扶助	居宅又は施設内での分娩に要する費用
生業扶助	被保護者の自立を促進するために、小規模の事業を営むための費用、必要な技能の習得のための費用、就職の準備のための費用、高等学校等の就学費用
葬祭扶助	葬祭に要する費用

ウ 生活扶助基準の改定

生活扶助基準の改定は、国民の消費動向に対応して行われており、平成15年度及び平成16年度においては、国民の消費支出や物価が下落する中で、国民全体の消費水準との均衡を図るため制度発足以来初めて引き下げられた。平成17年度から平成24年度までは据え置かれたが、平成25年8月から平成27年度まで、段階的に引き下げが行われた。また、平成30年10月以降については、それまでの基準額から減額幅を5%以内に調整を図る経過的加算を設け、平成30年10月を起点として1年間ずつ3年間をかけて段階的に改定が行われている。

○級地別の生活扶助基準（令和2年4月現在）

区 分	基 準 額	市 町 村 名
1 級地－2	152,820円	岡山市、倉敷市
2 級地－2	145,920円	玉野市
3 級地－1	139,710円	津山市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
3 級地－2	135,830円	真庭市、美作市、和気町、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町、吉備中央町、西粟倉村、新庄村

（注）3人世帯：【33歳・29歳・4歳】

エ 保護施設の状況

生活保護法による県内の保護施設は、著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させ生活扶助を行うことを目的とする救護施設と、就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会等を与え自立助長を目的とする授産施設がある。

○県内の保護施設の状況（令和2年3月31日現在）

	公 立		社会福祉法人		計	
	施設数	現員(定員)	施設数	現員(定員)	施設数	現員(定員)
救護施設	2	60(80)	5	329(335)	7	389(415)
授産施設	—	—	2	64(60)	2	64(60)

（2）生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業を行う。

必須事業として、就労その他の自立に関する相談支援や、事業利用のためのプラン作成等を行う自立相談支援事業（令和元年度新規相談件数 県全体4,201件（うち3県民局分84件）を実施するとともに、離職により住宅を失った者等に家賃相当の住居確保給付金を支給する。

また、任意事業として、県では、就労意欲や生活能力・就労能力が低いなどの課題を抱える者に対し、県内の中間就労の場において被保護者等就労準備支援事業を行うとともに、市町村での任意事業の取組が進むよう先進事例の説明会を開催するなど、情報の提供や助言等の支援を行う。

《長寿社会課》

1 高齢者保健福祉施策の推進

本県の高齢化率は30.2%（令和元年10月1日現在）に達しており、高齢者が健康で安心して暮らせる社会を実現するための各種施策を積極的に推進する必要がある。

このため、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、平成30年3月に策定した「第7期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」（計画期間：平成30～令和2年度）に基づき、広域的な観点から介護保険の円滑な運営や介護予防も含めた高齢者保健福祉施策の総合的な推進に努める。

また、これまでの取組状況等を踏まえ、第8期計画（計画期間：令和3～5年度）を策定する。

○高齢化率の推移

（単位：％）

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
岡山県	25.1	25.3	26.2	27.1	28.0	28.6	29.2	29.6	30.0	30.2
全 国	23.0	23.3	24.1	25.1	26.0	26.7	27.3	27.7	28.1	28.5

※各年10月1日現在

（1）高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の推進

ア 計画の概要等

（ア）計画の概要

地域包括ケアシステムの構築と認知症施策の推進を基本理念とし、基本的考え方、現状等と目標、地域包括ケアシステム構築のための市町村支援、介護サービス基盤の整備、人材の確保・育成に向けた取組等を定めている。

（イ）計画の推進

地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村の取組に対して助言・支援を行うとともに、介護サービスの基盤整備や人材の確保に向けた取組を進める。

また、保険者機能強化推進交付金等（都道府県分）を積極的に活用し、市町村支援の取組を強化する。

（ウ）進行管理

計画の進捗状況や保健福祉サービスの実施状況等を把握し、進行管理を行う。市町村及び岡山県介護保険関連団体協議会等との連携を図る。

（エ）介護保険制度推進委員会の運営

計画の進行管理等について審議・検討するため、学識経験者、保険者・被保険者の代表、サービス事業者等で構成する委員会を運営する。

（オ）「第8期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」の策定

要介護認定者数、介護サービスの提供状況、施設の整備状況等第7期の施行状況を踏まえ、広域的な観点から地域における地域包括ケアシステムの構築を進めるため、国が定める基本指針に沿い、団塊の世代が75歳以上となる令和7年、更に団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えて、「第8期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」（計画期間：令和3～5年度）を策定する。

計画策定に際しては、県保健医療計画等との整合性の確保を図るとともに、県住生活基本計画（高齢者居住安定確保計画）等との調和を図る。

○介護保険の施行状況

(単位：人)

第1号被保険者数	565,141	65歳以上75歳未満 75歳以上85歳未満 85歳以上	267,226 193,903 104,012
要介護（要支援）認定者数	119,180	要支援 要介護	34,217 84,963
サービス受給者数	102,881	居宅サービス 地域密着型サービス 施設サービス	67,825 18,312 16,744

※令和元年10月末現在

イ 老人福祉施設等の充実等

(ア) 老人福祉施設等の整備

「第7期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」等に基づく施設整備を着実に進めることとし、広域型及び地域密着型施設の整備等について、地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用した市町村への補助により、市町村の実情に即した基盤整備の促進を図る。

また、高齢者施設の防災・減災対策を推進するため、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用した非常用自家発電設備の整備やブロック塀等の改修等を実施する法人への補助を行う。

(イ) 老人福祉施設等の災害復旧支援

平成30年7月豪雨により被災した特別養護老人ホーム等について、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金等を活用し、施設や設備等復旧完了を支援する。

(ウ) 軽費老人ホーム運営費補助

軽費老人ホームの利用者負担を軽減するため、運営費を補助する。

ウ 介護職員の処遇改善等

「医療介護総合確保促進法に基づく岡山県計画」に基づき、地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用し、介護職員の資質向上や労働環境・処遇の改善に取り組む。

エ 介護保険制度の円滑な運営と介護サービスの質の向上

(ア) 介護給付適正化の推進

介護サービスが、より一層利用者の自立支援に資するものとなるよう、各保険者が実施する適正化事業を支援し、介護給付適正化を着実に推進する。

(イ) 介護支援専門員等の資質の向上

介護支援専門員（ケアマネジャー）を養成するほか、就業後の資質向上を図るため経験年数に対応した研修を実施する。

また、要介護認定の適正化を図るため、認定調査員、認定審査会委員、主治医及び市町村職員を対象に研修を実施する。

(ウ) 介護保険審査会の運営

要介護認定等、市町村が行った行政処分に対する不服申立ての審理、裁決を行う介護保険審査会を運営する。

オ 介護保険の保険者である市町村への助言・支援

(ア) 市町村への助言

介護認定審査会の運営、苦情処理への対応、被保険者資格の管理、保険給付の実施、保険料の賦課徴収、会計処理、介護給付費負担金・地域支援事業交付金の請求、事業状況報告等について助言を行う。

(イ) 市町村の介護保険財政への支援

介護給付費負担金、地域支援事業交付金、低所得者保険料軽減負担金の交付や、介護保険財政安定化基金による貸付等を行うとともに、低所得の高齢者等の利用者負担の軽減のため、低所得利用者負担軽減事業を行う市町村への助成を行う。

(ウ) 保険者機能強化への支援

多職種連携による地域ケア会議の活性化や介護予防の推進等、自立支援・重度化防止等に向けた市町村の保険者機能を強化するため、市町村職員への研修や助言、リハ職の広域派遣調整等の支援を行う。

カ 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

地域における高齢者の社会参加活動の中核的役割を担う老人クラブが、さらに活発で幅広い活動が行えるよう支援するとともに、岡山県社会福祉協議会（長寿社会推進センター）を事業主体とした高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加等を促進する。

○老人クラブの状況（助成対象外の政令指定都市、中核市を含む。）

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度
老人クラブ数（クラブ）	2,710	2,655	2,613	2,563
会 員 数（人）	152,699	148,782	144,969	141,557
60歳以上人口（人）	669,785	668,803	670,311	671,399
老人クラブ加入率（％）	22.8	22.2	21.6	21.1

※各年度末現在（60歳以上人口は各年度10月1日現在）

キ 高齢者の地域生活を支える仕組の充実

(ア) 地域包括支援センターの機能強化等

地域包括支援センターの更なる機能強化を図るため、職員の資質向上に取り組むとともに、訪問看護職員の人材確保・定着等を支援する。

(イ) 介護予防・日常生活支援総合事業の支援

各市町村で実施されている介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向け、引き続き、市町村職員等への研修や市町村が開催する地域ケア個別会議等にアドバイザーを派遣し助言等を行う。

また、地域の通いの場に自力参加が困難な高齢者のための住民互助による付添活動の仕組を普及するとともに、NPO、ボランティア等の多様なサービスの担い手の情報・意見交換等を行うフォーラムを開催するなど、広域的な観点から市町村を支援する。

(ウ) 市町村支援コンサルティング機能強化事業

JAGES（日本老年学的評価研究機構）の研究員等の知見を活用したデータ分析などを行い、市町村が分析結果に基づいた介護予防に取り組むことができるよう支援する。

(エ) 介護予防効果測定事業

市町村が介護予防の効果を確認しながらPDCAサイクルを回すことができるよう、通いの場などの利用者のデータ集計・分析を市町村と共同で行う。

(オ) 介護予防加速化事業

住民互助の付添活動である通所付添サポート事業の更なる普及と地域の実情に応じた展開を図る市町村を支援する。

(カ) 高齢者在宅生活支援事業

高齢者等の居宅における日常生活を容易にするとともに介護者の負担を軽減するため、高齢者の居住に適するよう住宅を改造する場合に、その費用の一部を助成する市町村に対し補助を行う。

ク 高齢者虐待防止の推進

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、市町村が行う措置の実施に関し必要な援助、助言を行うとともに、市町村担当課の職員や施設職員等に対する研修、法律相談窓口の設置、市民後見人養成研修等により、高齢者虐待の防止や権利擁護を推進する。

2 認知症対策の推進

認知症対策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい理解に基づく本人や家族への支援等を通じて、地域での総合的かつ継続的な支援体制を確立

する必要がある。このため、認知症介護研修や早期診断・早期対応の推進、家族支援・啓発、地域支援体制の構築等に取り組む。

(1) 認知症介護研修

高齢者介護の指導的立場にある者、認知症介護事業所の開設者、管理者等に対し必要に応じてeラーニングの手法を取り入れた研修を実施するなど、研修の改善・充実を通じて認知症の人に対する介護サービスの向上を図る。

(2) 早期診断・早期対応の推進

認知症の早期診断・早期対応を推進するため、認知症サポート医の養成を行うとともに、かかりつけ医や歯科医師、薬剤師等に対して対応力向上研修を実施する。

(3) 認知症医療提供体制の構築

認知症疾患医療センターにおいて、専門的な医療の提供や地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症医療提供体制の構築を図る。

(4) 家族支援・啓発

認知症の人やその家族等を支援するため、認知症コールセンターの運営及び認知症高齢者介護の経験者等との交流により、知識・介護技術面に加え、精神面を含めた支援を目的とした家族交流事業を実施するとともに、認知症の人や家族を温かく見守る認知症サポーターを市町村と協力して養成する。

また、認知症の中核症状等を疑似体験できるVR機材を活用し、認知症への理解を深める出前研修会を実施する。

(5) 認知症地域支援体制の構築

認知症の人に対する地域での支援体制の構築に向け、岡山県認知症対策連携会議や市町村職員等への研修等を実施する。

また、認知症の人やその家族のニーズに合った支援体制を構築するため、認知症サポーターを中心とした様々な支援者によるチーム、いわゆる「チームオレンジ」を整備しようとする市町村を支援する。

(6) 若年性認知症の人への支援

若年性認知症の人が適切な支援を受けられるよう、医療、介護、福祉、雇用等の関係機関のつなぎ役となる若年性認知症支援コーディネーターを配置して個別支援に取り組むとともに、若年性認知症専用の電話相談の実施や当事者本人及び家族が集う交流会を開催する。

(7) 成年後見制度の利用促進

認知症高齢者の増加が見込まれる中で、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、県内どの地域においても必要な人が制度を利用できる体制の整備が進むよう普及啓発を図るとともに、早期の段階からの相談などの実施により、権利擁護支援が必要な人を発見し、成年後見制度の利用につなげるための市町村の取組を支援する。

3 後期高齢者医療制度

高齢者の誰もが安心して適切な医療サービスを受けることができる後期高齢者医療制度の円滑かつ適正な運営を推進するため、制度を運営する後期高齢者医療広域連合及び市町村に対して、適切な予算編成、保険料の賦課・徴収、医療費適正化、制度改正への対応など必要な助言等を行うとともに、療養の給付等に要した費用の負担により、運営の安定化を支援する。

また、今年度から本格実施となる、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組について、市町村での円滑な事業導入に向けた支援に努める。

- ・ 被保険者 75歳以上の人と、65～74歳の人で一定の障害の状態にある人
- ・ 負担の対象範囲 総医療費から一部負担金等を控除した額
- ・ 運営主体 岡山県後期高齢者医療広域連合（全市町村が加入する広域連合）

4 国民健康保険

市町村国民健康保険は、国民皆保険の基盤を成す制度として、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きな役割を果たしてきたが、高齢化の急速な進展、医療技術の高度化等による医療費の増加等により、事業運営は厳しい状況となっている。こうしたことから、財政運営の責任主体として、県も保険者となり、県内の統一指針となる岡山県国民健康保険運営方針(計画期間：平成30～令和2年度)に基づき、市町村と一体となって、安定的な財政運営、効率的な事業の推進に努める。なお、岡山県国民健康保険運営方針については、今年度末で計画期間が終了することから、これまでの取組状況等を踏まえた改定(計画期間：令和3～5年)を行う。

また、将来にわたり安定的な財政運営が行えるよう、岡山県国民健康保険保険者機能強化基金を活用し、市町村が行う給付点検の強化や保健事業の支援など医療費の適正化に向けた取組を進める。

(1) 国保事業費納付金の徴収及び標準保険料率の算定

医療費の動向を踏まえ、市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮し、市町村と算定方法等の協議を行った上で、国保事業費納付金の額を決定するほか、市町村が保険料率を決定する際の参考となる標準保険料率を算定し公表する。

(2) 保険給付費等交付金の交付

国民健康保険事業特別会計において、市町村が保険給付に要した費用の全額を市町村へ交付する。

(3) 財政安定化基金の貸付・交付

国保財政の安定化を図るため、保険料が収納不足となった市町村への貸付・交付や県特別会計が収支不足となった場合の取崩等を行う。

(4) 医療費適正化に向けた取組

ア レセプト点検指導体制の充実強化

医療給付専門指導員により、各保険者、審査支払機関における給付点検の効果向上に向けた指導・助言を行うとともに、広域的、専門的な観点から給付点検を行う。

イ 保健事業支援員の設置

保健事業支援員により、市町村ニーズに応じたデータ分析を行うなど、市町村が実施する保健事業の支援を行う。

(5) 保険者及び保険医療機関等に対する助言等

ア 保険者に対する助言等

国民健康保険事業の適正な運営を図るため、適切な予算編成、保険料(税)収納率の向上、医療費適正化、制度改正への対応等、保険者に対する助言等を行うとともに必要な財政支援を行う。

イ 保険医療機関等の指導等

保険診療・保険調剤の質的向上と適正化を図るため、国の指導大綱に基づき、中国四国厚生局岡山事務所との共同により、指導対象となる保険医療機関等を選定し、個別指導等を実施する。

〔参考〕市町村国民健康保険の状況

○被保険者数等

年度	区分 世帯数	被保険者数		国保 加入率
		総数	介護2号(割合)	
平成28年度	269,532世帯	434,001人	130,438人 30.1%	22.5%
平成29年度	261,613世帯	414,393人	122,404人 29.5%	21.6%
平成30年度	255,015世帯	398,291人	116,212人 29.2%	20.8%

※世帯数・被保険者数は年間平均数

○決算（県特別会計）

（単位：百万円）

年度	区分 歳入 総額	歳出 総額	単年度 収支	実質単年度 収支
平成30年度	180,477	174,840	5,822	3,309

○決算（市町村特別会計）

（単位：百万円、%）

年度	区分 歳入 総額	歳出 総額	単年度 収支	実質単年度 収支	収納率
平成28年度	245,245	237,049	3,782	281	92.06
平成29年度	243,383	234,479	1,915	△251	92.76
平成30年度	206,858	201,623	△717	112	93.25

第5 令和2年度保健福祉部当初予算額一覧表

(単位:千円)

区 分	令和2年度			令和元年度			比較(%)		
	当 初 予算額	財 源 内 訳		当 初 予算額	財 源 内 訳		予 算 額	一 般 財 源	
		特 定	一 般		特 定	一 般			
義 務 的 経 費	110,917,137	5,079,096	105,838,041	112,528,321	7,163,143	105,365,178	98.6	100.4	
内 訳	人 件 費	5,783,680	249,606	5,534,074	5,765,748	240,469	5,525,279	100.3	100.2
	公 債 費	0	0	0	0	0	0	—	—
	社会保障関係費	103,588,711	3,712,820	99,875,891	103,193,860	4,570,729	98,623,131	100.4	101.3
	そ の 他	1,544,746	1,116,670	428,076	3,568,713	2,351,945	1,216,768	43.3	35.2
一 般 行 政 経 費	19,010,547	8,350,330	10,660,217	19,712,873	8,734,251	10,978,622	96.4	97.1	
内 訳	運 営 費	1,772,697	251,338	1,521,359	1,963,638	245,518	1,718,120	90.3	88.5
	事 業 費	17,237,850	8,098,992	9,138,858	17,749,235	8,488,733	9,260,502	97.1	98.7
投 資 的 経 費	0	0	0	0	0	0	—	—	
内 訳	公 共 事 業 等 費	0	0	0	0	0	—	—	
	国 直 轄 事 業 負 担 金	0	0	0	0	0	—	—	
	災 害 復 旧 事 業 費	0	0	0	0	0	—	—	
一 般 会 計 の 計	129,927,684	13,429,426	116,498,258	132,241,194	15,897,394	116,343,800	98.3	100.1	
特 別 会 計 の 計	174,655,918	174,655,918	0	178,447,382	178,447,382	0	97.9	—	
合 計	304,583,602	188,085,344	116,498,258	310,688,576	194,344,776	116,343,800	98.0	100.1	

